

砂丘とクロボクに育まれた人とまち

—北栄町文化財保存活用地域計画—

【資料編】

資料1 北栄町文化財保存活用地域計画作成の経過

会議・協議・説明会	期日	内容
2019年度第1回文化財保護委員会	2019年6月4日	北栄町文化財保存活用地域計画についての取り組み説明
生涯学習課文化・スポーツ推進室協議	2019年6月26日	町文化財の特徴・課題の検討、基本理念・方針、関連文化財群設定の検討
生涯学習課文化・スポーツ推進室協議	2019年10月7日	文化財リスト調査状況確認
県文化財課協議	2019年10月30日	作成進捗状況の確認
庁内協議	2019年11月11日	取組状況説明、庁内の協力依頼
2019年度第2回文化財保護委員会	2019年11月26日	文化財リスト調査状況説明、関連文化財群ストーリー説明
文化庁協議（京都）	2019年12月6日	取組状況の説明、関連文化財群内容協議
自治会長会	2020年1月27日	取組説明、アンケート実施（～3月31日）
2019年度第3回文化財保護委員会	2020年2月27日	取組状況説明、関連文化財群別課題・方針・措置協議
町内文化財の聞き取り（町職員）	2020年3月	町内で昔から伝わる行事などの聞き取りアンケートの実施
文化庁・県文化財課へ素案提出協議	2020年5月22日	素案内容についての意見聴取、修正点聴取（メール）
県文化財課協議	2020年6月5日	素案内容協議、修正点協議
2020年度第1回文化財保護委員会	2020年6月11日	素案内容審議
「あつまらいや北条」での説明会	2020年7月2日	茶臼山周辺の文化財解説、茶臼山周辺の関連文化財群活用計画の説明・意見収集
「下種いきいきサロン」での説明	2020年7月2日	栄地区の文化財解説、栄地区周辺の文化財群活用計画の説明・意見収集
生涯学習課文化・スポーツ推進室協議	2020年7月14日	文化庁協議に向けての室内協議
文化庁協議	2020年7月27日～ 7月28日	修正案についての協議。関連文化財群構成文化財の視察
文化庁・県文化財課へ修正案提出	2020年9月28日	文化庁協議を受けての修正案提出（メール）
県文化財課協議	2020年10月9日	修正案協議
「北栄地域財産を知ろう・語ろう」	2020年11月7日	町民有志による北栄町の文化財の今後の活用等についての意見交換。地域計画についての意見収集
県文化財課協議	2020年11月20日	修正案協議
2020年度第2回文化財保護委員会	2020年11月27日	修正案・概要版案審議
文化庁・県文化財課へ修正案提出	2020年11月30日	委員会意見を受けての修正案提出（メール）
文化庁協議（京都）	2020年12月4日	修正案協議
生涯学習課文化・スポーツ推進室協議	2020年12月14日	修正案、パブリックコメントについての協議
庁内意見収集	2020年12月15日～ 12月28日	全職員に対して修正案についての意見収集
文化庁・県文化財課へ修正案提出	2020年12月25日	文化庁協議を受けての修正案提出（メール）
パブリックコメントの実施	2021年1月18日～ 2月8日	作成案についての町民からの意見収集
文化庁協議	2021年1月22日・ 2月3日	修正案協議（リモート開催）
2020年度第3回文化財保護委員会	2021年2月25日	最終案審議

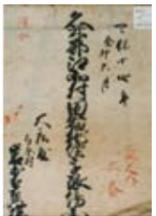
資料2 北栄地域財産リスト
指定・登録文化財

No	名称 (地域番号)	指定種別			区分		年代	地区	所在地	指定 年月日	所有者	概要	備考	関連文 化財群	写真
		国	県	町	種類	分類									
1-1	木造十一面 観音立像 (東高尾-1)	重要文化財			有形	国指定の彫刻	平安時代中期	栄	東伯郡北栄 町東高尾 560 観音寺	昭和 17.12.22	東高尾 観音寺	全高1.575m。平安時代中期の県内最古の桧一木造り仏。左腕先、両足先は失われ、頭部の化仏は削り取られている。面相円満、温雅優美に近く、衣文は流麗で趣がある。全体の均整がよくとれ、刀法は千手観音に比べてやや浅く、穏やかで力不足の感があるが秀作。彩色はない。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
1-2	木造千手観 音立像 (東高尾-2)	重要文化財			有形	国指定の彫刻	平安時代中期	栄	東伯郡北栄 町東高尾 560 観音寺	昭和 17.12.22	東高尾 観音寺	全高約1.88m、地髪部に頭上面を止めた痕があり、背面に脇手を取り付けた割りも残っている。両手先、両足先や脇手などは失われている。やや面長でふっくらとした体形が特徴で、口唇の厚い個性的な表情を呈している。衣文に翻波式の技法が見られる。平安中期ごろの作とされるが、もう少しさかのぼる時期が考えられる。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
2	鳥取藩台場 跡 由良台 場跡 (由良宿-1)	史跡			記念物	国指定の政治に関する遺跡	江戸時代末	由良	東伯郡北栄 町由良宿	昭和 03.7.27 平成 10.12.8 平成 28.3.1	北栄町	瀬戸村大庄屋武信佐五右衛門、潤太郎によって建造されたフランス式の海岸砲台場。文久3(1863)年6月から工事に掛り、文久4(元治元 1864)年2月に完成。東西125m、南北83m、矩形の前面2つの隅を切り欠いた六角形を呈し、周囲に高さ約5.5mの土塁が巡る。大砲4門が設置された。当時の姿そのままに保存されており、昭和63(1988)年に国指定史跡に指定された。その後、平成10(1998)年に、「浦富・橋津・淀江・境」台場が国史跡に追加、平成28(2016)年「赤崎」台場が追加され、「鳥取藩台場跡由良台場跡」として名称変更された。	大栄町1980『大栄町誌』 11,913㎡	①	
3	齋尾家住宅 主屋ほか7 棟 (国坂-1)	登録有形文化財 (建造物)			記念物	住宅	明治 昭和初期	中北条	東伯郡北栄 町国坂	平成 29.5.2	個人	齋尾家住宅は①主屋のほか長屋門や土蔵など敷地全体にわたって明治から昭和初期に建てられた建物や、大規模農家における生活に必要な建物群が保存状態良く残されている。②特に主屋は、江戸時代から続く伝統的な農家の住宅から近代への転換が見られる県内では初期の事例である。また豪壮な外観とともに、繊細な内部意匠は極めて上質である。③また同家に伝わる資料から、年代建築の経緯がわかる点でも貴重な事例である。 主屋は木造二階建て、入母屋造り、棧瓦葺き。棟梁は原田丈吉。大正2年建築開始。	鳥取県教育委員会 2007『鳥取県の近代 和風建築』	③	
4	木造十一面 千手観音立 像 (瀬戸-1)	保護文化財			有形	県指定の彫刻	平安時代中期 後期	大誠	東伯郡北栄 町瀬戸 963-2 観音寺	昭和 33.11.17	瀬戸 観音寺	本像は像高約1.57mで、檜材からなる一木造とし、頭上には髻を結び天冠台をつける。腕は胸前で合わせる合掌手、腹前で定印を結ぶ法鉢手の他に、脇手を上半身の横に左右19手を取り付けてあわせて42臂に表現されている。上半身に条帛を着け、天衣を両肩から懸け、下半身に裙をはき、両足を揃えて直立している。 本像には後世の補修箇所が多く見られ、頂上仏面部や脇手、足先、腰から垂れる天衣下垂部などが補修である。眼には玉眼が表側から嵌入されていたが、平成2年に行われた修理の際に当初の彫眼に戻されている。 本像は、細身の体貌や、両脚の脛部に翻波式衣文を刻むなど、この像が伝わっていた東高尾の観音寺にある別の木造千手観音立像(重要文化財)に通じるものがある。補修が多く加えられていることから制作年代の特定は難しいが、顔立ちやその造形的な特徴から東高尾の千手観音立像よりやや新しく、平安時代後期頃のものと考えられる。 正徳3(1713)年、瀬戸武信家が住民信仰のため、東高尾観音寺から勧請したとされる。	大栄町1980『大栄町誌』	②	
5-1	木造十一面 観音立像(1) (東高尾-3)	保護文化財			有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄 町東高尾 560 観音寺	昭和 61.4.18	東高尾 観音寺	総高約1.6m。観音寺古仏群中2番目に大きい。地髪部に頭上面を取り付けた痕がある。頭が大きく、面奥もかなりあって全体に量感にあふれ、やや腰をひねった形や三日月形の眼、大きな耳、背面にまで刻まれた裳の装飾、天衣までも同材で彫出する技法など注目されるが、天冠台にひずみが見られるなど、やや雑な作りとなっている。全体に肥満の感がある。左手及びひざ下等欠損、全体に磨滅。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-2	木造十一面 観音立像(2) (東高尾-4)	保護文化財			有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄 町東高尾 560 観音寺	昭和 61.4.18	東高尾 観音寺	総高約1.25m。頭上面は1列に10面数えられ、本体と同材で彫出されているのは、他の千手や11面像と特に異なる手法である。裳や条帛の様式は6像と似ているが、背面はそう細かく刻まれていない。古仏群中でも非常によくまとめられているものの一つである。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	

No	名称 (地域番号)	指定種別			区分		年代	地区	所在地	指定 年月日	所有者	概要	備考	関連文 化財群	写真
		国	県	町	種類	分類									
5-3	木造不動明王立像 (東高尾-5)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高約1.03m。弁髪を胸まで下ろし、牙をむいて立っているが、不動明王としての威嚇的な感じには乏しく、他の菩薩像に共通した流れるような衣文の装飾など、むしろ優美さにつつまれた像である。両腕先、両足先欠損。磨滅少々あり。鎌倉以降の一目諦視の忿怒の形相のものに比べて、甚だ温和。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-4	木造吉祥天立像 (東高尾-6)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高90.0cm。古仏群中、比較的損耗の少ないものの一つで、ふっくらとした面相、前後に柔らかなS字形を持たせた体の動き、指先まで合せて長く垂下する右裾など、その特徴がよく残され、像としてよくまとまったものである。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-5	木造兜跋毘沙門天立像 (東高尾-7)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高約1.34m。両手および下方の地天、左右の両腕欠損のほか、全体に磨滅。宝財をいただき武装をなし、地天の両手の上に立てるところ兜跋毘沙門天通有の形式で手法はすこぶる温雅なものを持っている。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-6	木造地藏菩薩立像 (東高尾-8)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高97.5cm。右手を下におろし、左手を前に伸ばす形をあらわす。かなり量感のあるよくまとまった像で、特に注目されるのはさらに類型化した翻波式の同心円状に刻まれた衣文であろう。そして両足の間に渦文も認められる。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-7	木造四天王立像(1) (東高尾-9)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高1.25m。宝髻を高くとり、焰髪を両耳に逆立てて牙をむいている。かなり状態よく残ったものの一つである。この像の場合、大きな獅噛を前に突き出した腹部や、量感あふれる下半部分の形など特に注目される。上半部のまとまりに比べて、下半部分はややひずみのある形となっている。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-8	木造四天王立像(2) (東高尾-10)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高1.35m。5-9と像高も共通しており、ともに際立った重量感を持ち、やや間のびした上半部分と、腰から下の短くて窮屈な表現など、観音寺四天王像の中でも非常に地方的な感じが強く特異であって、おそらく関連した作者(あるいは一対仏像)とも考えられるものである。右腕を挙げるような仕草が見られる。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-9	木造四天王立像(3) (東高尾-11)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高1.38m。5-8と像高も共通しており、ともに際立った重量感を持ち、やや間のびした上半部分と、腰から下の短くて窮屈な表現など、観音寺四天王像の中でも非常に地方的な感じが強く特異であって、おそらく関連した作者(あるいは一対仏像)とも考えられるものである。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-10	木造四天王立像(4) (東高尾-12)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高1.37m。動きがあり全体としてのバランスもよく、造りや木取りも丁寧である。両脚部の間の衣に、渦文の加飾を加えるなど、特徴のある像。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	
5-11	木造四天王立像(5) (東高尾-13)		保護文化財		有形	県指定の彫刻	平安時代	栄	東伯郡北栄町東高尾560 観音寺	昭和61.4.18	東高尾観音寺	総高1.11m。やや右斜め下を向く。両腕・両脚を欠損。	大栄町1980『大栄町誌』 小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告』第20号 鳥取県立博物館	②	

資料2 北栄地域財産リスト
指定・登録文化財

No	名称 (地域番号)	指定種別			区分		年代	地区	所在地	指定 年月日	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
		国	県	町	種類	分類									
6	六尾反射炉跡 (六尾-1)			史跡	記念物	史跡	江戸時代末	大誠	東伯郡北栄町六尾	昭和47.9.14	個人	安政4(1857)年瀬戸村大庄屋武信佐五右衛門、潤太郎によって建造された。高さ15~16m。大砲約50門製造。岡崎氏宅入口より北方向の道路沿い約28m、東西約37mに土塁が残されている。 幕末期、海防の急が叫ばれるころに、鳥取藩は瀬戸大庄屋(当時の八橋郡)武信佐五右衛門の分家の養子武信潤太郎氏に命じて反射炉を築かせた。彼は、九州宇佐郡から数人の職人を連れて帰国し、文久元年(1861)までに百門近い大砲を作り出したといわれている。建設場は畑五反歩余りの土地に二基の反射炉が築かれ、ここから造られた大砲は鳥取藩(由良台場に備え付けられた)はもとより大坂湾天保山、備前、浜田、萩藩などへ設置された。現在この地から、炉をつくった大型の煉瓦の破片や、鉄滓が掘り出されたり、土塁跡・井戸跡等が残っている。 製品は第1号から失敗もなくすぐれたもので、科学技術の高いことを物語り、鳥取藩の誇りとされていた。幕末にあって町内にも時代の新しい波に乗り出して先覚者のあったことを後世に伝える史跡として保存するに価値あるものと考えられる。 北栄町図書館ギャラリー「ゆら里」に由良台場模型とともに復元模型を展示している。 2020年に試掘調査実施。	大栄町1980『大栄町誌』	①	 
7	西高尾経筒 (西高尾-1)			有形文化財	有形	美術工芸	平安時代?	栄	北栄町西高尾	昭和47.9.14	高尾八幡宮(県立博物館寄託)	大正8(1919)年本殿工事中に甕と青銅製経筒が出土。経筒は塔身高20.5cm、外径10.4cm、器壁4mm、蓋高5.9cm、蓋を含めた総高25.8cm、蓋には宝珠状のつまみ。甕は須恵質。口頸部を意図的に打ち欠いている。外面カキ目調整。経筒の外容器として使用されたものと考えられる。 美術的にも腐食による欠失が全くなく緑錆が美しく完形品である。また、甕は須恵質の焼きであり、口縁を失っているが文化財としても貴重である。鳥取県立博物館に寄託。	大栄町1980『大栄町誌』 亀井照人1972『鳥取県の経塚遺物』 鳥取県立科学博物館研究報告9』	②	
8	里見忠義寄進棟札 (北尾-1)			有形文化財	有形	歴史資料	江戸時代初期	下北条	東伯郡北栄町北尾	昭和61.10.8	北条八幡宮	里見忠義は、滝沢馬琴の名作『南総里見八犬伝』で知られる関東の名門里見の末裔。幕閣内で重臣の憂いがあり、大久保氏が失脚。嫡戚の故に遠国の伯耆国倉吉に転封(慶長19(1614)年)。倉吉では神坂に住んでいたが、後下田中村、次いで堀村(関金町堀)に移り、ここで没した。享年29歳。里見家は断絶。忠義は源氏が守護神とした八幡を崇敬、特に山田八幡へ武運長久、海運の願いを込めて造営を思い立ったと思われる。元和2(1616)年と推定される。 棟札は、長さ148cm、幅25cm、厚さ1cm。裏に願文が書かれている。そこに「房州の太守であった身が、今は西国倉吉で斜陽の日々を送っている。安房国では幾多の民衆に音を施し、感化してきた、国の安泰をはかるために、早く帰国したい」という心願を記している。	北条町2005『新修北条町史』		
9	北条八幡宮梵鐘 (北尾-2)			有形文化財	有形	歴史資料	江戸時代中期	下北条	東伯郡北栄町北尾	昭和61.10.8	北条八幡宮	鐘身高約97cm、竜頭高約22.5cm、口径68.4cm、乳四段四列、竜頭と撞座との関係新式。山田大膳大部太夫紀秀員銘で鑄鐘(弘安6(1283)年)。安永2(1773)年に改鑄された。	北条町2005『新修北条町史』		

No	名称 (地域番号)	指定種別			区分		年代	地区	所在地	指定 年月日	所有者	概要	備考	関連文 化財群	写真
		国	県	町	種類	分類									
10	前田寛治作 絵画(4点) (田井-1~4)			有形文化財	有形	美術工芸	昭和初期	中北条	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	昭和61.10.8	北栄町	明治29(1896)年國坂に生まれる。倉吉中学時代に中井金三の手ほどきを受け、東京美術学校西洋画科に入学。大正9(1920)年中井金三、河本緑石、増田英一、前田利三らとともに砂丘社を創立。鳥取県の洋画界をリードした。フランス留学後写実主義に傾倒し、大正14(1925)年第6回帝展で「J・C嬢の像」が特選。昭和4(1929)年「海」が第10回帝展で帝国美術院賞を得た。昭和5(1930)年没。「谷中の林」・「引田芳蔵氏像」・「竜巻」・静物「花」が町指定。 「谷中の林」は、大正6(1917)年、東京美術学校2年次の制作。小林万吾、長原孝太郎に師事し黒田清輝の主唱する外光派の技法を学んでいたころの作品。美校アカデミズムを素直に表現している。 「引田芳蔵氏像」は、大正9(1920)年、学生時代の作品。この頃には親戚や知人の肖像画を何点か描いている。素描に重きを置いており、面白さに欠ける。この引田氏の肖像は2点あるが、町所蔵のこの作品は上部を広くあけた特異な構図と、他の作品よりも描き込みが進んでいることなど、個性的な一面が感じられる。 「竜巻」は大正10(1921)年旧羽合町宇野の海岸で写生したと伝えられている。日本海の現象であるということと考えれば、美術学校最後の冬休みの制作である。一説にはフランス留学後に手を入れたともいわれている。ゴッホの影響がよくわかる。人体表現の追及で独自の写実絵画を形成した後、新たに風景画に取り組んだが、これはその原点ともいべき作品である。 「静物(花)」は、昭和4(1929)年頃寛治は白い花に美意識を感じていた。生命感あふれた力強い花の表現は、自己の画論及び作品に対する自信の表れともとれる。白、紺青、濃緑、茶の各色の巧みな組み合わせは独自の表現とあいまって、「寛治ばり」といわれ、当時の若い学生にもはやされた。	北条町2005『新修北条町史』 備品番号 「谷中の林」6100-1 「引田芳蔵氏像」6100-2 「竜巻」6100-3 静物「花」6100-4		 「谷中の林」  「引田芳蔵氏像」  「花」  「竜巻」
11	上種五輪塔 (上種-1)			有形文化財	有形	彫刻	鎌倉時代?	栄	東伯郡北栄町上種	平成2.12.28	個人	鎌倉時代後期に築造されたものと推定される。五輪塔の総高は、159.6cmで凝灰岩製の露盤式五輪塔である。本塔は、3石をもって構成され、火輪以上が一石で彫成されており、火輪と水輪との接合は重ねているのみである。また、梵字は各輪四面に薬研彫りされている。地輪は、幅に対する高さの比が0.57と低い。水輪は、いわゆる太鼓洞(樽型)を呈している。火輪は、軒が厚く、隅棟に至るに従い緩やかに反りあがり上部は露盤型をしている。また、空輪・風輪・火輪は一石で造り出されている。 全体の風貌は、水輪が大きすぎるためアンバランスな感じを受けるが、この地域の一つの特徴である。なお、この上種五輪塔は倉吉市の大日寺と丘陵を一つ隔てたところに存在しており、大日寺古墓群(倉吉市桜 県指定史跡)と何らかの関係性があるものと考えられる。基壇はほぼ完全に遺存し、大型で完全なもの1基、大型で火輪を失っているもの1基、小型の五輪塔1基が上面に据えられている。大日寺式の五輪塔。	大栄町1980『大栄町誌』	②	
12	文政字名絵 図面帳 (田井-5)			有形文化財	有形	歴史資料	江戸時代	中北条	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	平成8.7.11	北栄町	文政4(1821)年当時の久米郡北尾村の土地利用を明示した絵図として天保、明治時代のもの併せて系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	久米郡北尾村田畑あざ名絵図面帳 備品番号8011-1	③	
13	天保地続字 限絵図(2点) (田井-6)			有形文化財	有形	歴史資料	江戸時代	中北条	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	平成8.7.11	北栄町	天保14(1844)年当時の国坂村・江北村の土地利用を明示した絵図として文政、明治時代のもの併せて系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号8002-1・8002-2	③	
14	天保地続全 図(9点) (田井-7)			有形文化財	有形	歴史資料	江戸時代	中北条	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	平成8.7.11	北栄町	天保12~14(1842~1844)年当時の松神・下神・田井・曲・嶋・北尾・江北・国坂各村の土地利用を明示した絵図として文政、明治時代のもの併せて系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号8001-1~8001-9	③	

資料2 北栄地域財産リスト
指定・登録文化財

No	名称 (地域番号)	指定種別			区分		年代	地区	所在地	指定 年月日	所有者	概要	備考	関連文 化財群	写真
		国	県	町	種類	分類									
15	明治地続字 限絵図(9点) (田井-8)			有形文化財	有形	歴史資料	明治	中北条	東伯郡北栄 町田井 北栄みらい 伝承館	平成 8.7.11	北栄町	明治2~4(1869~1871)年当時の弓原・松神・下神・田井・嶋沢・土下・嶋・江北・国坂各村の土地利用を明示した絵図として文政、天保時代のものと一緒に系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号 8002-3 ~ 8002-14-1	③	
16	明治地租改 正地図(12 点) (田井-9)			有形文化財	有形	歴史資料	明治	中北条	東伯郡北栄 町田井 北栄みらい 伝承館	平成 8.7.11	北栄町	明治8(1875)年当時の国坂・江北村の土地利用を明示した絵図として文政、天保時代のものと一緒に系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号 8006-1 ~ 8006-6	③	
17	明治耕地外 地図(2点) (田井-10)			有形文化財	有形	歴史資料	明治	中北条	東伯郡北栄 町田井 北栄みらい 伝承館	平成 8.7.11	北栄町	明治23・25(1890・1892)年当時の国坂・土下村の土地利用を明示した絵図として文政、天保時代のものと一緒に系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号 8007-1 ~ 8007-3	③	
18	島根県時代 耕地全図(10 点) (田井-11)			有形文化財	有形	歴史資料	明治	中北条	東伯郡北栄 町田井 北栄みらい 伝承館	平成 8.7.11	北栄町	明治10(1877)年当時の弓原・松神・下神・田井・曲・土下・米里・北尾・江北・国坂各村の土地利用を明示した絵図として文政、天保時代のものと一緒に系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号 8003-1 ~ 8003-11	③	
19	島根県時代 山林原野全 図(10点) (田井-12)			有形文化財	有形	歴史資料	明治	中北条	東伯郡北栄 町田井 北栄みらい 伝承館	平成 8.7.11	北栄町	明治10(1877)年当時の北尾・弓原・田井・下神・松神・曲・土下・米里・国坂・江北各村の土地利用を明示した絵図として文政、天保時代のものと一緒に系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号 8004-1 ~ 8004-12		
20	因州藩印紋 化粧回し (田井-13)			有形文化財	有形	歴史資料	江戸時代	中北条	東伯郡北栄 町田井 北栄みらい 伝承館(寄託)	平成 8.7.11	個人	真鶴政吉(国坂出身 四代朝日山四郎衛門)の化粧回し。旧藩時代、実際に使われていた藩印紋入りの化粧回しは全国に3点しか現存していないうちの一つ。天保14(1843)年ごろのもの。	備品番号 2022-1		
21	榑田新蔵文 書(28点) (田井-14)			有形文化財	有形	歴史資料	江戸時代末	中北条	東伯郡北栄 町田井 北栄みらい 伝承館(寄託)	平成 8.7.11	個人	砂丘地農業は北栄町の特色であり、砂丘地開拓の進行過程が詳細に記録された本資料は我が町の農業発展の一端を知るうえで非常に重要である。北栄みらい伝承館に寄託。 ①安政3(1856)年「安政3年辰年濱開墾正面図」。②絵図面。③安政7(1860)年「此新田始り安政7歳申閏3月16日より取懸り順々仕」。④文久元(1861)年「久米郡江北村新石堰願い図」。⑤文久2(1861)年「一村傍尔別れ絵図面控え」。⑥慶応~明治初絵図面。⑦明治元(1868)年絵図面。⑧明治40年頃?絵図面。⑨安政5(1858)年3月「濱江北村御丁場出人夫段割帳」。⑩安政6(1859)年6月「水森間数手控帳」。⑪万延元(1860)年7月「江北村新田御普請積帳 国坂村新田師連中」。⑫万延元(1860)年10月「江北村新田御用水井手御普請積入几扣帳 願主新蔵」。⑬文久元(1861)年「江北村新田御普請井手筋仕様注文」。⑭文久2(1862)年「新地以来「年諸作記帳」裏面開墾元祖榑田新蔵」。⑮文久2(1862)年4月「久米郡江北村御新田出百姓家建料書上改帳」。⑯文久3(1863)年4月「久米郡江北濱新田風列松林御買上改帳」。⑰文久4(1864)年正月「御両国誌商売御締合内存書上帳」。⑱文久4(1864)年3月「久米郡江北村西新田免年限御受書」。⑲慶応元(1865)年10月改「久米郡江北村西新田之内開賃金仕出し字限野取絵図写」。⑳慶応2(1866)年3月「久米郡濱方新田用水御普請願出扣」。㉑明治23年ごろ~明治31年「榑田新蔵一代記または一夕咄」。㉒嘉永7(1854)年12月「濱江北村御勘定目録」。㉓江戸末期「伯耆国六郡の地図」。㉔明治9年~明治35年「羽合・今津堰関係書類」。㉕明治26年春より「修繕工事年々明細表」。㉖明治5年10月「灘界論争及びに訴訟」。㉗文久3(1863)年8月「亥年ヨリ身許段別割口口帳」。㉘明治11(1878)年「用水口埋樋願」	備品番号 ① 8005-1・2 ② 8005-3 ③ 8005-4 ④ 8005-5 ⑤ 8005-6 ⑥ 8005-7 ⑦ 8005-8 ⑧ 8005-9 ⑨ 5200-1 ⑩ 5200-2 ⑪ 5200-3 ⑫ 5200-4 ⑬ 5200-5 ⑭ 5200-6 ⑮ 5200-7 ⑯ 5200-8 ⑰ 5200-9 ⑱ 5200-10 ⑲ 5200-11 ⑳ 5200-12 ㉑ 5200-13 ㉒ 5200-14 ㉓ 8005-10 ㉔ 5200-15 ㉕ 5200-18 ㉖ 5200-19 ㉗ 5200-20 ㉘ 200-21・ 8005-11	③	

資料2 北栄地域財産リスト
指定・登録文化財

No	名称 (地域番号)	指定種別			区分		年代	地区	所在地	指定 年月日	所有者	概要	備考	関連文 化財群	写真
		国	県	町	種類	分類									
22	土下210号墳 出土遺物(出 土品一式) (田井-15)			有形文化財	有形	歴史資料	古墳時代中期	中北条	東伯郡北栄 町田井 北栄みらい 伝承館	平成 11.10.5	北栄町	土下210号墳は、平成4・5(1992・1993)年に調査された。古墳時代後期初頭の径約17m、高さ約2.7mを測る円墳で、箱式石棺を主体部にもつ。周溝内から人物埴輪、動物埴輪、器材形埴輪、須恵器などが出土。人物埴輪や動物埴輪には斑点模様が施されている。この文様は土下211号墳や倉吉市不入岡古墳群で見られるものと同様で、地域的な特徴が見られ重要。	備品番号060-1～ 060-69	⑥	
23	國坂神社社 叢 (国坂-2)			史跡名勝天然記念物	記念物	天然記念物(自然)		中北条	東伯郡北栄 町国坂 國坂神社	平成 12.1.21	國坂神社	暖地性のスダジイ、カクレミノの群落が見られる典型的な照葉樹林の社叢。特に神社正面右側のスダジイ3本、左側のタブノキなどは大永年間(1521～1527)に増田玄蕃允が当社を再興したと伝えられる以前から既に存在していたものとも推定され、その歴史の深さを実感させる。さらに、モミ、タブノキ、クロマツの巨木が混交するこれらの森は、地域住民によって大切に守られてきた貴重な遺産である。社殿の裏に広がるスダジイの純林は樹齢としては若いものの、樹勢とその広がり、町民が将来にわたり緑の大切さを学ぶに値する自然である。環境問題が問われる今、本社社叢は極めて学術価値が高いものである。(年推定500年のスダジイを含む典型的な照葉樹林)	北条町2005『新修北 条町史』 13,497㎡	②	
24	豊田邸跡 (由良宿-2)			史跡名勝天然記念物	記念物	史跡	近世	由良	東伯郡北栄 町由良宿	平成 16.8.1	北栄町	豊田家は、近世には廻漕業を営み、豊かな財を蓄えていた。 本件は、私立育英堂を創設した豊田太蔵・収父子の邸宅跡。各地の庭園の様式を検討し、取り入れた。県内初の私立中学校創設者としての遺徳を讃え、次世代に伝えていくため、豊田家の協力を得て、庭園を町指定文化財として残していくこととなった。		①⑤	
25	高尾八幡宮 社叢 (西高尾-2)			史跡名勝天然記念物	記念物	天然記念物(自然)		栄	東伯郡北栄 町西高尾・ 上種・東高 尾	平成 21.10.9	高尾八幡宮	高尾八幡宮は元慶8(884)年に石清水八幡宮別宮・種八幡宮として勧請され、江戸時代には鳥取藩主池田家の祈願所となるなど現在まで崇敬され続けた。また、社殿の裏山からは銅製の経筒が見つまっている(現在、鳥取県立博物館に寄託)。社殿の周囲には貴重な植物が残されている。北西から西側斜面はヒノキの植林が行われているものの、北東から東側正面については、植林や伐採などの人為的改変がほとんど加えられておらず、西日本でよく見られる典型的な照葉樹林が残っており、平坦地となっている社殿の周囲には、樹齢100年以上の大木が林立している。 また、上種方面からの参道途中には鳥取県レッドデータブックにVU類(絶滅危惧種II類)として記載されている「チトセカズラ」の分布が確認されている。これらは八幡宮の神域でもある「鎮守の森」として管理が続けられるとともに貴重な自然が残されてきた好例と言える。		②	
26	鳥取中央育 英高校「憩 いの森」 (由良宿-3)			史跡名勝天然記念物	記念物	天然記念物(自然)		由良	東伯郡北栄 町由良宿	平成 27.6.30	鳥取県	鳥取県立鳥取中央育英高校の敷地内のこの地は、標高5～10mの南西方向から伸びるゆるやかな丘陵地の先端部分にあたる。 高木層はタブノキ、亜高木層はクロキが優占し、典型的な山陰地方の照葉樹林で樹種の多い自然植生と考えられる。また、トベラ、マサキ、アキニレ、センダンなど沿岸地方に分布する樹種も見られることから、第二次大戦後に急速に失われた由良川流域の自然植生が残されているものと考えられる。この森が残されたのは、鳥取中央育英高校の前身、由良育英高校の校地として利用されてきたことが要因となっており、現在も「憩いの森」として管理されている。鳥取中央育英高校は、山陰初の私立中学「育英學」を源流とし、創立・経営にかかわった豊田太蔵・収父子ともども北栄町にゆかりが深い。 北栄町では、希少な古い植生が残されていること、またその自然が由良育英高校・鳥取中央育英高校の手によって残された「地域のシンボル」として北栄町指定文化財(天然記念物)となった。	約1100㎡	①⑤	

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
中北条	江北-1	紅梅山松岸寺	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	曹洞宗。本尊は釈迦如来。元和(1615～1624)年間に永寛禅師によって創建され、第4世賢良和尚により堂宇建立。現本堂は、平成8年に建て替え。前本堂は、寛政8(1796)年に再建された。山門は明和3(1766)年、庫裡は文化10(1813)年の建設である。元は、方丈形式の本堂で、背面に庇を拡張して位牌の間を持つ。軸部は来迎柱と仏間前面に円柱を用い、正面中央と室中仏間境にのみ差鴨居を用いて、他は長押で固め、各室境の柱を省略している。構造的には弱く歪みを生じている。室中仏間境のみ開放で、他はすべて建具が入る。須弥壇は新しいが、ほぼ同じ高さに旧須弥壇の框痕跡があり、来迎柱の側面から背面にかけて、須弥壇より低い位置に框・枿穴・首切りなどの痕跡が残され、仏壇脇の施設に数回の変更を行っている。当本堂の建築年代は寺蔵上棟銘札により寛政8年の上棟が明らかで、大栄町の林泉寺本堂とよく似た形式をもつが、林泉寺本堂以上に差鴨居を少なく、長押を多用するのが特徴的であった。	北条町2005『新修北条町史』 鳥取県教育委員会1998『鳥取県の近世社寺建築 鳥取県近世社寺建築緊急調査』	②	
中北条	江北-2	松岸寺不動明王幅	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	北条町出身の日本画家引田逸牛作の不動明王幅。制作年代は不詳。力強い画風で威圧感がある。逸牛晩年に近い作か。未調査。	北条町2005『新修北条町史』	④	
中北条	江北-3	松岸寺日置黙仙書簡屏風	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	日置黙仙禅師の書簡を貼った六曲二隻屏風。松岸寺先々代が日置黙仙付であったために、遊説先等で得た黙仙の書簡をまとめ、屏風に仕立てたもの。	北条町2005『新修北条町史』	④	
中北条	江北-4	松岸寺欄間「十六羅漢」	未指定	美術工芸品	近世か	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	本堂の左右の欄間には、写実的な十六羅漢像が彫り込まれている。制作年代、作者不詳。平成8年落慶に合わせて着色された。	北条町2005『新修北条町史』	④	
中北条	江北-5	松岸寺天井絵「いろはかるた」	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	北条町出身の日本画家引田逸牛作の天井絵「いろはかるた」の他草木花図計76枚。元は、内陣にあったが建て替えに伴い移動。	北条町2005『新修北条町史』	④	
中北条	江北-6	江北観音堂	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	久米郡観音霊場第30番札所となっている。松岸寺境内に三間四面宝形造の観音堂があり、千手観音を祀る。他に、阿弥陀如来、薬師如来、弘法大師像を祀る。「江北なる浜のあらしも法の声 ちかいのあみにいかでとるべき」の御詠歌が伝わる。	北条町2005『新修北条町史』 福田良徳2000『久米郡札三十三所観音霊場雑紀』	②	
中北条	江北-7	大乘妙典諸経王塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	松岸寺境内にある。享保3(1718)年銘がある。松岸寺四世実堂賢良の建立。大乘妙典経(妙法蓮華経)を埋納し、記念に建てたもの。	北条町2005『新修北条町史』		
中北条	江北-8	松岸寺板碑型石仏	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	松岸寺境内にある大乘妙典諸経王塔の周囲に新旧30体余りの石仏が祀られている。石仏の大半は地藏であるが、室町時代後期の板碑型石仏が4基ある。4基のうち3基が阿弥陀如来坐像、1基が地藏である。阿弥陀像の1基に二条線がある。	北条町2005『新修北条町史』		
中北条	江北-9	石龕内浮彫宝篋印塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町江北57	松岸寺	松岸寺墓地にある、2基の宝篋印塔を浮き彫りした石龕。近世頃のものと思われる。	北条町2005『新修北条町史』		

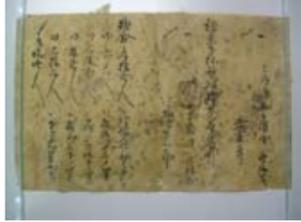
資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
中北条	江北-10	板碑型石仏	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町江北	個人	地主さんとして祀られている3体の板碑型石仏の内の一つ。額部に二条線があり、室町時代後期のものと思われる。	北条町 2005『新修北条町史』		
中北条	江北浜-1	北野神社	未指定	有形民俗文化財	中世	東伯郡北栄町江北 2701	北野神社	創立年代は不詳であるが、養和年中(1181～82)に社殿を建立し、江北村産土神として奉祀したと伝わる。古来天満宮(天満神社)と称し、庶民の崇敬を集めてきた。社殿は天正9(1581)年鹿野城主亀井茲矩が土地を献じ、家臣磯江平内に命じて建立。津和野移封後も毎年祈祷礼を受けたといわれる。養和年中の頃からこの地名を天神山、この下の川を天神川と呼称するようになった。	北条町 2005『新修北条町史』 鳥取県神社庁 2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしる』		
中北条	江北浜-2	江北天神山遺跡出土遺物	未指定	美術工芸品	古墳時代～中世	東伯郡北栄町江北	北栄町教育委員会	古墳時代から中世にかけての土器や土製品、石器、鉄製品、和鏡などが出土している。このうち、古代頃と考えられる、ほぼ完形の裸馬を模した須恵質の土馬が出土しており、出土の仕方として稀な例である。	北条町 2005『新修北条町史』	⑥	 江北天神山遺跡出土土馬
中北条	東新田場-1	六十六部廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町東新田場字後谷尻	個人	天保4(1833)年銘のある満願供養塔。「天下泰平 妙法蓮華経 国土安全」銘が印刻されている。	北条町 2005『新修北条町史』		
中北条	東新田場-2	六十六部廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町東新田場字後谷尻	個人	年不詳の満願供養塔。「天下泰平 奉納 大乘妙天経 国土安全」銘が印刻されている。	北条町 2005『新修北条町史』		
中北条	東新田場-3	三界萬霊塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町東新田場	個人	現在は東新田場の墓地内にあるが、元来は江北六地藏北側にあった棺小屋の西に、廻国塔2基と供に建てられていた。正面に「三界萬霊」、側面に「念佛 一百万遍為光雲□□□□ 乃至法界含灵 漸唱立也石助力 村中本願主無庵了相俗 □助□ □右衛門」銘が刻まれる。天保4(1833)年に建塔。	北条町 2005『新修北条町史』		
中北条	西新田場-1	榊田新蔵宅跡・西新田碑記	未指定	史跡	近世	東伯郡北栄町西新田場	個人	榊田新蔵は文化14(1817)年東園村に生まれ、20歳の時江北浜の佐一佐衛門の養子になる。安政5(1856)年約300haの砂丘地開拓を決意。約8kmの用水路を測量・設計し、開拓工事を鳥取藩に出願して許可を受けた。安政5(1858)年着工。用水路を掘り、砂丘を田畑に変えるには多額の経費と時間がかかり、私財を全て投じても完成できなかった。しかし、藩は新蔵の不屈・誠実な人柄と実績を見込んで、万延元(1860)年藩直営の工事とし、文久2(1862)年には、ついに80haあまりの田畑を完成した。この新田開発事業によって、今日の「豊穡」の砂丘のうちに生まれ変わった。新蔵は、その後も新開用水の保全に尽くしながら、明治37(1907)年87歳で永眠した。「何事も思いの儘に成就して 五穀の実り見るぞたのしき」(80歳)	北条町 2005『新修北条町史』	③	
中北条	西新田場-2	鳥取藩御建山(御立山)	未指定	文化的景観	近世	東伯郡北栄町東新田場・西新田場	個人	樹齢200年を超える海岸線に沿った松の美林。江戸時代、藩が砂丘地の飛砂を鎮めるために植栽を施したことから御建山といわれる。地域の生活と農地を強風から守るために海岸に沿って植えられているが、東・西新田場一帯は、この灘風の影響により松の幹が南に傾く独特の景観を誇りいかにも優美である。	北条町 2005『新修北条町史』	③	
中北条	国坂-3	國坂神社	未指定	建造物	近世	東伯郡北栄町国坂 388	國坂神社	國坂神社は、創建年代は不詳であるが『延喜式』『神名帳』に式内社の記載があり、承和4(837)年に従五位下奉授の記載がある。この時期以前に創建されたものと推定される。伯耆六社のうち「伯耆四宮」として崇敬された。祭神は少彦名神。本殿は近世に再建された。春日造。	北条町 2005『新修北条町史』		

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
中北条	国坂-4	茶臼山城跡	未指定	記念物(遺跡)	中世	東伯郡北栄町国坂	個人	茶臼山は、高さ約90mの独立丘陵。伯耆民談記によると「増田玄蕃允、在沢左京亮が居城」とあり、永正年間(1504～1521年)に南条氏により落城したという記録がある。天正8(1580)年、吉川元春が羽衣石南条攻めの際に合わせて、吉川元長が茶臼山に陣を構え田後城を攻略し、織田方に対抗した。 江戸時代に入ると、鳥取藩の居城の候補地になり測量まで行われたが、財政的理由で候補にとどまった。 頂部には二重に巡る大規模な堀割り、土塁、曲輪が良好に遺存している。	『伯耆民談記』 『池田家履歴略記』	⑥	
中北条	国坂-5	松樹庵	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町国坂	松樹庵	庵の前の広場の周囲には、四国巡礼を模した八十八体の弘法大師の石像が並んでいる。この由来は「境内の石碑に土下光明寺19世達門和尚が昭和6(1931)年晩秋に、「明治初年ごろ、量海道という人が松樹庵に居り、八十八体の陶製弘法大師像を造って里人たちに巡礼させていた。年とともに壊れて僅かになったので、前田善蔵が発願して、石の大師像の奉納を募った」と書いている。この庵の由来は明らかではないが、境内には天明2(1782)年に光明寺6世寂眼和尚が立てた石碑がある。 また、石段上の地蔵は、寛政元(1789)年「世出開了行者□□信女」の墓である。堂内には本尊の薬師如来を中心に、如来像3体と不動明王・子安観音・多聞天・弘法大師が祀られている。 境内から「たけえの清水」と呼ばれる清冽な清水が湧いている。久米郡番外観音霊場札所となっている。	北条町2005『新修北条町史』	②	 
中北条	国坂-6	一石一字一禮塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町国坂	松樹庵	松樹庵のこの塔は、一字ごと一禮して石に書写したのちに建塔したものと考えられている。天明2(1782)年光明寺六世大拙寂眼の建立。	北条町2005『新修北条町史』		
中北条	国坂-7	国坂の才の神	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町国坂	松樹庵	松樹庵の石段を登り切った右手に祀られている。木製の祠に、赤い湊掛けで巻かれた石祠があり、石祠の中に棟札と丸石が納められている。 石祠は明治31(1898)年に造立されているが、元来は穴窪(倉吉市)から国坂へ向かう道の村入口にあったと伝わっている。	北条町2005『新修北条町史』		
中北条	国坂-8	六十六部廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町国坂字山ノ鼻	民有地	寛政2(1790)年銘のある満願供養塔。「天下泰平 奉納大乘妙典日本廻国供養塔 国土安全」行者当村宗吉が印刻されている。	北条町2005『新修北条町史』		
中北条	国坂-9	北条砂丘水くみ唄	未指定	無形民俗文化財	現代	東伯郡北栄町国坂	保存会	昭和53年制作。いわゆる「嫁殺し」と言われた浜井戸灌漑の情景、心情を唄にしたもの。北条砂丘水くみ唄保存会によって守り伝えられている。	北条町2005『新修北条町史』	③	 
中北条	国坂-10	殿屋敷遺跡	未指定	記念物(遺跡)	古代	東伯郡北栄町国坂	町・個人	昭和62(1987)年に発掘調査が行われた。古墳時代から古代にかけての集落遺跡。古代では大型掘立柱建物跡が造られ、各時代の遺物が出土している。特に、古代の遺物として転用硯があり、この遺跡の性格を物語るうえで重要。 建物の規模、出土遺物から地方官衙の性格が考えられ、時期的に河村郡下神郷郷衙の可能性が指摘されている。	北条町教育委員会 1988『北条町内遺跡発掘調査報告書I』 北条町埋蔵文化財報告書5 北条町教育委員会 1988『殿屋敷遺跡』 北条町埋蔵文化財報告書6 北条町教育委員会 1988『殿屋敷遺跡』 北条町埋蔵文化財報告書7 北条町教育委員会 2000『町内遺跡発掘調査報告書第9集』 北条町埋蔵文化財報告書29	③	 

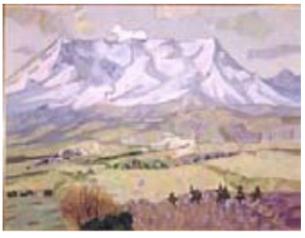
資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
中北条	国坂-11	宇野塚古墳(茶白山54号墳)	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町国坂	個人	古墳時代。54基からなる茶白山古墳群内にある。全長約40mの前方後方墳。町内で確認されている唯一の前方後方墳として重要。他の古墳群とは立地が異なり、独立丘陵上に築かれる。	北条町2005『新修北条町史』	⑥	
中北条	国坂-12	茶白山35号墳	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町国坂	個人	古墳時代。54基からなる茶白山古墳群内にある。茶白山頂上付近にある全長約45mの前方後円墳とされる。町内では数少ない前方後円墳の中で最大規模を誇る。箱式石棺が内包されている。	北条町2005『新修北条町史』	⑥	
中北条	国坂-13	前田寛治生家	未指定	有形民俗文化財	現代	東伯郡北栄町国坂	個人	西洋画家前田寛治の生家。一般公開はされていない。		④	
中北条	国坂-14	齋尾家文書	未指定	美術工芸	近世	東伯郡北栄町国坂468	個人	近世大庄屋である国坂齋尾家に伝わる近世文書。当時の庄屋像を考えるうえで重要。	北条町2005『新修北条町史』		
中北条	国坂浜-1	朝日山四郎右衛門墓	未指定	記念物(遺跡)	近世	東伯郡北栄町国坂浜	個人	国坂生まれ。3代朝日山の弟子になり青柳与作の名で大坂相撲に入る。天保9(1838)年江戸に上り二段目付け出で錦島部屋に入門。天保12(1841)年真鶴政吉を受け継ぐ。弘化4(1847)年朝日山部屋を引き継ぎ、安政5(1858)年没。墓は国坂浜伯耆街道道筋にある。大坂の天満宮に一对の石灯笼寄進。	北条町2005『新修北条町史』		
中北条	国坂浜-2	旧舞鶴海軍分遣隊中北條駐屯隊跡	未指定	記念物(遺跡)	近代	東伯郡北栄町国坂浜	個人	国坂浜一帯に、昭和13~14(1938~1939)年頃から終戦までの海軍通信基地があったことを今日まで語る唯一の軍事遺産。駐屯隊本部は、国坂浜集落の東端にあり、現在は門柱と防空壕が残る。また、国坂浜畑灌漑水池付近、江北寄りの水田の中にある畑地には通信塔の基礎が残る。	奈良国立文化財研究所1998『鳥取県の近代化遺産』 北条町2005『新修北条町史』		
中北条	国坂浜-3	泣き石さん・石塔建設願控	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町国坂浜字東大野	個人	国坂浜字東大野にある髭題目の書体で「南無妙法蓮華経」の刻字がある石塔。左右に「一天四海」「皆帰妙法」の文字が刻まれる。子どもの夜泣きに効があると一時期広く信仰を集めた。 明治34(1901)年泣き石さん建設請願文書。倉吉町新町の法華宗学仙寺及び国坂村信徒総代より県知事宛の請願控え。「信徒相謀り村内安全・五穀豊穡ノ為メ」、「講社規則に遵シ信徒団結」のため「吾等本尊タル南無妙法蓮華経之石塔一基建設」を願出たとあり、村長の副申と図面が添えられている。	北条町2005『新修北条町史』		
中北条	国坂浜-4	北条砂丘太鼓	未指定	無形民俗文化財	不明(近代か)	東伯郡北栄町国坂浜	北条デュオン	由来は不明。「北条砂丘の嫁殺し」とまで言われた水汲み労働にあえぐ農民が、雨乞い祈願して打ち鳴らしたと伝えられている。太鼓は、小撥と大撥が使い分けられ、小撥は雨と日本海のさざ波を、大撥は雷雨と日本海の怒涛、吹き荒れる砂嵐を表現し、怪奇な面は魔よけとして付けられる。砂丘太鼓の本流は「やけくそ太鼓」とも言われ、リズムとして整わない乱れ打ちと、単調なリズムで長時間にわたって連打されるものがある。太鼓の響きは、子どものしつけや勉学の励ましにしたといわれている。みつぼし盆踊り太鼓とともに、聞きようによっては物悲しく、哀調を帯びている。この砂丘太鼓は、五穀豊穡を祈願して、毎年7月27日の夜、海と砂丘の守り神、国坂汐川神社の祭礼に奉納上演されていた。現在は「北条デュオン」に引き継がれ、イベント時に披露されている。	北条町2005『新修北条町史』 北条町1974『北条町誌』	③	

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
中北条	大野-1	由良藩倉鬼瓦（鳥取藩池田家家紋入り）	未指定	美術工芸	近世	東伯郡北栄町大野	北栄町教育委員会	由良藩倉に使用された鬼瓦・鳥衾瓦。鬼瓦には鳥取藩池田家の家紋である「丸に揚羽蝶」文が刻印されている。鳥衾瓦には巴文が刻印されている。現在大野収蔵庫に保管されている。	備品番号 1463（鳥衾瓦）、1464（鬼瓦）	①	
中北条	大野-2	由良沖引き上げの錨	未指定	美術工芸品	近世後期	東伯郡北栄町大野 大野収蔵庫	北栄町教育委員会	昭和 57（1982）年に妻波の沖合 700 m の海中より引き上げられたもので、江戸時代の鳥取藩の御用船（千石船）のものと考えられている。 4 本爪やサオの部分が長いことからかなり古いものであり、「千石船」「北前船」といった大型の船舶の錨にほぼ間違いのないもの、と発見当時の新聞は報じている。なぜ錨が海中に放置されたのか理由は不明であるが、天候不良などによる投棄や遭難などの理由が考えられるという。 由良藩倉から米俵を小舟に乗せ、沖合の大型船に積み替えて海路大坂の蔵屋敷へ運んだ史実は、証言は数少ないものの、藩倉の様子を今に伝えている。一方、藩倉の所在については、現在では絵図面や門前の稲荷社、町の地割程度しか当時をしのぶものはなく、この錨が藩倉、由良の歴史を考えるうえで貴重な資料である。大野収蔵庫に保管されている。 由良藩倉跡前にはレプリカが展示されている。	備品番号 5036 保存処理が必要	①	
中北条	大野-3	玉運搬車	未指定	有形民俗文化財	近世後期	東伯郡北栄町大野 大野収蔵庫	北栄町教育委員会	由良台場で使用されたと考えられる砲弾を運搬する台車。大野収蔵庫に保管されている。	大栄町 1980『大栄町誌』 備品番号 708	①	
中北条	大野-4	砂丘灌漑用民俗資料	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町大野 大野収蔵庫	北栄町教育委員会	近代の資料とはなるが、灌水手桶や担ぎ棒、浜下駄などの砂丘灌漑民俗文化財が大野収蔵庫に収蔵されている。	灌水手桶等 備品番号 4038 - 1・4038 - 2・4039 - 1 浜下駄（高下駄）備品番号 4046 - 1 砂丘畑散水模型一式 備品番号 4045 - 1 砂丘畑散水用ホース 筒先備品番号 4045 - 2	③	 「灌水手桶・担ぎ棒」
下北条	田井-16	鷲峰鷲之助墓	未指定	記念物（遺跡）	近世	東伯郡北栄町田井	個人	天保 5（1834）年江戸相撲に所属。天保 9（1838）年より因州藩の抱え力士になる。弘化 3（1846）年 9 月 12 日没。墓は田井にあり、戒名は鷲山霊峰居士。旧山陰往来脇にある。	北条町 2005『新修北条町史』		
下北条	田井-17	北栄みらい伝承館		施設		東伯郡北栄町田井	北栄町	殿屋敷遺跡の大型掘立柱建物をイメージして平成 2（1990）年に建設。町内の美術品、民俗文化財などの多数の文化財を収蔵。毎年企画展が実施されるなど町村レベルでは県内でも活動実績のある資料館であり、北栄町の文化・芸術の普及啓発の拠点となっている。			
下北条	田井-18	由良村御蔵付近地籍図（藩倉絵図）	未指定	美術工芸品	近世後期	東伯郡北栄町田井 北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	近世後期から明治にかけて描かれた由良藩倉周辺の地割を記した絵図。軸装されたもの。北栄みらい伝承館に保管されている。	備品番号 8504	①	
下北条	田井-19	正牆適処資料	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町田井 北栄みらい伝承館	個人	みらい伝承館には、正牆適処に関する書簡や陣羽織計 73 点の 1 次資料が寄託・収蔵されている。	備品番号 5114-1 ~ 5114-72、511601（陣羽織）	⑤	

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	田井-20	増田英一作品	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	明治34(1901)年松神に生まれる。大正9年前田寛治らとともに砂丘社を結成。昭和6(1931)年第28回二科展に「静物」を出品し入選。昭和9(1934)年東京市第2寺島尋常小学校代用教員となり東京での制作活動を本格化。昭和20(1945)年帰郷し翌年由良育英高校の教諭となり教職を勤めた。その後倉吉市展・鳥取県展などの審査委員を務めた。平成5(1993)年没。北栄みらい伝承館には、「石切り場」他2点の作品を収蔵。	備品番号6107-1～-3	④	 「石切り場」
下北条	田井-21	前田利三作品	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	明治35(1902)年国坂に生まれる。昭和29(1954)年米本一郎、山耕行雄、福留章太らと「砂丘社」再興を図り、現在に至っている。鳥取県の美術振興に多大な貢献をした。昭和54(1979)年没。北栄みらい伝承館には油彩・色紙の作品計14点を収蔵。	備品番号6013-1～-14	④	 「漁後」
下北条	田井-22	米本一郎作品	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	大正3(1914)年江北に生まれる。倉吉中学校で中井金三の指導を受け、昭和9(1934)年東京美術学校油画科に入学。表現主義的描法に取り組み、光風会展で受賞を重ねた。教職退職後の昭和27(1952)年大山をモチーフに取り組み、以後晩年にいたるまで大山を取り上げた。その間、昭和39(1964)年にヨーロッパへ行き、昭和41(1966)年に鳥取大学学芸部助教授に就任し、教鞭の傍ら多くの作品を手掛けた。平成4(1992)年没。北栄みらい伝承館には、「早春大山」1点を収蔵。	備品番号6105-1	④	 「早春大山」
下北条	田井-23	生田和孝作品	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	昭和2(1927)年江北生まれ。民芸運動を進めていた河井寛次郎に師事し、「用の美」を学ぶ。昭和35(1960)年には兵庫県篠山市に工房を構え、日用雑器の制作に専念し、昭和50(1975)年に第3回日本陶芸展で文部大臣賞を受賞。生田は器の面をはぐ「面取り」と器の内外に溝をつける「鑄」の技に優れており、将来を嘱望されていたが、昭和57(1982)年55歳の若さで生涯を閉じた。北栄みらい伝承館には231点の作品を収蔵。	備品番号6201-1～6201-35 備品番号6401-1～6401-182 備品番号6503-1～6503-16	④	 「白釉菊文鉢」
下北条	田井-24	北條土人形(れんべい人形)	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	加藤廉兵衛は、大正4(1915)年江北生まれ。終戦を満州で迎え、帰国後江北に戻り人形づくりを始める。加藤が造る土人形は、低火力の素焼きに胡粉をかけて泥絵の具で彩色した人形で、人柄がよく表れ、素朴な味わいが多い人々に愛され、「れんべい人形」とも呼ばれて、全国的にも人気がある。加藤は、約半世紀にかけて因幡・伯耆・出雲地方の土地の民話、神話、民謡にちなんだ土人形を中心に約200種類ほど残し、平成24(2012)年96歳で生涯を閉じた。北栄みらい伝承館には約100種類、約500点の作品を収蔵。	鳥取県教育委員会 1986『鳥取県の諸職 鳥取県諸職関係民俗文化財調査』 備品番号4104-11 備品番号4128-1～4128-75	④	
下北条	田井-25	引田逸牛作品・資料	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	明治34(1901)年江北生まれ。大正12(1923)年友人に勧められ仕事の傍ら写実的な日本画を描くようになり、兵庫県展出品するまで上達。その後水越松南と出会い「写生から入った絵を壊した画を習う」と南画へ転向。その後大阪へ転勤し南画家矢野鉄山に師事し、水墨画を研鑽。昭和31(1956)年第1回「大阪美術協会展」で「晩秋」が入選。逸牛は郷土の自然を愛し主に大山、東郷池、三徳山などを題材とし、晩年は省略の表現を水墨にその極致を求めた。平成8(1996)年95歳で生涯を閉じた。北栄みらい伝承館には、「大阪駅」を収蔵。	北条町2005『新修北条町史』	④	 「大阪駅」
下北条	田井-26	日置黙仙禅師資料	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	北栄みらい伝承館には、日置黙仙禅師に係る書簡等6点が収蔵されている。日置黙仙書簡は、大隈重信伯宛。この書簡は、シヤム国から釈尊の遺骨を授かった後にこれを奉戴するために覚王山日置寺(現日泰寺)が名古屋市外に創建される。覚王山日泰寺の創建に関わった黙仙の活動の一端がわかる。※日泰寺は、現在では名古屋の霊場と公園を兼ねた名勝として知られる。仏教界無派閥の寺院となっている。	備品番号2017-1・5004-1・5004-2・5004-3・5130-1・5030-2	④	

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	田井-27	井上秀天資料	未指定	美術工芸品	近現代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	<p>明治13(1880)年国坂生まれ。幼年より漢学塾に通い、4歳で「四書五経」の素読ができるまでになったという。米子中学卒業後曹洞宗大学林に学ぶ。明治40(1907)年大阪で開催された幸徳秋水歓迎会に出席し「宗教と社会主義」と題し講演。明治43(1910)の大逆事件後は「要視察人」としてマークされるようになり、教団を離脱し、本格的に仏教・禅研究を始め、非戦論・平和論を展開して僧侶の立場で社会主義運動研究を進めた。昭和20(1945)3月神戸空襲により65歳で不帰の客となる。</p> <p>平成26(2014)年に井上に関する書籍・書簡等112点が寄贈された。</p>	北条町2005『新修北条町史』 備品番号5208-1 ~5208-112	④	
下北条	田井-28	福本和夫資料	未指定	美術工芸品	近現代	東伯郡北栄町田井北栄みらい伝承館	北栄町教育委員会	<p>福本和夫は、明治27(1894)年田井に生まれ、思想家、社会学者として一世を風靡した「福本イズム」の名とともに、「日本のルネサンス」の発見という一時代を画す業績を残した。福本は、多方面で業績を残し、資本論の研究、農業林業の分析、近代日本文化、特に絵画の研究など非凡なものであったが、昭和58(1983)年神奈川県藤沢市において、89歳で生涯を閉じた。</p> <p>北栄みらい伝承館には、福本の書簡10点、収集フクロウ約100点収蔵。</p> <p>マルクス主義研究として、昭和27年に『革命は楽しからずや』(教育書林)を出版。</p> <p>県立博物館に「福本和夫資料」あり 【1】原稿16点(1:陶硯について 2:万世橋留置場にての雑詠 3:播鉢虫 4:古川市兵衛 5:安田善次郎 6:澁澤栄一 7:大倉喜八 8:岩崎弥太郎 9:鳥取県伯耆北条地方の訛言、方言、略語考(付録を含む) 10:伯耆の北条地方略図 11:北条砂丘の植物風景 12:伯耆北条地方俚諺採集 13:千歯稲扱史話 14:前田寛治とクールベと海 15:前田寛治展によせて 16:前田寛治の人と芸術(講演原稿コピー)) 【2】墨書、色紙(1:額装No.1 2:額装No.2 3:墨書No.1 4:墨書No.2 5:墨書No.3 6:墨書No.4 7:墨書No.5 8:墨書No.6 9:ふくろう 10:身辺雑記 11:蠟梅 12:東波白 13:長鯨 14:非攻平和 15:昇龍 16:鯤鵬 17:毛主席 18:ふくろう(色紙・逸牛筆)) 【3】筆23点、【4】硯4点、【5】印章(19点…福本和夫用(8点)、大橋氏用(11点))、【6】筆立て1点、【7】貨幣57点…外国貨幣(留学中のもの)、【8】本(書籍)4点(1:魯山人画展、2:大山(河本緑石)、3:福本和夫とフランクフルト社会研究所 4:福本和夫先生追悼文集、【9】版画1点…赤富士、【10】スクラップ2点…1:鳥取の資料、2:参議院選挙資料 合計146点</p>	北条町2005『新修北条町史』 備品番号5140-1~5140-10(書簡)	④	 福本和夫書
下北条	田井-29	當年帳	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	廻漕業を営んだ藤竹家に保管されていた當年帳。明治7(1874)年に記録されたもの。廻漕業の実態を把握する資料として重要。	備品番号5204-3	①	
下北条	田井-30	大福帳	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	廻漕業を営んだ藤竹家に保管されていた明治期の大福帳。廻漕業の実態を把握する資料として重要。	備品番号5204-2	①	
下北条	田井-31	船日記	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	廻漕業を営んだ藤竹家に保管されていた船日記。明治18(1885)年に記録されたもの。廻漕業の実態を把握する資料として重要。	備品番号5204-4	①	

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	田井-32	八橋郡天保地続全図	未指定	美術工芸品	近世	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	天保14(1844)年~弘化3(1847)年の旧八橋郡16ヵ村(東園村・西園村・六尾村・瀬戸村・嶋村・穂波村・西穂波村・干目村・下種村・上種村・岩坪村・西高尾村・別所村・由良村・妻波村・大谷村)の19枚の地続全図。当時の土地利用を明示した絵図として系統的に伝存しており、地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号	③	
下北条	田井-33	八橋郡田畑地続字限絵図	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	旧八橋郡14ヵ村(西園村・東園村・六尾村・瀬戸村・嶋村・穂波村・東高尾村・西高尾村・下種村・上種村・岩坪村・妻波村・大谷村・由良宿村)16点の明治時代(明治2~8年)当時の土地利用を明示した絵図として系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号 2941~2954・2957・2958	③	
下北条	田井-34	伯耆国八橋郡地引絵図	未指定	美術工芸品	近代か	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	旧八橋郡4ヵ村(亀谷村・上種村・東高尾村・西高尾村)4点の天保期から明治時代と思われる当時の土地利用を明示した絵図として系統的に伝存しており、その地域の土地利用の移り変わりを知るのに重要な資料。	備品番号 2960	③	
下北条	田井-35	伯州八橋郡嶋新田村御口地口	未指定	美術工芸品	近世	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	旧八橋郡嶋村の新田開発の記録。慶安5(1652)年の年号があり、近世前期の土地開発の様子を知るうえで貴重。	備品番号 1263	③	
下北条	田井-36	大谷村井出筋絵図他	未指定	美術工芸品	近代か	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	旧八橋郡大谷村の水路、田畑を表した絵図2点。年代不詳。	備品番号 2955・2956	③	
下北条	田井-37	耕宅地宛口米取立帳	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	明治40(1887)年と大正9(1920)年の小作人から徴収していた口米の取り立て帳。地租改正後(1873年)はすでに廃止されている時期ではあるが、在地慣行で口米を取り立てていた資料として重要。	備品番号 1644・1645	③	
下北条	田井-38	浜井戸(各所)	未指定	記念物	近代	東伯郡北栄町田井・大野	個人	北条砂丘の開拓は木綿栽培を目的に江戸時代後期(約250年前)頃から始まった。北条砂丘の下部には不透水層があり、掘り下げると水が溜まることが判明した。そこで、砂丘の平らで低いところに穴を掘り、その穴を中心に畑を開墾していった。はじめに木綿栽培のために作られたことから、「綿井戸」とも呼ばれている。この浜井戸は、北条地区だけでも天保14(1843)年には約1,200基、明治初期には1,331基あった。	北条町 2005『新修北条町史』	③	
下北条	田井-39	明神丸旗	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町田井	北栄町教育委員会	藤竹家所有の明神丸に掲揚された旗。明神丸は明治19(1886)年まであったとされる。北条みらい伝承館に保管されている。	大栄町 1980『大栄町誌』 備品番号 4134-1	①	
下北条	土下-1	土下236号墳(北条大将塚古墳)	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町土下	個人	古墳時代前期から中期。242基からなる土下古墳群内にある。倉吉市下古川との境界に立地する。径約40m、高さ約5mの円墳。3段築成。県内最大級の円墳。調査は実施されていないが、土器が採取されており古墳時代前期後半から中期前半ごろのものと推定されている。	北条町 2005『新修北条町史』 岩垣命 2012『北条大将塚古墳採集の土器』『調査研究紀要2』鳥取県埋蔵文化財センター	⑥	
下北条	土下-2	土下211号墳	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町土下	個人	古墳時代後期。297基からなる土下古墳群内にある。径約16.5m、高さ約2mの円墳。昭和初期に開墾により斑点模様のある鹿埴輪、人物埴輪、家形埴輪が出土した。	北条町 2005『新修北条町史』	⑥	

土下210・211・213号墳測量図

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	土下-3	土下 211 号墳出土 埴輪	未指定	美術工芸品	古墳時代	鳥取市・京都市	京鳥取大学	土下 211 号墳から、斑点模様のある鹿形埴輪、その他人物埴輪、家形埴輪、水鳥などの形象埴輪、円筒埴輪などが出土。鹿埴輪・人物埴輪は、現在鳥取大学所蔵品となり、県立博物館に寄託されている。家形・形象・円筒埴輪は京都大学考古学研究室蔵となっている。 鹿形埴輪は、類例が少なく貴重。	梅原末治 1937「第八伯耆下北条の一古墳」『近畿地方古墳墓の調査二 上野國總社二子塚古墳の調査』1974 年復刻日本古文化研究所 北條町 1974『北條町誌』 北條町 2005『新修北條町史』 鹿埴輪・人物埴輪は鳥取大学所蔵、鳥取県立博物館に寄託 家形埴輪・円筒埴輪は京都大学所蔵	⑥	 土下 211 号墳出土鹿埴輪・人物埴輪
下北条	土下-4	土下 213 号墳（やすみ塚古墳）	未指定	記念物（遺跡）	古墳時代	東伯郡北栄町土下	個人	古墳時代後期。297 基からなる土下古墳群内にある。全長約 34.5 m の前方後円墳。高さ約 3 m。土下古墳群では数少ない前方後円墳として重要。	北條町 1974『北條町誌』 北條町 2005『新修北條町史』 近藤義郎編 1991『前方後円墳集成 中国・四国編』山川出版	⑥	
下北条	土下-5	土下 229 号墳	未指定	記念物（遺跡）	古墳時代	東伯郡北栄町土下	個人	古墳時代後期。297 基からなる土下古墳群内にある。直径 15 m の円墳。横穴式石室羨道側壁に線刻壁画。魚 2 匹、木の葉文様、車輪状と放射状文様があるとされるが、現在は車輪状の放射状文のみ確認できる。町内では数少ない装飾古墳として重要。	北條町 2005『新修北條町史』 鳥取県教育委員会 1981『鳥取県装飾古墳分布調査概報』	⑥	
下北条	土下-6	土下古墳群	未指定	記念物（遺跡）	古墳時代	東伯郡北栄町土下	個人、北栄町教育委員会	土下古墳群は、計 297 基からなる町内では最大規模の古墳群。 昭和 57（1982）年から断続的に調査が行われ、これまでに計 12 基の古墳が調査された。古墳時代前期から後期の遺物が出土している。出土遺物は、旧北条庁舎に保管。	北條町教育委員会 1983『土下古墳群発掘調査報告書第 1 集』 北條町埋蔵文化財報告書 3 北條町教育委員会 1990『土下古墳群発掘調査報告書第 2 集』 北條町埋蔵文化財報告書 8 北條町教育委員会 1992『土下 285 号・土下 286 号墳発掘調査報告書』北條町埋蔵文化財報告書 11 北條町教育委員会 1994『土下古墳群発掘調査報告書第 4 集』 北條町埋蔵文化財報告書 15 北條町教育委員会 1998『土下古墳群発掘調査報告書第 5 集』 北條町埋蔵文化財報告書 26	⑥	 土下古墳群出土土器
下北条	土下-7	光明寺	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町土下 182	光明寺	定光寺（倉吉市和田）の末寺。曹洞宗。本尊は釈迦牟尼仏。倉吉市和田定光寺の三世、俊鷹道青和尚が、寛正年間（1460～65）年にこの地に隠居し、その庵を「光明蔵」と名付けたことに始まる。その後、この庵は僧尼に守られてきた。寛文 10（1670）年桂堂香林大和尚が光明寺として建立。文化 9（1812）年火災に遭うが再建し、今日に至る。 境内には石堂があり、中に十六羅漢と釈迦如来の陶像が安置されている。これは上神山焼の元祖で、陶芸家平野洞雲（昭和 9～）の作である。 その他、前田寛治画伯の「北条の浜」、日置黙仙禅師の肖像写真も所蔵されている。	北條町 1974『北條町誌』 北條町 2005『新修北條町史』	②	 「十六羅漢・釈迦如来陶像」
下北条	土下-8	光明寺十一面観音菩薩坐像	未指定	美術工芸品	中世	東伯郡北栄町土下 182	光明寺	境内の観音堂に天正 5（1577）年「伯州宗助家訓」の銘のある十一面観世音菩薩坐像が安置されている。欄間には一木彫の阿吽の龍が刻まれている。 ここは久米郡観音霊場第 29 番札所でもある。 「こころさす施主の光明明らかに はしたの里に花さきにけり」の御詠歌が伝わる。	北條町 1974『北條町誌』 北條町 2005『新修北條町史』 福田良徳 2000『久米郡札三十三所観音霊場雑紀』	②	

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	土下-9	光明寺蔵前田寛治 絵画「北条の浜」	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町土下182	光明寺	1920年制作。前田寛治フランス留学前の作品「北条の浜」。写実性に富み、北条砂丘の独特な風景・景観を表現した象徴的な作品である。	北條町1974『北條町誌』 北條町2005『新修北條町史』	④	 「北条の浜」
下北条	土下-10	板碑型石仏	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町土下182	光明寺	光明寺墓地の奥まったところに、古墓とともに祀られている。尖頭形の石材を一段掘り窪め、半肉掘りされている。	北條町2005『新修北條町史』		
下北条	土下-11	三界萬霊塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町土下182	光明寺	明治30(1897)年建立。三界とは、仏教における世界観で欲界、色界、無色界のことで三千世界ともいう。三界に住む全ての精霊を供養・回向して建立。	北條町2005『新修北條町史』		
下北条	土下-12	みお 大神神社	未指定	有形民俗文化財	現代	東伯郡北栄町土下字野本山	大神神社	創建年代は不詳。「三代実録巻24」に、貞観15(873)年当社の記載がありこの時期まで遡る可能性がある。当社は元土下字三輪脇にあったが、宝暦3(1753)年焼失しその後現在地に移されたといわれている。現在の社殿は戦時中に再興したものである。遺存する2基の燈籠のうち1基に「安永四、未歳九月吉日、願主当村十一人組、大神大明神」とあり、当社が大神神社と称した証拠となっている。祭神は大物主神。	北條町1974『北條町誌』 北條町2005『新修北條町史』		
下北条	米里-1	船渡遺跡出土遺物	未指定	美術工芸品	古墳時代	東伯郡北栄町米里	北栄町教育委員会	昭和44(1969)年水田暗渠工事に伴う発掘調査で検出された。古墳時代後期と考えられる田下駄、大足、櫓、火きり白など木製農耕具や梯子などの建築部材などが出土。	北條町2005『新修北條町史』	⑥	 船戸遺跡出土遺物
下北条	米里-2	米里銅山試掘跡	未指定	記念物(遺跡)	近代	東伯郡北栄町米里	個人	大正5(1916)年ごろ米里字一ノ崎から字大町にかけ、集落西の丘陵東斜面で銅の試掘が始まった。結局良質の鉱石、採算に見合う鉱脈は見つからなかったが、試掘に伴う坑道十数箇所とその残土が残る。坑道は、奥行き数mから20~30mのものまである。	奈良国立文化財研究所1998『鳥取県の近代化遺産』 北條町2005『新修北條町史』		
下北条	米里-3	米里銅鐸出土地	未指定	記念物(遺跡)	弥生時代	東伯郡北栄町米里小字亀崎峯	個人	米里銅鐸出土地。米里銅鐸は、明治37(1904)年に発見された外縁付紐袈裟文銅鐸で、高さ28.8cmを測る。出土時は完形であったが、直良氏の調査時にはかなり損傷していたという。銅鐸の近くから弥生土器が出土したといわれている。銅鐸は、倉吉西高等学校に保管されていたが、火災に遭って以降は所在不明となっている。	1-240 北條町1974『北條町誌』 北條町2005『新修北條町史』 直良信夫1929「伯耆米里発見の銅鐸とその出土状況」『考古学雑誌』19巻10号	⑥	 米里銅鐸拓本
下北条	北条島-1	島遺跡出土遺物	未指定	美術工芸	縄文時代	東伯郡北栄町北条島	北栄町教育委員会	縄文時代前期から晩期にかけての集落遺跡。1982年・1997年に北条川河川改修に伴い調査された。県内でも希少な貝塚が検出されている。縄文土器、石器、木製品(丸木舟)、貝製品(腕輪)、装飾品(耳飾)などが出土。特に、後期前半期の土器群は、県内の編年標識となっていることで重要。	北條町教育委員会1983『島遺跡発掘調査報告書第1集』 北條町埋蔵文化財報告書2 北條町教育委員会1998『島遺跡発掘調査報告書第2集』 北條町埋蔵文化財報告書25	⑥	 島遺跡出土遺物

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	北条島-2	日置黙仙禅師墓所	未指定	記念物(遺跡)	近代	東伯郡北栄町北条島	個人	碑銘は、黙仙の侍者で札幌市中央寺の尾崎文英師の撰文。建立は大正10年。墓碑は漢文で黙仙の人柄を紹介しており、最後に黙仙の「語録」に収められた「偶感」の漢詩が引用されている。 「青山緑水是我心 風月無辺豈可尋 一地球間五大島 掌中移見古来今」 日置黙仙(1847～1920)は、東伯郡北条島(現北栄町北条島)に生まれる。12歳の時、青谷中興寺の黙中に師事、後に金沢(石川県)天徳院奕堂禅師のもとで修行、21歳の時、印可(師が与える、悟道の熟達の証明)を受ける。明治維新後の廃仏の動きによるなか、仏教界革新の先覚者となる。修行僧のために、聯芳学林を神戸に創設。丹波(兵庫県北東部)の円通寺から袋井(静岡県)の名刹可睡斎に移り、伽藍を再興。覚王山日泰寺を名古屋に創設した。大正5(1916)年永平寺貫首となり、翌年、曹洞宗管長に就任。その教化は、国内はもとより、南はシャム(現タイ)、インド、東はハワイに及びアメリカ本土に渡って各地に禅を布教した。 「日置黙仙禅師伝」(大法輪閣)に、「何人も引きつけずにおかぬ人間的磁力」とその人柄の一端が記されている。	北条町2005『新修北条町史』 高階瑞仙1962『日置黙仙禅師伝』大法輪閣		
下北条	北条島-3	堤城跡	未指定	記念物(遺跡)	中世	東伯郡北栄町北条島	個人	南条氏与力の山田重直の居城として大永年間(1521～1528)以前には築城されている。重直は、毛利元就から「出雲守」を受領し、当地に居館したと伝えている。天正初年、南条氏は織田方に味方することに決め、毛利方に残った山田氏の堤城を攻略。これより東伯耆では上方、毛利勢力の争いの場となる。堤城は北条島宇城之内と考えられ、表門は東向きで江戸時代末の「天保絵図」によると低い丘があり、それが居館跡とみられ中世豪族の館の一つとして貴重な史跡である。 北条川(旧おうべ川)をはさんで「御伊勢堂」・「小屋島」の小字。水運に関わる川湊「八幡ノ島」をはじめ御伊勢堂の金毘羅灯籠も注目される。水害を防いで五穀豊穡をもたらし、村人の安全、安心を祈る一面をもっている。	「山田家古文書」「山田氏覚書」「伯耆民談記」「伯耆国久米郡嶋村田畑地続全図」天保13年9月(北条町所蔵) 北条町歴史文庫第四集「古地図は語る」北条町2005『新修北条町史』 鳥取県教育委員会2004『鳥取県中世城館分布調査報告書(因幡編・伯耆編)』	⑥	
下北条	北条島-4	田村神社梵鐘(未指定)	未指定	美術工芸品	近世	東伯郡北栄町北条島	北条島自治会	北条島集落センターに吊られている小振りの梵鐘は、田村神社のもので、宝暦8(1758)年の作。「神主前田一旦 鑄物師若土馬淵利右衛門正清 寄進者願主安藤吉右衛門」銘がある。	北条町2005『新修北条町史』		
下北条	北条島-5	六十六部廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町北条島宇訓脳	個人	寛政7(1795)年銘のある満願供養塔。「天下和順 奉納大乘妙典日本廻国供養塔 日月清明」行者回善の坊名が印刻されている。	北条町2005『新修北条町史』		
下北条	北条島-6	六十六部廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町北条島宇屋敷	個人	寛政6(1794)年銘のある満願供養塔。「天下泰平 奉納大乘妙典日本廻国供養塔 国土安全」行者当村宇田川和助銘が印刻されている。	北条町2005『新修北条町史』		
下北条	北条島-7	島古墳群出土遺物	未指定	美術工芸	古墳時代	東伯郡北栄町北条島	北栄町教育委員会	13基からなる島古墳群のうち、1999年に国道313号建設に先立ち5号墳をはじめ8基が(財)鳥取県教育文化財団によって調査された。5号墳は径16m、高さ2.6mを測る円墳でV字枕をもつ箱式石棺が内包。鉄刀・土師器・須恵器・赤彩された人骨が出土。7号墳は径約20m、高さ2.3mの円墳で2基の箱式石棺を内包。1号主体部から青銅鏡・鉄剣・袋状鉄斧が出土。第2主体部は2重棺で赤彩された人骨2体が出土。出土遺物は旧北条庁舎に保管。	(財)鳥取県教育文化財団2000『島古墳群 米里三ノ岩遺跡 北尾釜谷遺跡(北尾古墳群)』鳥取県教育文化財団調査報告書64	⑥	

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	北尾-3	北条八幡宮	未指定	建造物	近世	東伯郡北栄町北尾	北条八幡宮	社伝では貞観7(865)年筑紫国宇佐八幡宮からの分祀とするが、平安時代から山城国石清水八幡宮領であることから、実際には石清水八幡宮の分祀と考えられる。山田八幡宮と称し、元和年間に里見忠義が再興してのち、近世には付近で有数の大社であったと伝え、大型の三間社流造本殿の四方を屋根付透塀で囲う構は立派。本殿の身舎正面の間仕切りは中央間を棧唐戸両開、両脇間を板葺とする仏殿風の構えをもつ。柱上に台輪を用いるのは当地方に多い形式であるが、台輪下端に目地を切っているのは珍しい。柱上の出組の二重秤肘木先を尾垂木様につくり、二手先組風に見せるのも異様で、軒下を賑やかにしている。妻飾りはせり出し二重虹梁で、下重虹梁に出組・蛇腹支輪を組んで上重虹梁を受け、出組に鷲彫刻を飾る華やかな形式をもつ。軒唐破風を庇軒先だけでなく、身舎まで通すのも県下では珍しい。唐破風の下頭貫から上を雲龍一木彫とする例は中・西部地区に多いが、東部では見られない。当本殿の建立年代は様式上、亀腹刻銘の天保3(1833)年頃とみられ、上記のような華やかな形式や手挟、獅子頭、墓股などの進んだ彫刻に幕末期の特徴が窺える。	鳥取県教育委員会1998『鳥取県の近世社寺建築 鳥取県近世社寺建築緊急調査』北条町2005『新修北条町史』		
下北条	北尾-4	北条八幡宮経塚出土経筒他	未指定	美術工芸品	中世	東伯郡北栄町北尾	北条八幡宮	境内において、計3回発見された。1文化年中(1804~18)に、境内で発見された。石櫃内に刀剣・経筒・経巻10巻が出土した。剣には「八幡正八幡奉納(表) 泉守藤原兼定」の銘文が刻まれている(現存)。経筒は、銅板製で、蓋・底を欠損している。高さ24.4cm、外径11cm、厚さ1.5cm。鋳留。 2大正11(1922)年出土した。香合、櫛、経筒、刀剣が出土したというが、現在は不明。 3一字一石経が確認されている。近世のものと考えられている。	亀井照人1972「鳥取県の経塚遺物」『鳥取県立科学博物館研究報告9』	②	
下北条	北尾-5	追儺式	未指定	無形民俗文化財	不明(近世か)	東伯郡北栄町北尾	北条八幡宮	北条八幡宮で伝統的節分行事として行われる。2月3日「鬼」と書かれた的に向け3本の矢が古式ゆかしく放たれ、厄払い・無病息災を祈願する。昭和54年から復活し、御弓司が直垂・烏帽子の装束で弓矢をとり、約20m離れた的を射る。氏子らは一斉に豆をまき健康を祈願する。	北条町2005『新修北条町史』		
下北条	北尾-6	北尾村観音堂	未指定	有形民俗文化財	近世か	東伯郡北栄町北尾	北尾自治会	北尾集落にある。久米郡観音霊場第28番札所。本尊は聖観音菩薩。「三界の火宅をいでて北尾なるやはたの山に心すませよ」の御詠歌が伝わっている。	北条町2005『新修北条町史』 福田良徳2000『久米郡札三十三所観音霊場雑紀』	②	
下北条	北尾-7	JR下北条駅プラットホーム	未指定	建造物	近代	東伯郡北栄町北尾	西日本	大正4(1915)年にりんご、ブドウを出荷する園芸農家による請願駅として設置された。上り・下りのホームが駅舎から孤立した「島式プラットホーム」といわれる特異な形式のもので、ホームがやや湾曲しているのは、既設の線路に沿って造られたことによる。	奈良国立文化財研究所1998『鳥取県の近代化遺産』北条町2005『新修北条町史』		
下北条	弓原浜-1	旧六尾反射炉作業場移築浜本家住宅	未指定	建造物	近代	東伯郡北栄町弓原	個人	安政4(1857)年八幡郡六尾村(現北栄町六尾)に建設された六尾反射炉が、明治維新とともに御用済みとなった後、その用材を由良川→北条川→浜川と遡って弓原浜の浜本家に運んだと考えられている。用材は、住宅の柱や梁などに使用されており、黒ずんだ柱や梁、長さ4間もある平物、材の一部に残る切り込みなどに当時の面影を偲ぶことができる。	北条町2005『新修北条町史』	①	
下北条	弓原浜-2	中浜遺跡出土遺物	未指定	美術工芸	古墳時代	東伯郡北栄町弓原	北栄町教育委員会	古墳時代前期の集落遺跡から土師器などが出土。竪穴建物跡からほぼ完形の大・小の山陰型甕形土器が出土。用途、廃棄の仕方を考えるうえで重要な資料。旧北条庁舎に保管。	(財)鳥取県教育文化財団2004『中浜遺跡』鳥取県教育文化財団調査報告書92	⑥	 中浜遺跡出土遺物
下北条	弓原浜-3	名取山繁右衛門墓	未指定	記念物(遺跡)	近世	東伯郡北栄町弓原	個人	宝暦8(1758)年5月の京都番付の中相撲に記録がある。享和3(1803)年1月18日没。墓は弓原浜の浜本家墓地内にあり、北条八幡宮の境内には、明和5(1768)年に寄進した石灯籠がある。	「相撲今昔物語」、北条町2005『新修北条町史』		

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	弓原浜-4	弓原浜秋葉さん宝篋印塔	未指定	有形民俗文化財	中世	東伯郡北栄町弓原	弓原浜自治会	宝篋印塔笠部のみ遺存。四隅が欠損しているが、形式的に古相を呈し、中世に遡るものと考えられる。	北条町 2005『新修北条町史』		
下北条	弓原-1	弓原神社	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町弓原	弓原神社	往古より弓原村産土神として崇敬、明治維新の際に弓原神社と改称。大正2年北条八幡宮に合併し、摂社となった。祭神は奥津彦神、奥津姫神、玉御祖神。	北条町 1974『北条町誌』		
下北条	松神-1	隆光寺	未指定	記念物(名勝地庭園)	近世	東伯郡北栄町松神 875	隆光寺	隆光寺は、応永年間(1394～1428)開創。元は下神にあって「佛日寺」という天台宗の寺であったといわれている。慶長4(1599)年現在の場所に移転し「佛日山隆光寺」と号した。本堂は安永9(1780)年に建造された。 また、隆光寺の庭園は築庭年代は不詳であるが、北条砂丘の南縁の地形を巧みに利用した鳥取県中部地区の名園として知られている。 境内には正牆適処の偉業を讃え「適処先生避塵之処」と刻まれた碑が、昭和3(1928)年に建立された。	北条町 2005『新修北条町史』 北条町 1974『北条町誌』	⑤	 
下北条	松神-2	研志塾「塾規」	未指定	美術工芸品	近代	東伯郡北栄町松神 875	隆光寺	正牆適処は文政元年鳥取生まれ。儒学をはじめ、様々な学問を修めた人物で、嘉永2(1848)年姫路仁寿山校に迎えられ、同6年には四国・松山藩に召し抱えられた。その後鳥取藩主池田慶徳に乞われて鳥取藩に仕え、藩の学制について多くの改革を加えながら、自宅内に「研志塾」を開き、藩内外から多くの生徒を集めた。幕末には、藩主慶徳を助けて、明治維新の実現に奔走した。 明治6(1873)56歳の時岩本廉蔵らの懇願により、一切の官職を辞して松神村(現北栄町松神)に移住、隆光寺に「第二研志塾」を開き、地域の子弟の教育に尽力した。明治8(1875)年58歳で適処は亡くなったが、研志塾は優れた人材を育成、地方の発展に寄与した。なお、適処は詩画文墨を楽しみ、多くの作品を残している。隆光寺には適処自筆の「研志塾規」(塾の規則)が残されている。	北条町 1974『北条町誌』 北条町 2005『新修北条町史』	⑤	
下北条	松神-3	伯耆山喜右衛門墓	未指定	記念物(遺跡)	近世	東伯郡北栄町松神	個人	天明3(1783)3月大坂番付7枚目に載っている。寛政2(1790)年5月12日現役で没。墓は松神の西、旧街道筋墓地内にある。現在竿石が転倒している。	北条町 2005『新修北条町史』		
下北条	松神-4	北条ワイン醸造所	未指定	建造物	現代	東伯郡北栄町松神 608	個人	北栄町松神所在。創業者山田定伝。昭和19(1944)年太平洋戦争の熾烈化に伴い軍需省が酒石酸の増産に乗り出し、山田は妻の故郷松神に帰り、醸造経験を活かし酒石酸製造工場を設立。敗戦とともに酒石酸は不要になり、ワイン工場に切り替え、「北条ワイン」と名付け頑固に自らの醸造法を護ってきた。昭和35(1960)年ごろからフランスの本格的なワイン造りの技術を導入。原料ブドウは地元で加工用として栽培されたもの。出荷量は多くないが、日本ワインの一角を確実にしめる評判を得るようになった。瓦葺き平屋一部二階建ての梁や壁などに昔ながらの酒造場様式を見ることが出来る。	鳥取県教育委員会 1985『鳥取県の諸職』 北条町 2005『新修北条町史』	③	
下北条	松神-5	松神神社	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町松神	松神神社	創立年代不詳。往古より防砂林の守護神として松神大明神と称し産土神として崇敬された。本殿大社造変形向拝唐破風造。安永4(1775)年銘の手水鉢があり、江戸時代中期まで遡ると考えられる。境内には、シイの巨木がある。	北条町 2005『新修北条町史』 鳥取県神社庁 2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしる』		

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	松神-6	七カ日相撲	未指定	無形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町松神	松神神社	毎年8月7日松神神社境内で行われる。当日午前中に清掃、拝殿前に土俵を特設。土俵中央に梵天(幣束)、剣先8本を立てる。午後祭礼後相撲。江戸期に東伯郡内の出世力士を雇い、村衆も加わり盛大に行われた。大正期、戦後一時途切れたが、祭礼を行わないと「火事が起こる」との口碑があり、今日まで続く。近年は少年相撲に受け継がれている。	北条町 2005『新修北条町史』		
下北条	松神-7	松神廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町松神字西原	個人	享保18(1733)年銘の行き倒れ行者の供養塔。旧山陰往来脇に建てられている。	北条町 2005『新修北条町史』		
下北条	松神-8	松神六十六部廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町松神	隆光寺	隆光寺境内にある寛政6(1794)年銘の満願供養塔。「天下和順 奉納大乘妙典日本廻国供養塔 日月清明」行者当村牧田銘が印刻されている。	北条町 2005『新修北条町史』		
下北条	曲-1	曲岡遺跡	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町曲	個人、北栄町教育委員会	曲岡遺跡(曲第1遺跡)は、蜘蛛ヶ家山から派生する手指状の標高約40m前後の丘陵の先端部に立地し、平成6(1994)から平成7(1995)年に発掘調査が行われ、古墳時代後期から飛鳥時代にかけての竪穴建物跡3基、段状遺構6基などを含む集落跡、遺物が出土した。瓦片が出土しており、遺跡の性格を考えるうえで貴重。	北条町教育委員会 1995『曲第1遺跡発掘調査報告書第1集』北条町埋蔵文化財報告書17	⑥	 曲岡遺跡出土遺物
下北条	曲-2	曲古墳群	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町曲	個人、北栄町教育委員会	曲古墳群は、261基からなる。昭和55(1980)年から断続的に調査が行われ、これまでに計9基の古墳が調査された。古墳時代前期から後期の遺物が出土した。このうち、曲148号墳は径約20m、高さ約2.6mの円墳で箱式石棺・土墳墓が埋葬主体となっており、古墳時代前期の遺物がまとも出土している。その他、前期・中期古墳の中には、V字石枕をもつ箱式石棺が見つまっている。出土遺物は、旧北条庁舎に保管。	北条町教育委員会 1981『曲古墳群発掘調査報告書』北条町教育委員会 1995『曲古墳群発掘調査報告書第2集』北条町埋蔵文化財報告書18 北条町教育委員会 1996『曲遺跡群発掘調査報告書1』北条町埋蔵文化財報告書20 北条町教育委員会 1997『曲遺跡群発掘調査報告書2』北条町埋蔵文化財報告書22	⑥	 曲古墳群出土遺物
下北条	曲-3	曲菅峯長谷遺跡出土遺物	未指定	美術工芸品	弥生時代、古墳時代	東伯郡北栄町曲	北栄町教育委員会	弥生時代中期から中世にかけての集落遺跡。1997年・2003年の調査により竪穴建物跡7基、掘立柱建物跡6基、段状遺構3基、土坑1基、道1基などを検出。各時代の土器、土製品が出土。このうち弥生時代中期後葉の器台形土器、古墳時代前期の器台形土器は希少な土器である。旧北条庁舎に保管。	北条町教育委員会 1996『町内遺跡発掘調査報告書第5集』北条町埋蔵文化財報告書19 Jフォン株式会社 2003『北条町曲菅峰遺跡発掘調査報告書』	⑥	 曲菅峯長谷遺跡出土遺物
下北条	曲-4	曲村観音堂	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町曲	個人	曲集落にある。久米郡観音霊場第27番札所。本尊は聖観音と思われる小振りの坐像が祀られている。「谷の観音」とも呼ばれる。「野をもすぎ里を曲る てあかの水手をむすびつつ谷の御仏」の御詠歌が伝わっている。堂には、鉄製鰐口が掲げられている。	北条町 2005『新修北条町史』 福田良徳 2000『久米郡札三十三所観音霊場雑紀』	②	
下北条	曲-5	六十六部廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町曲字向山	個人	安永9(1780)年銘のある満願供養塔。「天下泰平 奉納大乘妙典六拾六部日本廻国 日月清明」行者五兵衛銘が印刻されている。	北条町 2005『新修北条町史』		
下北条	曲-6	岡神社	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町曲	曲自治会	曲西集落裏手の標高約60mの丘陵上にある。建立時期は不詳であるが、明和7(1770)年銘の燈籠、天明2(1782)年銘の石製鳥居が見られることから、江戸中期には建立されていたと考えられる。祭神は素戔鳴尊。	北条町 2005『新修北条町史』		

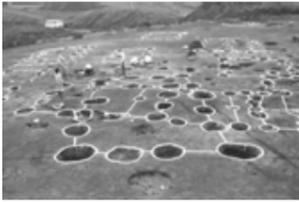
資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
下北条	曲-7	苅山(海竜王)神社	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町曲	曲自治会	蜘蛛ヶ家山から派生する標高約95mの丘陵上にある。建立時期は不詳であるが、万延元(1860)年の燈籠があることから、この時期には建立されていたものと考えられる。	北条町2005『新修北条町史』		
大誠	東園-1	東園神社	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町東園	東園神社	元享元(1321)年周防国イモノ里網敷天満宮より勧請し、当村地内砂浜際字古屋敷へ鎮祭したが、延宝3(1675)年暴風の為砂に埋まり、同年元邸という所に移転し、享保12(1727)年現社地に移遷したという。近世まで天満天神と称してきたが、明治初年東園神社と改称。大正5(1916)年10月に原字平野山の平野神社(元牛頭天王 素戔鳴尊)、西園字東屋敷の西園神社(事代主命)を合併したが、大正14(1925)年平野神社を元野神社に奉還し、昭和21(1946)年に西園神社を建速神社に奉還した。本殿は流造(大正12年建立)。祭神は菅原道真。	大栄町1980『大栄町誌』 鳥取県神社庁2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしろ』		
大誠	東園-2	東園第2遺跡	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町東園	個人	東園から松神に所在する弥生時代から古墳時代の砂丘地に造営された遺跡。クロスナ層に営まれた集落遺跡と考えられる。土器が濃密に散布している。砂丘の形成を考えるうえでも貴重。	大栄町1980『大栄町誌』	③⑥	
大誠	西園-1	建速神社	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡豊栄町西園1190	建速神社	本社は建武年間(1334~36)出雲国美保神社から勧請したとされ、六尾村ハンシャという所に鎮座、若一位王子権現として崇敬されてきた。明和8(1771)、六尾村の大火により神社も焼失したため、現在地に遷座し、安永3(1774)年本殿、拝殿を新築した。明治6(1873)年西園神社と改称。大正5(1916)年村社東園神社に合併されたが、大正8(1919)年西園村の東端松林の中に鎮座の荒神社を旧西園神社に奉還し、建速神社と改称。東園神社に合祀されていた旧西園神社(事代主命)を昭和21(1946)年10月に分離し、本社に奉還した。本殿は大社造変形向拝唐破風造。祭神は、事代主命、素戔鳴尊。	大栄町1980『大栄町誌』 鳥取県神社庁2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしろ』		
大誠	瀬戸-2	瀬戸観音寺	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町瀬戸	瀬戸観音寺	曹洞宗。正徳3(1713)年に、瀬戸の大庄屋竹信佐五右衛門ら7名がこの地の信仰のために、東高尾観音寺から1体の仏像を勧請し、お堂を立てたのが今の観音寺の前身である。その中の峯山松月庵(准法地)という庵寺を昭和27(1952)年6月、碩峯寛童が大成山観音寺として開山。伯耆観音霊場第26番札所となっている。	大栄町1980『大栄町誌』	②	
大誠	瀬戸-3	瀬戸神社	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町瀬戸425	瀬戸神社	創立年代不詳。大永年間(1521~28)の兵火により焼失。近世まで国司大明神と称していたが、明治になって瀬戸神社と改称。元飯ノ山(現在の御旅所)に鎮座していた。往古は船筏安全守護の神として崇敬されていたが、保元年間(1156~59)に要害山城主秋近氏が城鎮護の神として現社地湊山に奉還したと伝える。本殿は春日造変形向拝唐破風造。祭神は、国狭槌尊、国常立尊、豊斟淳尊。竹信佐五右衛門奉納の手水鉢がある。	鳥取県神社庁2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしろ』		
大誠	瀬戸-4	瀬戸金刀比羅宮	未指定	建造物	近代	東伯郡北栄町瀬戸	個人	設立は明治13(1880)年、翌14年竣工。拝殿は桁行7間半、梁間8間。入母屋造り、平入り、棧瓦葺き、三方に出1間の裳階付。向拝2間付。極端に建ち高い屋根や巨大な妻面、裳階上部に露出する本屋軸部の低さなどに特徴が見られる。	大栄町1980『大栄町誌』 鳥取県教育委員会2007『鳥取県の近代和風建築-鳥取県近代和風建築緊急調査報告書-』	①	
大誠	瀬戸-5	西金刀比羅宮	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町瀬戸	個人	瀬戸金刀比羅宮の西隣の丘陵上にある祠。現在「西の金刀比羅さん」として祀られている。			

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
大誠	瀬戸-6	武信佐五右衛門・武信潤太郎宅跡	未指定	記念物(遺跡)	近代	東伯郡北栄町瀬戸	個人	<p>武信家は、元は竹信姓を名乗り代々瀬戸村の大庄屋を務め、佐五右衛門の代には廻漕業も営んでいた。佐五右衛門の代になり鳥取藩が海岸防備のために台場・反射炉の建造をする際に莫大な献金を行い、苗字帯刀が許され武信姓を与えられた。完成後は莫大な負債を抱えることとなり、明治初年には没落してしまった。</p> <p>旧宅は、瀬戸村の奥まった箇所にあったが、現在は跡地のみとなり、石垣などを残すのみとなっている。</p> <p>武信潤太郎は、美作国真嶋郡嶋村出身で、旧姓を西田新九郎と称し、砲術・反射炉建設についての技術を日本各所で学びそれを見込まれて、天保7(1836)年瀬戸村武信長三郎の養子となり、六尾反射炉・由良台場の建設に携わった。</p> <p>旧宅は、由良川左岸に建てられていたが現在は顕彰する碑・説明版を残すのみとなっている。</p>	大栄町1980『大栄町誌』	①	 武信潤太郎宅跡
大誠	瀬戸-7	瀬戸古墳群	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町瀬戸	個人、北栄町教育委員会	<p>37基からなる古墳群。これまでに17基の古墳が調査され、古墳時代後期の須恵器や鉄製武器、勾玉などの装飾品、赤色塗彩された人骨などが出土。出土遺物は、旧北条庁舎に保管。</p>	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』 大栄町教育委員会1998『瀬戸岩子山遺跡発掘調査報告書』 大栄町埋蔵文化財調査報告書第34集	⑥	 瀬戸35号墳石棺
大誠	瀬戸-8	瀬戸獅子舞	未指定	無形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町瀬戸	保存会	<p>瀬戸神社祭礼。江戸時代には、秋祭りに大名行列を行い、獅子舞が村中を練り歩きながら氏子の安全と繁栄を祈願していたが、戦後、大名行列の諸用具が老朽化し獅子頭も破損したため長い間中断していた。その後、昭和62年に篤志家が獅子頭を奉納したのをきっかけに、5人の有志が村の活性化を志し、「瀬戸神社獅子舞研究会」を発足。現在は16名の会員と補助員で構成し、「瀬戸獅子舞保存会」と改称して活動している。平成7年より子供獅子舞を結成し、小学校高学年児童を対象に伝習して、秋祭りで獅子舞を奉納するほか諸行事に出演している。</p>	大栄町1980『大栄町誌』		
大誠	瀬戸-9	瀬戸城跡	未指定	記念物(遺跡)	中世か	東伯郡北栄町瀬戸	個人	<p>瀬戸地内の丘陵上で、周囲を見渡せる高台に位置する。現在、金比羅宮が位置する部分が本丸跡とされ、本丸に関する遺構は破壊されている可能性が高いが、その南側はほぼ当時の地形を残しているとみられ、堀割状の溝が一部残存している。瀬戸神社に残る絵図面によると規模は本丸が二間四方、高二四間、周囲八六間、南堀が二六間、幅二間、深さ六間とあるのみで、このほかについては詳細不明。</p>	大栄町1980『大栄町誌』	⑥	
大誠	穂波-1	穂波出土有茎尖頭器	未指定	美術工芸品	縄文時代	東伯郡北栄町穂波	北栄町教育委員会	<p>縄文時代草創期のサヌカイト製の有茎尖頭器。表採資料ではあるが、本町で最も遡る出土品の一つ。ほぼ完形。</p>		⑥	
大誠	西穂波-1	西穂波古墳群	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町西穂波	個人、北栄町教育委員会	<p>63基からなる古墳群。これまでに31基の古墳が調査され、古墳時代中期から後期の須恵器や鉄製武器などが出土。38号墳から出土した鉄刀柄頭には亀甲繫鳳凰文の象嵌が施されている。現在奈良大学に一時保管されているが、旧北条庁舎に移管予定。</p> <p>西穂波27号墳は、露出した横穴式石室。奥壁・側壁の一部が残存している。奥壁と右側側壁に線刻壁画が見られる。奥壁には船・弓・矢などの線刻、右側壁には船・斜格子文などの線刻が認められていた。1981年調査後消滅した。</p> <p>西穂波16号墳は、全長約40mの前方後円墳で、横穴式石室を内包。調査後北栄町役場大栄庁舎前に移築された。</p> <p>西穂波9号墳は、露出した横穴式石室。奥壁・側壁の一部が残存していた。奥壁と右側側壁に線刻壁画が見られた。奥壁には船・弓・矢などの線刻、右側壁には船・斜格子文などの線刻が認められていた。1982年調査後消滅。</p>	鳥取県教育委員会1981『鳥取県装飾古墳分布調査概報』 大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』 西山要一1986「古墳時代の象嵌(刀装具について)『考古学雑誌』72巻1号 日本考古学会 植野浩三1984「前方後円墳の築造方法(1)鳥取県西穂波16号墳を例にして」『文化財学報』3集 奈良大学文学部文化財学科 近藤哲雄1986「東伯郡の横穴式石室の様相」『島根考古学会誌』第4集	⑥	 西穂波16号墳石室(移築)

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
大誠	大島-1	大島十王像	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町大島	大島自治会	新四国25番札所となっている観水庵という堂に安置された2枚の厚い凝灰岩板石に浮彫りしたもの。ユーモラスな表情で、彩色の痕跡あり。冥途で10人の王が亡者の罪を裁くという仏教の教えを像にしたもの。制作年代は不詳。 観水庵には、その他薬師如来・観音菩薩・地藏菩薩、木製六地藏像など7体の像が祭られており、7月下旬の夏祭りに合わせて、法要が営まれている。 文化4(1807)年銘の棟札が残っている。	大栄町1980『大栄町誌』	②	
大誠	大島-2	宮崎神社	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町大島648	宮崎神社	創立年代不詳。近世まで宮崎大明神と称した。文献等文化年間(1804~18)の火災で焼失した。元和3(1617)年鳥取藩池田光政の頃、新田開拓に着手したが成功に至らず、新奉行圓乗寺勤兵衛が本社に祈願したところ漸くにして成就、社領3石9斗1升を寄進して、藩の祈願所とした。明治初年宮崎神社と改称。大正3(1914)年に西穂波神社(素戔鳴尊)を合祀、同5(1916)年に村社穂波神社(元春日大明神天兒屋根尊)を合併した。境内に船神様と称し船形の岩が祀られているが、これは日本武尊が漂着された小船が石に化したものとされている。 本殿は春日造変形向拝唐破風造。祭神は伊弉諾尊、伊弉冉尊、素戔鳴尊、天兒屋根尊。	大栄町1980『大栄町誌』 鳥取県神社庁2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしる』		
大誠	原-1	元野神社	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町原912	元野神社	創立年代不詳。往古より荒神宮または牛頭天王と称した。明治初年に平野神社(村社)と改称。大正5(1916)年に東園神社に合祀され空社となったが、村民は元宮荒神と称して崇敬を続け、大正13(1924)年11月に本殿他諸社殿を建立整備して元野神社を設立し、村社として承認を受けた。翌14年4月東園神社に合祀されていた平野神社(素戔鳴尊)を分離訪韓し合祀した。鳥居の神額には平野神社の旧称が残る。本殿は入母屋造正面千鳥破風付向拝唐破風造。祭神は素戔鳴尊。	大栄町1980『大栄町誌』 鳥取県神社庁2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしる』		
大誠	原-2	原平ノ山遺跡出土遺物	未指定	美術工芸品	古墳時代	東伯郡北栄町原	北栄町教育委員会	弥生時代後期から中世にかけての集落遺跡。1998年の調査により竪穴建物跡21基、貯蔵穴2基、溝2基などが検出された。焼失住居跡も検出された。各時代の土器、初期須恵器、鉄器などが出土。このうち、把手付椀は、本町出土の最も遡る初期須恵器の一つで重要。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1999『大栄町内遺跡発掘調査報告書』大栄町埋蔵文化財調査報告書第35集 大栄町教育委員会2000『原平ノ山遺跡発掘調査報告書』大栄町埋蔵文化財調査報告書第38集	⑥	
大誠	六尾-2	今地遺跡	未指定	記念物(遺跡)	弥生時代、古墳時代	東伯郡北栄町六尾	北栄町教育委員会	弥生時代後期から古墳時代前期の集落遺跡から弥生土器、土師器が出土。このうち、脚付直口壺は吉備系の搬入土器の可能性が高い。遺跡内には、六尾反射炉の用水路跡が検出されている。	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』 大栄町教育委員会1981『今地遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第18集	①⑥	 今地遺跡竪穴建物内土器出土状況
大誠	六尾-3	子守神社	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町六尾504	子守神社	創立年代不詳。往古、六尾城鎮護のために勧請したと伝える。近世まで許母里大明神と称した。明治の初めに子守神社と改称。字須賀山に鎮座していた須賀山神社(元今地神社)を大正5(1916)年に合併。本殿は流造。祭神は手名権神、足名権神、素戔鳴尊、倉稲魂命	鳥取県神社庁2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしる』		
大誠	六尾-4	六尾反射炉出土遺物	未指定	美術工芸品	近世	東伯郡北栄町六尾	北栄町教育委員会	六尾反射炉跡地で出土した耐火煉瓦、鉄滓。耐火煉瓦の一部には、磁性を伴う精錬滓が付着したものがあり、使用部位を特定するうえでも重要なものがある。	大栄町1980『大栄町誌』	①⑥	 六尾反射炉跡出土耐火レンガ 六尾反射炉跡出土鉄滓

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
栄	亀谷-1	亀谷神社	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町亀谷 680	亀谷神社	創立年代不詳。往古に木花之佐久夜比売命を氏宮大明神、品陀和氣命を八幡宮、大國主命を大森大明神と称し、別々の社地に祀っていたが、享保年間に八幡宮と大森大明神をを合祀し、明治初年に西亀谷神社と改称。また、事代主命は武雷大明神として尾崎に祀られていたが、明治元年東亀谷神社と改称し、同41年に西亀谷神社に合併された。明治42年に亀谷神社と改称。本殿流造。社殿の周囲をシイの古木が覆っている。石鳥居は宝暦11(1761)年建立。浦安の舞が奉納される。	鳥取県神社庁2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしる』		
栄	亀谷-2	知足院	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町亀谷 1156	知足院	知足院の創建年代は不詳。曹洞宗。本尊は釈迦牟尼仏。「瀬戸村」「武信十次郎母」銘が残るもので近世の作。本堂は、享和2(1802)年建造と考えられている。当寺は、瀬戸武信家、亀谷遠藤家の菩提寺。本堂には「伯州八橋郡亀谷村亀谷山知足院現住官亭代 寛延三庚午年七月吉日 瀬戸村佐五右衛門尚信寄附 京三条釜庄 和田信濃大掾」銘の梵鐘があり、本寺の歴史を物語る。	大栄町1980『大栄町誌』	②	
栄	亀谷-3	知足院観音堂観世音菩薩像	未指定	美術工芸品	近世	東伯郡北栄町亀谷 1156	知足院	境内に観音堂が一字あり、観世音菩薩が安置されていた。元々厨子内に納められていた。現在は本堂に安置されている。近世の作。	大栄町1980『大栄町誌』	②	
栄	亀谷-4	向野遺跡	未指定	記念物(遺跡)	古代	東伯郡北栄町亀谷	会個人、北栄町教育委員	古墳時代から古代にかけての集落遺跡。1981年に調査され掘立柱建物跡42基、土坑4基、柵列7基などが検出された。古代の建物はすべて掘立柱建物跡であった。各時代の遺物が出土。特に、古代の遺物として須恵器蓋に「●」(録カ)と書かれた墨書土器があり、この遺跡の性格を物語るうえで重要。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』大栄町教育委員会1984『向野遺跡・後ろ谷遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第12集	⑥	
栄	下種-1	大乘妙典日本廻国供養塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町下種	下種自治会	旧八橋往来沿いの下種から岩坪に抜ける坂道北側に祀られた大乘妙典日本廻国供養塔。「天下泰平 国家安全 奉納大乘妙典日本廻国供養塔 下種邑 清右工門」銘、側面に嘉永4(1851)年の年号が認められる。			
栄	下種-2	下種第1遺跡	未指定	記念物(遺跡)	弥生時代、古墳時代	東伯郡北栄町下種	会個人、北栄町教育委員	弥生時代後期から古墳時代中期にかけての集落遺跡。1980年の調査により竪穴建物跡7基、掘立柱建物跡1基、土坑4基が検出された。それぞれの時期の土器が出土したほか、表土中からではあるが、土馬が検出された。	大栄町教育委員会1981『下種遺跡群発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第25集	⑥	
栄	下種-3	下種古墳群	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町下種	会個人、北栄町教育委員	計9基からなる古墳群。1980年の調査により前方後円墳1基(8号墳)、円墳2基(7号墳・9号墳)が調査された。8号墳は全長32mを測り、墳丘はほとんどなかったが、後円部に2基の主体部、周溝内埋葬2基が検出された。いずれも古墳時代後期前葉から中葉の築造と考えられる。7号墳で、弥生時代後期前葉の竪穴建物跡が検出された。	大栄町教育委員会1981『下種遺跡群発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第25集	⑥	
栄	岩坪-1	岩坪地藏	未指定	有形民俗文化財	近世か	東伯郡北栄町岩坪	個人	岩坪集落入口の旧八橋往来、古代山陰道推定地沿いに祀られている地藏尊坐像。頭には笠状の石が載せられているが、後世のものであろう。本来は個人を祀ったものと考えられる。道を挟んで南側にも地藏尊が祀られている。	鳥取県教育委員会1990『歴史の道調査報告書倉吉往来(八橋往来 倉吉往来 鹿野往来)』鳥取県歴史の調査報告書第5集		
栄	岩坪-2	岩坪村堂	未指定	有形民俗文化財	近世か	東伯郡北栄町岩坪	岩坪自治会	岩坪集落内の旧八橋往来沿いの堂内に小振りの聖観音菩薩が祀られている。		②	
栄	上種-2	上種第1遺跡出土遺物	未指定	美術工芸	弥生時代、古墳時代	東伯郡北栄町上種	個人、北栄町教育委員会	弥生時代後期から古墳時代中期にかけての集落遺跡。1978年の調査によって竪穴建物跡46基、貯蔵穴3基、土坑2基、土坑10基などが検出された。各時期の土器や石製品などが出土。遺構外ではあるが県内では出土例の少ない子持勾玉が出土しており、貴重。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』大栄町教育委員会1979『上種第1遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第23集	⑥	 上種第1遺跡出土子持ち勾玉

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
栄	上種-3	上種第5遺跡	未指定	記念物(遺跡)	弥生時代～飛鳥時代	東伯郡北栄町上種	会個人、北栄町教育委員会	弥生時代後期から飛鳥時代にかけての集落遺跡。1982年の調査により竪穴建物跡32基、掘立柱建物跡13基、貯蔵穴13基、土坑17基、溝3基、土器溜などが検出された。各時代の土器や鉄製品、石製品、ガラス小玉等玉製品などが出土。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』 大栄町教育委員会1985『上種第5遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第14集	⑥	
栄	上種-4	上種第6遺跡	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町上種	会個人、北栄町教育委員会	古墳時代前期から後期にかけての集落遺跡。1982年の調査により竪穴建物跡26基、掘立柱建物跡9基、柵列7期、土坑10基などが検出された。各時代の土器や鉄製品、石製品などが出土。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』 大栄町教育委員会1985『上種第6遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第15集	⑥	
栄	上種-5	上種東3号墳出土遺物	未指定	美術工芸品	古墳時代	東伯郡北栄町上種	北栄町教育委員会	古墳時代後期の須恵器や鉄製武器、勾玉、耳環などの装飾品が出土。1975年に調査された。当古墳は、径約12m、高さ約2.7mの円墳で、竪穴系横口式石室を内部主体にしており、東伯耆の導入期の横穴系の埋葬施設の一つ。北部九州の影響、朝鮮半島の影響と考えられている。出土品のうち玉類は一括で出土し、貴重。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1976『上種東古墳群第3号墳発掘調査報告』 大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』	⑥	
栄	上種-6	上種西古墳群出土遺物	未指定	美術工芸品	古墳時代	東伯郡北栄町上種	個人、北栄町教育委員会	18基からなる古墳群。うち4基が1982年に調査された。古墳時代後期の須恵器や鉄製武器、勾玉などの装飾品などが出土。このうち14号墳は全長28m、後円部径20m、前方部幅14m、高さ3mを測る帆立貝式前方後円墳である。未盗掘の古墳で副葬品の一括性が高い。15号墳は径約10m、高さ約1mの円墳で、竪穴系横口式石室を内部主体にするもので、須恵器等が出土している。出土品は旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1984『上種西古墳群発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第13集	⑥	 上種西15号墳出土須恵器
栄	東高尾-14	東高尾観音寺本堂	未指定	建造物	近世	東伯郡北栄町東高尾	東高尾観音寺	観音堂は江戸時代には、佐々木四郎高綱による再建と伝えられ、「近江堂」と称されていた。 棟札が6枚残されており、天保6(1835)年、天保10(1839)年、弘化2(1845)年、文化9(1812)年、明治20(1885)年、昭和29(1954)年銘の棟札が残されており、いずれも再建・修復時のものである。 倉吉綿屋奉納の額が飾られている。『茜さすここも 高尾の夕もみじ 心も照らす 法の谷水』の詩が記されている。	大栄町1980『大栄町誌』	②	
栄	東高尾-15	東高尾観音寺古仏群	未指定	美術工芸品	平安時代	東伯郡北栄町東高尾	東高尾観音寺	未指定の古仏群計30体。如来形立像5、地藏菩薩立像3、菩薩形立像8、四天王立像7、兜跋毘沙門天立像1、童子立像1、不明5。その他、近世以降の立像2あり。 直近の仏像調査により、9世紀をさらに遡る可能性がある菩薩立像があることが指摘され、非常に注目される。	小山勝之進1983「東高尾観音寺古仏群についての一考察」『鳥取県立博物館研究報告第20号』鳥取県立博物館	②	
栄	東高尾-16	東高尾観音寺棟札(4枚)他	未指定	美術工芸品	近世	東伯郡北栄町東高尾	東高尾観音寺	本堂天井裏内陣に残された棟札。4枚残されており、天保6(1835)年、天保10(1839)年、弘化2(1845)年、明治20(1885)年銘が残る。いずれも再建・修復時のものである。 近世のものは、天保6年銘棟札「志願主邑岡喜左衛門 真福寺萬邦代」銘 天保10年銘棟札「本願主禪門普門 尼智音 真福寺萬邦代」銘 弘化2年銘棟札「願主村岡喜左衛門 真福寺萬邦代」銘 その他に、弘法大師像が更新された際の文化9(1812)年銘のある札が残されている。年号が残るものでは、最も遡るものである。	東高尾公民館2001『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-17	東高尾観音寺天井絵	未指定	美術工芸品	近世	東伯郡北栄町東高尾	個人	本堂天井には、2尺角(約60cm)の正尊、稻雀、稻栄、舟石、松翠、李伯、米花、竹涛、向井四望などの作者名・落款のある天井絵108枚が残されている。年号が残るものはいずれも嘉永5(1852)年となっている。	東高尾公民館2001『観音さんの里 東高尾誌』	②④	

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
栄	東高尾-18	初観音	未指定	無形民俗文化財	近世か	東伯郡北栄町東高尾	東高尾観音寺	旧暦1月18日(現在1月18日)福上げが行われ、福杓子18本が運の良い善男善女に当たる。昔は杓もあったようである。	東高尾公民館 2001 『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-19	大般若	未指定	無形民俗文化財	近世か	東伯郡北栄町東高尾	東高尾観音寺	旧暦6月18日(現在7月18日頃)16羅漢の掛軸を掲げ鏡餅を供え住民の安全と繁栄を祈念する。昭和20年頃までは真福寺の僧数名で大般若経600巻が転読されていた。その大般若経は大日寺から大工事当番(大工事=部落外との物品運搬夫役)が借りてきたようである。前夜の17日は一足早い盆踊りで近在の若者で賑わい、夜店も並ぶほどであった。	東高尾公民館 2001 『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-20	鉄製罎口	未指定	美術工芸品	近世か	東伯郡北栄町東高尾	東高尾観音寺	東高尾観音寺本堂に下げられている。銘は不明であるが、鏝上がりの状態がよく完形の鉄製罎口として貴重。		②	
栄	東高尾-21	東高尾観音寺大五輪塔	未指定	有形民俗文化財	中世	東伯郡北栄町東高尾	東高尾観音寺	境内に設置された大型の五輪塔。複数の部材を組み合わせたもので、水輪に当たる部分は宝篋印塔基礎部である。宝篋印塔基礎部に正中3(1326)年の銘が確認されている。大正年間に本堂下の山中から担ぎ上げて境内に設置されたもの。	東高尾公民館 2001 『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-22	板碑型五輪塔(2基)	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町東高尾	東高尾観音寺	東高尾観音寺入口左側に祀られている、2基の板碑型五輪塔。いずれも尖頭形の板碑内側に花頭枿を彫込み、2基の五輪塔が浮き彫りされている。近世初期の製作と推定される。		②	
栄	東高尾-23	東高尾観音水	未指定	記念物(名勝地)	近現代	東伯郡北栄町東高尾	個人	東高尾集落東側丘陵に上がる農道脇の崖面から湧き出る清水。平成28(2016)年鳥取県中部地震発生においても涸れることなく、住民救済の一助となった。農道建設に当たって現在の場所に移った。従来は、上流側にあったといわれている。	東高尾公民館 2001 『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-24	尼さんの墓	未指定	記念物(遺跡)	近世	東伯郡北栄町東高尾	個人	村岡家が代々祀っている石祠。尼僧が夢で観音様のお告げを受け、村人に懇願して堂の再建につながったといわれている。周囲にはお茶の木が植えられている。	東高尾公民館 2001 『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-25	村岡喜左衛門・智音尼夫婦石塔	未指定	記念物(遺跡)	近世	東伯郡北栄町東高尾	個人	村岡喜左衛門・智音尼夫婦墓。「功德齋普門品善士・稱名室観世智音禅尼」の戒名、背面には『大悲閣略記』に記載された近江堂(東高尾観音寺)の由来がコンパクトにまとめられている。喜左衛門は慶応3(1867)年正月5日、尼は文久2(1862)年に没している。「近江堂古仏尊像八行基の像作千年 および頼朝公御治政佐々木四郎高綱近江国守護故地引移依近江堂と申也再興智音尼多病うへ再建の祈誓し速救玉ひし天保未よ利村中同出を以卯迄成就直尼麓二休いんして信余之祈願ヲ決士ハ慶応三卯正月五日尼文久二 十一月四日西方彌陀二往生ス くわん音の流出九万八千さひ 寿を延て芽出度の水」の銘文が刻印されている。	東高尾公民館 2001 『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-26	遍路道道標①	未指定	有形民俗文化財	近世	倉吉市服部	個人	石製遍路道道標が4箇所残っている。明治の年号が見られる。主に倉吉方面から近江堂に至り古布庄方面に向かっている。 道標①は倉吉市服部地内にある。円頭形の切石製。表面に指で指し示す絵、施主・世話人の名、「へんろみち」の文字等が彫られている。脇に「風の宮さん」として祀られている石祠がある。	東高尾公民館 2001 『観音さんの里 東高尾誌』	②	

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
栄	東高尾-27	遍路道道標②	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町東高尾	個人	石製遍路道道標が4箇所残っている。主に倉吉方面から近江堂に至り古布庄方面に向かっている。 道標②は、道標①から約500m北西の旧道右手にある。尖頭形の切石製。表面に指で指し示す絵、施主の名、「へんろみち」の文字、施主、願主銘が彫られている。一部剥落があるが、明治の頃のものと考えられる。	東高尾公民館 2001『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-28	遍路道道標③	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町東高尾	個人	石製遍路道道標が4箇所残っている。明治の年号が見られる。主に倉吉方面から近江堂に至り古布庄方面に向かっている。 道標③は、東高尾観音寺下の町道を約300m上った道の脇に設置されている。尖頭形の切石製。指で指し示す絵、「へんろみち」の文字、願主、世話人銘等が彫られている。	東高尾公民館 2001『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-29	東高尾十王像	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町東高尾	個人	十王経によれば、初7日泰広王の序に至り、14日初江王、21日宗帝王、28日伍官王、35日閻魔王、42日變成王、49日太山府君、百ヶ日平等王、1周年都市王、3回忌五道転輪王の各序で娑婆でした罪の裁断を受けこれによって来世の生所が定まるといふ。 東高尾の十王像は、安山岩自然石に線彫りされたものである。線刻が不鮮明になりつつあり、対策が必要。	東高尾公民館 2001『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-30	東高尾村堂	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町東高尾	東高尾自治会	以前は堂は2か所あったが、大正末期頃に1か所にまとめられた。現在の堂内には木製「地藏菩薩」「薬師如来」「阿弥陀如来」「不動明王」「毘沙門天」が祀られている。平成9年修理。仏師山本竜門氏。堂脇には金毘羅灯籠、広峯宮燈籠、八幡宮燈籠、八幡宮祠がある。燈明講が行われていた。	東高尾公民館 2001『観音さんの里 東高尾誌』	②	
栄	東高尾-31	五輪塔・板碑型五輪塔	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町東高尾	個人	村岡家墓地内にある近世と考える大日寺式五輪塔2基、板碑型五輪塔1基。いずれも近世のものと考えられる。			
栄	西高尾-3	高尾八幡宮	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町西高尾	高尾八幡宮	高尾八幡宮は元慶8(884)年に石清水八幡宮別宮・種八幡宮として勧請され、佐藤某なる者の献金により奉獻されたものと伝わる。尼子晴久が社殿を建立し、社領を奉獻している。江戸時代には鳥取藩主池田家の祈願所となるなど現在まで崇敬され続けた。寛延元(1748)年雷火により焼失したが、地方崇敬者の寄進により再興。 また、社殿の裏山からは銅製の経筒が見つかる(現在、鳥取県立博物館に寄託)。 祭神は菅田別尊、帯中津彦尊、氣長足姫尊、武内宿祢命、スサノオノミコト社殿は大社造変形。	大栄町 1980『大栄町誌』 鳥取県神社庁 2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしろ』	②	
栄	西高尾-4	佐藤山真福寺	未指定	有形民俗文化財	近世か	東伯郡北栄町西高尾 179	真福寺	創立年代は不詳。曹洞宗。本尊は釈迦牟尼仏。本寺は琴浦町公文の亀福山光徳寺。	大栄町 1980『大栄町誌』		
栄	西高尾-5	西高尾谷奥遺跡出土遺物	未指定	美術工芸品	縄文時代	東伯郡北栄町西高尾	北栄町教育委員会	縄文時代早期から前期、弥生時代終末から古墳時代前期、飛鳥時代の集落跡。標高180m前後の丘陵上にあり、町内の集落遺跡では最も標高が高い。1997年の調査により竪穴建物跡17基、貯蔵穴、溝などが検出された。焼失住居跡も検出された。各時代の土器、石器が出土。特に、縄文時代早期の出土遺物が集中しており、石鏃の製作を行っていた可能性がある。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会 1997『西高尾遺跡群分布調査報告書』大栄町文化財調査報告書第33集 大栄町教育委員会 2000『西高尾遺跡群発掘調査報告書』大栄町埋蔵文化財調査報告書第37集	⑥	 西高尾谷奥遺跡出土石鏃

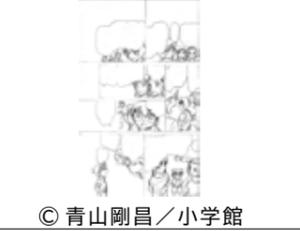
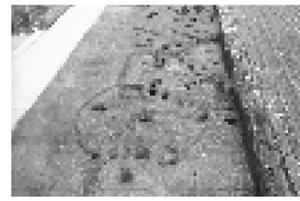
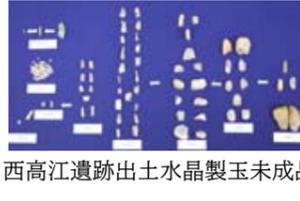
地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
栄	西高尾-6	上法万第3遺跡	未指定	記念物(遺跡)	縄文時代、飛鳥時代	東伯郡北栄町西高尾	北栄町教育委員会	縄文時代早期から中期、弥生時代終末期、飛鳥時代の集落遺跡。1998年の調査により竪穴建物跡11基、貯蔵穴12基、落とし穴8基、土坑12基、古墳1基などが検出された。各時代の土器、石器が出土。特に、縄文時代早期の出土遺物が集中している。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1997『西高尾遺跡群分布調査報告書』大栄町文化財調査報告書第33集 大栄町教育委員会1999『大栄町内遺跡発掘調査報告書』大栄町埋蔵文化財調査報告書第35集 大栄町教育委員会2000『西高尾遺跡群発掘調査報告書』大栄町埋蔵文化財調査報告書第37集	⑥	
栄	西高尾-7	六地藏・三界萬霊塔	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町西高尾	個人	集落西側入口に六地藏とともに三界萬霊塔が祀られている。建立は不詳。			
由良	由良宿-4	由良藩倉跡	未指定	記念物(遺跡)	近世	東伯郡北栄町由良宿	北栄町、個人	藩主池田宗泰は由良の地に藩倉を創建し、享保4(1719)年8月竣工し、この年から納入。最初の納入俵数は16,833俵。東西50間、南北34間、倉庫13戸、間数73間、官舎3棟、検査蔵12戸、収容能力22,000俵(八千石)余りで、鳥取藩内では鳥取、米子、橋津に次いで4番目の規模であった。 敷地の周囲は火除け地や土塁で囲い、その上に木柵をし数間間隔で松が植えられていた。明治以降その役目を失うと、昭和初期まで由良中学校の寄宿舎や由良小学校として利用された。個人に払い下げられた計り小屋が昭和50年代まであったが、現在は稲荷社と跡地のみになっており説明版が設置されているにとどまる。 現在町有地となっている部分に北側の倉庫群が建てられていた可能性がある。	大栄町1980『大栄町誌』	①	
由良	由良宿-5	水制工	未指定	記念物	近世	東伯郡北栄町由良宿	鳥取県	中世の頃郷原と呼ばれた由良の村は低湿地帯のため、洪水による地形の変動も激しかった。北条川と合流する由良川河口は、海拔も低く中国山系吹き下ろしの風と大潮も吹える浜風に押されて河口は浜続きとなり、汽水の逆流を起こして前谷川近くの左岸の姿をかえ瀬と淵をつくった。郷原の沼を一夜にして池に変えた民話は広く知られている。江戸時代船着き場付近の下流に木枠の番杭が造られ、逆波と舟運の安全が保たれたが、明治の大洪水によりその姿を失った。平成7(1995)年にふるりの川整備計画の認可を受けて、水制工の改良と復元が水深2、3m付近に施工された。石積水制工3か所、一か所あたりの石材は石径平均30cm程度、96㎡。木枠水制工4か所。一か所あたりの松丸太は杭24本、横木12本、延長11m、横幅1.5m。水制工は平成8(1996)年に完成し、河川を保全しながら流域文化を育んでいる。	大栄町1980『大栄町誌』	①	
由良	由良宿-6	由良城跡	未指定	記念物(遺跡)	中世	東伯郡北栄町由良宿	個人	由良城は、南条方的一条東市助清綱が配され、吉川勢に対しての守りの城であったが、その後吉川勢の木梨中務太輔が入城したとされる。南条、吉川と目まぐるしく城主の入れ替わった砦である。城跡は由良南方、塚塚と呼ばれるところの小高い丘とされる。曲輪等の縄張りは明瞭ではない。	大栄町1980『大栄町誌』 鳥取県教育委員会2004『鳥取県中世城館分布調査報告書(因幡編・伯耆編)』	⑥	
由良	由良宿-7	J R 由良駅	未指定	建造物	近代	東伯郡北栄町由良宿	西日本	由良駅は、明治36(1903)年12月20日山陰本線八橋～上井間の開業時に設置。駅の構造は2面3線で貨物輸送の廃止や高速化整備などの影響で、線形の改良や線路の撤去が行われている。駅舎も内外装を改装しているが、基本的な構造は開業当時のものよう。プラットホームは跨線橋の設置やコンクリートによるかさ上げなどを行っているが、ほぼ開業当時の位置を保っている。側面には線路を横断していたころの名残が残っている。また、駅舎には開業当時のレール柱(1903年製)が使用されている。	大栄町1980『大栄町誌』	①⑦	 © 青山剛昌 / 小学館

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
由良	由良宿-8	藤竹惣吉宅（廻漕業）	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町由良宿	個人	藩米輸送の担い手（廻漕業）であった藤竹惣吉は、御用船「明神丸」で大坂までの回路を往来した。船体は明治19年頃処分され、現在は旗などの当時をしのぶものが大切に残されている。屋内は非公開。	大栄町1980『大栄町誌』	①	
由良	由良宿-9	佐伯家（由良本陣跡）	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町由良宿	個人	佐伯家はかつて本陣を務め、格式高い大旅籠屋であった。明治元年、新政府への恭順を監督するため派遣された元老西園寺公望公が宿泊した際は、全てにおいて落ち度がなかった旨証文に記されている。屋内は非公開。	大栄町1980『大栄町誌』	①	
由良	由良宿-10	遠藤家（橋津屋）	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町由良宿	個人	由良藩倉の米刺しを務め、屋号である「橋津屋」は、遠藤家が橋津藩倉より由良の地に迎え入れられたことに由来する。藩米積み出しの安全祈願に端を発する郷土の伝統芸能である「由良だんじり」の育成に尽力した。屋内は非公開。	大栄町1980『大栄町誌』	①	
由良	由良宿-11	道祖尾家（鍛冶屋）	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町由良宿	個人	刀鍛冶、廣賀一門の末裔で鍛冶屋（本鍛冶）の屋号を持っていた。室町から戦国時代は倉吉市津原で刀を打ち、戦乱が収まった江戸時代に入ると転業し、倉吉市鍛冶町で稲扱き千歯の製作に携わった。由良に移り住んだ時期は不明。屋内は非公開。	大栄町1980『大栄町誌』	①	
由良	由良宿-12	裏門橋跡・船着き場跡	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町由良宿	県	裏門橋は、由良川に架かる橋の一つ。藩倉裏門前の船着き場だったところにある。当時藩米はこの船着き場で小舟に積んだ後イワ船に積み替え、さらに沖合に待つ御用船に積み込んで大坂の鳥取藩蔵屋敷まで運ばれた。	大栄町1980『大栄町誌』	①	
由良	由良宿-13	齋尾慶勝生家	未指定	有形民俗文化財	現代	東伯郡北栄町由良宿	個人	戦艦大和に搭載された口径46cm主砲を設計した齋尾慶勝の生家。慶勝は東京帝国大学を卒業後海軍省で大和の主砲の設計に全力を注ぎ、技術部門の最高位である海軍技術中将までのぼりつめた。主砲設計には、六尾反射炉の影響があるといわれている。生家内部は非公開。	大栄町1980『大栄町誌』		
由良	由良宿-14	詳寿山大廣寺	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町由良宿 字新屋敷 1579-1	大廣寺	創立は明治14(1881)年。曹洞宗。本尊は観世音菩薩、薬師如来。本寺は倉吉市和田の定光寺。竹歳啓蔵が寺屋敷に法雲寺という寺があったことを突き止め、廃寺再興の許可を得るために東奔西走したと伝えられている。本堂・開山堂は、大正3～6(1914～1917)年に建築された。明治年間には薬師堂に薬師如来、青面金剛蔵王(庚辛)が祀られていたが、再建後大廣寺境内に移った。同寺の薬師如来は、出雲一畑薬師寺より勧請したもの。	大栄町1980『大栄町誌』		

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
由良	由良宿-15	由良遺跡	未指定	記念物(遺跡)	古代	東伯郡北栄町由良宿	北栄町教育委員会	弥生時代から古代にかけての集落遺跡。1977年以降断続的に調査されている。特に高校建設に伴う調査では、竪穴建物跡23基、掘立柱建物跡23基、柵列3基などが検出された。各時代の遺物が出土している。水晶製玉未成品は西高江遺跡のものと同様であり、弥生時代中期の玉生産や古代の掘立柱建物跡が集中しており、遺跡の性格を考えると重要。また、本町では類例の少ない木製農耕具等も出土しており、地域の歴史を考えると重要。 遺跡の一部は、現鳥取中央育英高校中庭に保存されている。出土品は、旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会 1978『由良遺跡発掘調査報告』 大栄町教育委員会 1980『由良遺跡発掘調査報告』 大栄町文化財調査報告書第26集 大栄町教育委員会 1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』 大栄町教育委員会 2002『平成13年度町内遺跡発掘調査報告書』 大栄町教育委員会 2003『平成14年度町内遺跡発掘調査報告書』 大栄町埋蔵文化財調査報告書第43集 大栄町教育委員会 2004『由良遺跡発掘調査報告書』 大栄町埋蔵文化財調査報告書第44集 大栄町教育委員会 2005『平成16年度町内遺跡発掘調査報告書』 大栄町埋蔵文化財調査報告書第46集 北栄町教育委員会 2006『由良遺跡発掘調査報告書』 北栄町文化財調査報告書第2集 北栄町教育委員会 2007『平成18年度町内遺跡発掘調査報告書』 北栄町文化財調査報告書第3集 北栄町教育委員会 2008『平成19年度町内遺跡発掘調査報告書』 北栄町文化財調査報告書第4集 北栄町教育委員会 2014『平成24・25年度町内遺跡発掘調査報告書』 北栄町文化財調査報告書第6集 北栄町教育委員会 2019『平成30年度町内遺跡発掘調査報告書』 北栄町文化財調査報告書第8集	⑥	 由良遺跡掘立柱建物群
由良	由良宿-16	「山陰葡萄酒合資会社」ワイン醸造資料	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町由良宿	個人	由良宿米田家に残る山陰葡萄酒合資会社で使用された、ワイン醸造に関する压榨機、仕込み樽、ボトル、ラベル、書類等 219 点 3255 点の有形民俗文化財。 明治 24 (1891) 年現在の出雲市でブドウ栽培が始り、同 28 (1896) 年現出雲市平田に「山陰葡萄酒合資会社」が設立されたがその後由良宿の米田繁蔵が山陰葡萄酒合資会社を買取り、昭和 10 年代まで葡萄酒等が製造された。	2019 年特別企画展で紹介	③	 ボトルラベル
由良	由良宿-17	北栄町役場桜並木	未指定	記念物(名勝地)	近代	東伯郡北栄町由良宿	北栄町	育英養設立時からの桜並木の一部。現在も見事な花をつけ、お花見のスポットとして町民に親しまれている。		⑤	
由良	由良宿-18	由良だんじり	未指定	無形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町由良宿	由良宿地区	由良だんじりは、祭礼の際に曳かれる山車的一种で、六人の稚児を乗せた屋上を青年が担ぎ、だんじり唄に合わせて二人の稚児が踊り、四人の稚児が太鼓をたたき1日かけて由良宿内を練り歩く。由良だんじりは、江戸中期に置かれた由良藩倉から大坂の蔵屋敷までの航海の安全を祈願して始まったのが起源。現在は、五穀豊穡、家内安全を祈願して毎年10月24日以前の直近日曜日に高江神社秋季大祭に合わせて行われている。 平成 27 年映像で記録化された。	大栄町 1980『大栄町誌』 鳥取県教育委員会 1993『鳥取県の民俗芸能－鳥取県民俗芸能緊急調査報告書－』 平成 27 年度文化遺産を活かした地域活性化事業(文化芸術振興費補助金)(アーカイブス化済)	①	
由良	由良宿-19	由良だんじり唄	未指定	無形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町由良宿	由良宿地区	由良だんじりに合わせて唄われる。 「シャンとせ。もひとつせ。よいと三度… そら清めましょう はがやっさい そら清めて鎮めて ヨイトナ (1) 由良の港は波静かにて 貢米積出す障り無く ソレ かかる御船も御無難事 浪速の浦に着きにけり 貢米積出す願開き オーイ… 暮す鏡 ノッコレ神の供 ソラ清めましょう ハガヤッサイ そら清めて鎮めて ヨイトナ (2) うえびす 大黒 毘沙門 布袋 寿老 福祿 弁財天 ソレ 世々に伝わる 久福の 三寿の宝船 地獄の沙汰も金次第 オーイ… これぞ誠意の ノッコレ稚児神楽 ソラ清めましょう ハガヤッサイ ソラ清めて鎮めて ヨイトナ (3) 春は花見に 夏涼み船 秋は月見に 冬空は ソレ 豊年三月雪が降る 楽しみの その中で 菊月夜氏祭り オーイ… 暮す鏡 ノッコレ 神の供 ソラ清めましょう ハガヤッサイ ソラ清めて鎮めて ヨイトナ (4) 鶴は空舞う 亀をば池に 松は緑に 竹青く ソレ 梅も見事に咲き揃い 楽しみの その中で 菊月夜氏祭り オーイ… 暮す鏡 ノッコレ 神の供 (5) 南大山 北日本海 睦み栄ゆく 由良の里 ソレ 海山幸々 祝う声に 文化の花も今開く 新日本を打ち立てん オーイ… 平和の姿 ソレ 神の供 ソラ清めましょう ハラワ ヅシャイ ソラ 清めて鎮めて ヨイトナ」 平成 27 年映像で記録化された。	大栄町 1980『大栄町誌』 鳥取県教育委員会 1993『鳥取県の民俗芸能－鳥取県民俗芸能緊急調査報告書－』	①	

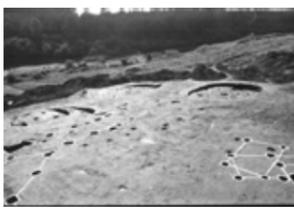
資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
由良	由良宿-20	浦安の舞	未指定	無形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町由良宿978	由良宿地区	高江神社祭礼に合わせて舞われる。亀谷神社でも奉納される。		①	
由良	由良宿-21	名探偵コナン原画	未指定	美術工芸品	現代	東伯郡北栄町由良宿	北栄町	青山剛昌氏自筆のマンガの原画。総数5000点以上に上る。青山剛昌氏から北栄町へ寄贈された。		⑦	 © 青山剛昌 / 小学館
由良	由良宿-22	青山剛昌ふるさと館（大栄歴史文化学習館）	未指定	施設	現代	東伯郡北栄町由良宿	北栄町	平成19（2007）年3月、大栄歴史文化学習館をリニューアルし「青山剛昌ふるさと館」としてオープン。マンガ・アニメの世界を体感できるコーナー、「名探偵コナン」の原画の他、青山剛昌氏の魅力や人となりを紹介している。周辺にはオブジェやモニュメントがあり、写真スポットとなっている。建物は、六尾反射炉の形を模している。		⑦	 © 青山剛昌 / 小学館
由良	由良宿-23	高江神社	未指定	建造物	近代	東伯郡北栄町由良宿	高江神社	天正19（1519）年9月大山から勧請したという。それ以前は子安神社が由良郷の総産土神であったが、南条元忠が武威をもってこれを廃止、大山智明大権現、下山大明神を奉祀させたものであるという。寛永9（1692）年池田光仲が由良官庫の米を海路廻漕するにあたり、海上安全を当社に祈願した神事が今に伝わっている（由良だんじり）。明治初年智明大権現を高江神社に、下山大明神を立石神社に改称した。明治7（1874）年立石神社（麓山祇命）を合併、大正3（1914）年由良宿内東屋敷の金毘羅神社（金山彦命 大己貴命 素戔鳴尊 猿田彦命）を、同4年由良宿の大山神社（元牛頭天王 素戔鳴尊）を合併した。本殿正面1間背面2間、梁間2間、切妻造、正面千鳥破風付、平入、銅板葺、向拝1間軒唐破風付。（明治7年）子安神社1間社流造、銅板葺 設計：道祖尾筆蔵、大工：楯身萬蔵（昭和11年）本殿は同時代の倉坂神社（琴浦町）本殿と向拝を同じ四立柱構えにする点で類似。身舎（浮彫り）と向拝（丸彫り）の彫刻技法を異とした正面性の強調と、複合的な屋根形態に前代性を感じさせる建築である。	鳥取県教育委員会2007『鳥取県の近代和風建築－鳥取県近代和風建築緊急調査報告書－』鳥取県神社庁2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしる』	①	
由良	由良宿-24	高江神社遺跡	未指定	記念物（遺跡）	弥生時代	東伯郡北栄町由良宿	北栄町教育委員会	弥生時代から中世にかけての集落遺跡。1981年の調査により竪穴建物跡17基、掘立柱建物跡4基、土坑1基、柵列1基、古墳2基が検出された。各時代の土器などが出土。水晶製玉未成品が出土しており、西高江遺跡同様弥生時代中期の玉生産を考えるうえで重要。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』大栄町教育委員会1982『高江神社遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第22集	⑥	 高江神社遺跡竪穴建物群
由良	由良宿-25	東高江遺跡・出土遺物	未指定	美術工芸品	古墳時代	東伯郡北栄町由良宿	北栄町教育委員会	弥生時代後期から古墳時代中期にかけての集落遺跡。1980年の調査により竪穴建物跡9基、掘立柱建物跡15基、貯蔵穴4基、土坑6基、柵列7基、溝10基などが検出された。各時代の弥生土器、土師器、鉄製品等が出土。貯蔵穴4から出土した土器には吉備系の搬入土器があり、彼地との交流及び在地土器との併行関係を考えるうえで重要。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』大栄町教育委員会1981『東高江・西高江遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第24集鳥取県2016「東高江遺跡」『新鳥取県史考古1旧石器・縄文・弥生時代』	⑥	 東高江遺跡出土遺物
由良	由良宿-26	西高江遺跡・出土遺物	未指定	美術工芸品	弥生時代	東伯郡北栄町由良宿	北栄町教育委員会	弥生時代中期から後期にかけての集落遺跡。1980年の調査により竪穴建物跡8基、掘立柱建物跡1基、柵列2基、貯蔵穴2基、土坑11基、溝5基などが検出された。弥生土器、鉄製品、石製品、水晶製玉未成品などが出土。水晶製玉未成品が大量に出土しており、ある程度制作工程が復元できるが、完成品がないため最終形態が不明。鳥取県内の玉生産の様相を考えるうえで極めて重要。旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』大栄町教育委員会1981『東高江・西高江遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第24集鳥取県2016「西高江遺跡」『新鳥取県史考古1旧石器・縄文・弥生時代』	⑥	 西高江遺跡出土水晶製玉未成品

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
由良	由良宿-27	豊田記念館		施設	現代	東伯郡北栄町由良宿	鳥取中央育英高校育英会	現鳥取中央育英高等学校の前身である育英齋の始祖である豊田太蔵・收父子の遺徳を讃えるために建設された。豊田家まつわる資料が展示保管されている。		⑤	
由良	妻波-1	岩崎神社	未指定	有形民俗文化財	近代	東伯郡北栄町妻波字岩崎 127	岩崎神社	創立年代不詳。近世まで山長大明神又は山久大明神と称し、大山祇命 摩利支天武甕槌命を合祀、産土神として崇敬する。明治元(1868)年岩崎社と改称し、撰社北笠神(元天神 道真公)を合祀した。同6(1873)年12月に岩崎神社と改称。大正5(1916)年2月由良町大字妻波字東濱山の撰社東濱神社(小童命)を合併する。本殿は流造向拝唐破風造。祭神は、大山祇命、武甕槌命、道真公、小童命。向拝の彫刻龍頭の部に釘跡が数か所みられる(蛇谷川氾濫が由来か)。祭神は大山祇命	大栄町 1980『大栄町誌』 鳥取県神社庁 2012『新修鳥取県神社誌 因伯のみやしる』		
由良	妻波-2	潮瀨山宝林寺	未指定	有形民俗文化財	近世	東伯郡北栄町妻波 688	宝林寺	創立は嘉吉元(1441)年3月と伝えられる。曹洞宗。本尊は釈迦牟尼仏。本寺は琴浦町公文の亀福山光徳寺。長門国大津郡深川村大寧寺住持の良悟和尚の徒弟弘道和尚が光徳寺の住持になった時、妻波村の豪族徳山新八の帰依により現在地に移転したという。寛延元(1748)年良法和尚の時に由良村の佐伯伊右衛門が発起人となって檀家を集めて本堂を再建し、同9月5日入仏式が行われた。	大栄町 1980『大栄町誌』		
由良	妻波-3	妻波古墳群	未指定	記念物(遺跡)	古墳時代	東伯郡北栄町妻波	北栄町教育委員会	円墳などを含む23基からなる古墳群。1978・79年にかけて19基が調査された。古墳時代中期の須恵器や鉄製武器、人骨などが出土。鳥取県中部地域に特徴的にみられる箱式石棺にV字枕を設けたもの(13号墳・22号墳)が見られる。13号墳から出土した人骨は、30歳前後の男性と判定されている。 1956年に調査された1号墳は、県内で初めてV字枕が検出されたことで有名。4号墳は、径約18m、高さ2.5mの円墳。5号墳は、径約17.7m、高さ約2.5mの円墳。4・5号墳は、妻波古墳群では残り少ない現存する古墳である。 出土品は、旧北条庁舎に保管。	大村俊夫・戸田正子 1956『伯耆向畑古墳』 『ひすい』27号 佐々木古文化研究所 大栄町教育委員会 1979『大栄地域遺跡群分布調査報告書Ⅲ』 大栄町教育委員会 1980『大栄地区遺跡群分布調査報告書Ⅳ』 大栄町教育委員会 1980『妻波古墳群発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第8冊	⑥	 妻波4号墳  妻波5号墳
由良	大谷-1	大景山洞泉寺	未指定	建造物	近現代	東伯郡北栄町大谷 1415	洞泉寺	創立は弘治3(1557)年4月。曹洞宗。過去帳には元禄(1688～1704)以降のものしか残っていないが、開山は永禄8(1565)年であるとも言われている。本尊は釈迦牟尼仏。現本堂は昭和6年建築。木造平屋建て、入母屋造り、棧瓦葺き。施工者は大工藤原稔(富次精齋)。同時期になる位牌堂あり。向拝・欄間にも富次の彫刻あり。 鳥取池田藩とのつながりも深く、破風には「揚羽蝶紋」の鏤絵が飾られる。 伯耆三十三観音霊場の特別霊場となっている。	大栄町 1980『大栄町誌』 鳥取県教育委員会 2007『鳥取県の近代和風建築—鳥取県近代和風建築緊急調査報告書—』	②	
由良	大谷-2	洞仙寺本尊大日如来像・四天王像	未指定	美術工芸品	中世	東伯郡北栄町大谷 1415	洞泉寺	町誌では観世音菩薩とされるが、宝冠を頂いており、大日如来と考えられる。この像は、室町時代以降の作と推定され、文禄元(1596)年別堂に移設された。この如来像は海上より勧請したものといわれている。両腕は失われている。脇には四天王像2体がある。	大栄町 1980『大栄町誌』	②	 木造大日如来像
由良	大谷-3	梅津酒造蔵等	未指定	建造物	近現代	東伯郡北栄町大谷 1350	個人	創業慶応元(1865)年。明治期及び昭和初期の蔵が現存。明治期の蔵は三重梁の和小屋、ヨキ加工痕等あり。昭和初期の蔵はキングポストトラスを用いる。 町内に残る唯一の日本酒造り酒屋。伝統的な製法を継承した酒造りが行われ、昔ながらの道具が使用されている。	鳥取県教育委員会 2007『鳥取県の近代和風建築—鳥取県近代和風建築緊急調査報告書—』	③	 三重梁の蔵

資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
由良	大谷-4	大谷第1遺跡出土遺物	未指定	美術工芸品	弥生時代	東伯郡北栄町大谷	北栄町教育委員会	弥生時代中期前葉の集落遺跡から弥生土器などが出土。この時期の土器相を考えるうえで貴重な資料。平安時代の和鏡(草花双鳥文鏡)も出土。	大栄町教育委員会 1977『大栄地域遺跡群分布調査報告書』 大栄町教育委員会 1978『大栄地域遺跡群分布調査報告書II』 大栄町教育委員会 1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』 鳥取県2016「大谷第1遺跡」『新鳥取県史考古1旧石器・縄文・弥生時代』	⑥	 大谷第1遺跡出土遺物
由良	大谷-5	大谷11号墳出土遺物	未指定	美術工芸品	古墳時代	東伯郡北栄町大谷	北栄町教育委員会	大谷11号墳は平成元(1989)年に調査された、径約14m、高さ約2.3mの円墳で、切石造りの横穴式石室を内包していた。古墳時代終末の須恵器や町内では数少ない鉄製馬具が出土しており貴重。	大栄町教育委員会 1990『大谷11号墳発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第29集	⑥	 大谷11号墳出土遺物
由良	青木-1	青木第2遺跡出土遺物	未指定	美術工芸品	弥生時代	東伯郡北栄町大谷	北栄町教育委員会	弥生時代中期の集落遺跡。1979年の調査により竪穴建物跡1基が検出された。住居内から脚付装飾壺、石製品などが出土。装飾壺は口縁部の一部を欠くがほぼ完形で赤色塗彩が施されており、優美である。出土遺物は、旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会 1980『大栄地区遺跡群分布調査報告書IV』	⑥	 青木第2遺跡出土脚付装飾壺
由良	青木-2	青木第4遺跡	未指定	記念物(遺跡)	弥生時代、古墳時代	東伯郡北栄町妻波	個人、北栄町教育委員会	弥生時代後期から古墳時代前期にかけての集落遺跡。1979年に調査され、竪穴建物跡16基、掘立柱建物跡19基、土坑26基などが検出された。各時代の土器、鉄製品、石製品などが出土。出土遺物は、旧北条庁舎に保管。	大栄町教育委員会 1980『大栄地区遺跡群分布調査報告書IV』 大栄町教育委員会 1983『大栄地域遺跡群分布調査報告書VII』 大栄町教育委員会 1980『青木第4遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第16集	⑥	 青木第4遺跡竪穴建物群
中北条・下北条・大誠・由良	広域-1	旧伯耆(山陰)往来	未指定	文化的景観	近世	東伯郡北栄町	北栄町他	因幡の鳥取と伯耆の米子を結ぶ往来で、因幡では米子往来、伯耆では鳥取往来・因幡往来とも言った。伯耆国内は、因幡国境の小浜から泊を通り、園で倉吉往来と分岐する。橋津・長瀬で天神川を船で渡り、江北・下神・松神・東園・由良を経て八橋に達した。八橋では倉吉からの八橋往来が合流する。以西は、赤碕・御来屋・淀江を経て小波で日野往来と分岐し、佐陀・日吉津を経て日野川を渡り、車尾に達していた。車尾から出雲街道と重なり、勝田を経て米子に達していた。下神では、この街道沿いに「だいたい山の狐」の民話が伝わっている。	鳥取県教育委員会 1991『歴史の道調査報告書 山陰道(但馬往来・伯耆往来)』	①	 旧山陰往来(由良宿)
由良	中北条・下北条・大誠	北条用水	未指定	文化的景観	近世	東伯郡北栄町・倉吉市	北栄町他	天文13(1544)年には既に設けられていた。小鴨川から分流する小川を用水として利用したものと考えられている。現在は倉吉市三明寺地内の小鴨川から取水し、北尾で北条川に接続する。	北条町2005『新修北条町史』	③	 北条用水(土下付近)
中北条	広域-3	新開用水路	未指定	文化的景観	近世	東伯郡北栄町江北・東新田場・西新田場・倉吉市	北栄町他	安政3(1856)年榊田新蔵が「濱方正見図面」測量図を作り、私財をなげうって安政5(1858)年「新開用水」を掘削開始した。倉吉市小田の北条用水から分水して新田までの約8kmの用水を引いた。途中で資金が底をついたが、鳥取藩が支援し完成にこぎつけた。この用水のおかげで、300町歩の開墾が可能になった。	北条町2005『新修北条町史』	③	 新開用水(西新田場付近)

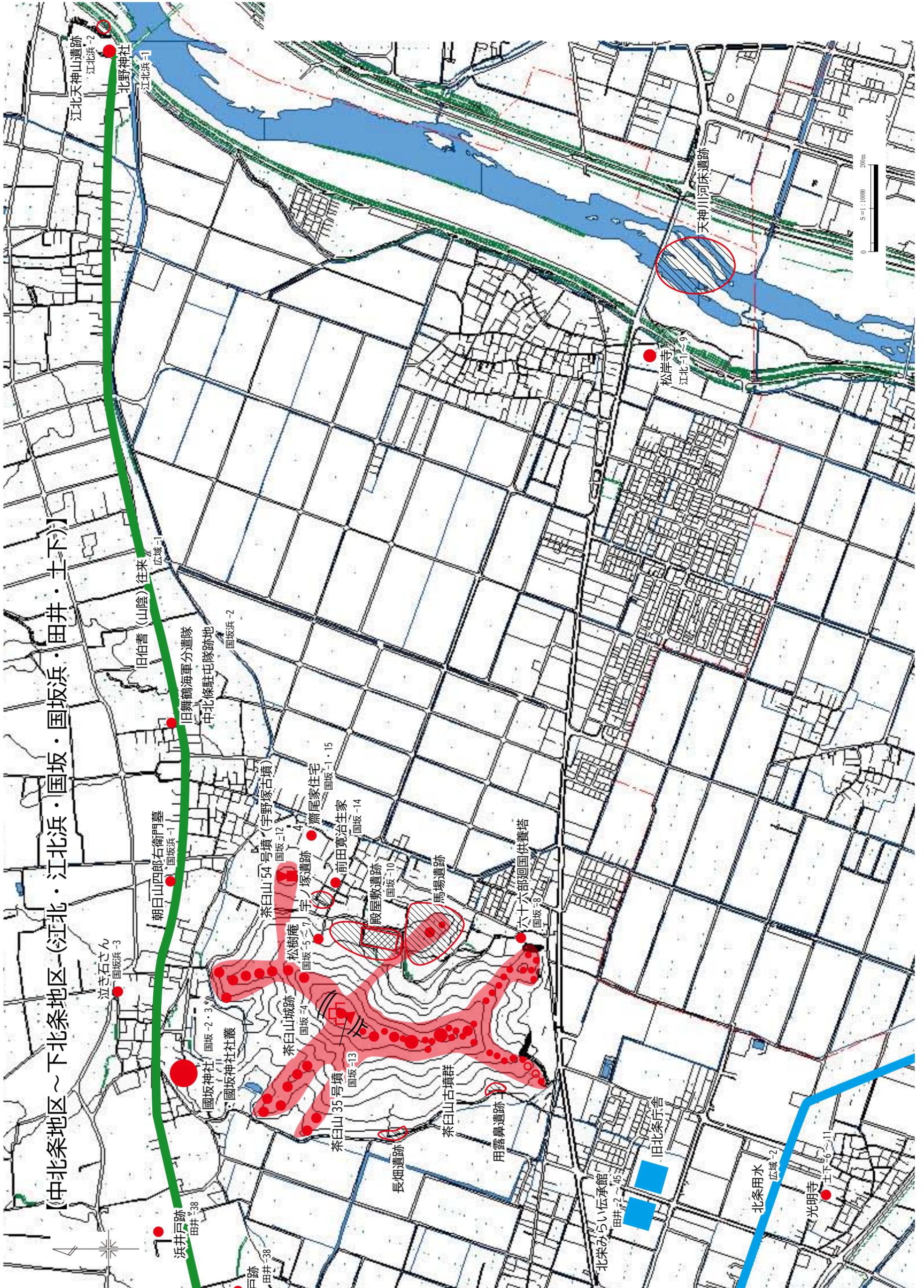
資料3 北栄地域財産リスト
未指定文化財

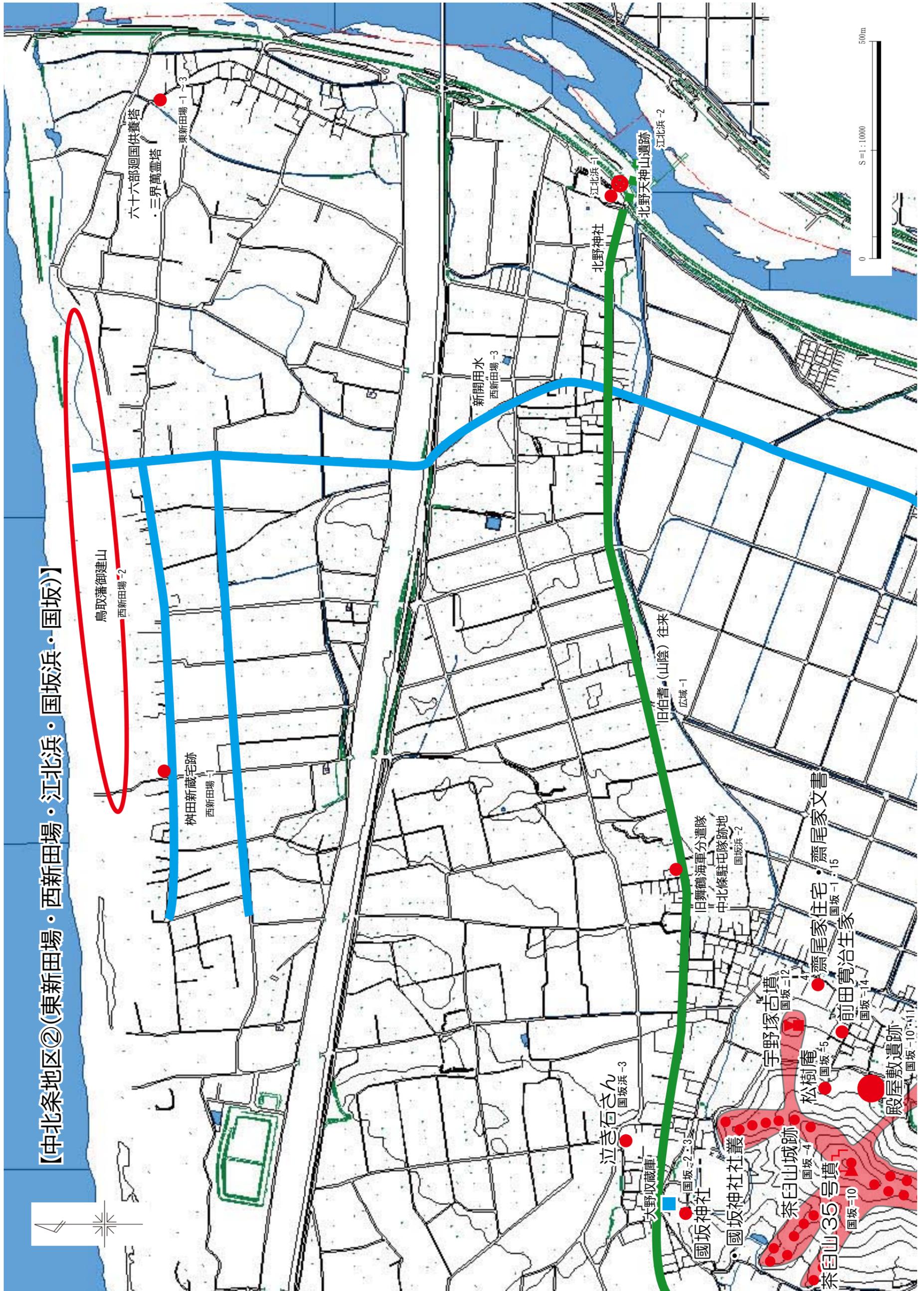
地区	地域番号	名称	区分	分類	年代	所在地	所有者	概要	備考	関連文化財群	写真
栄・由良	広域-4	六尾反射炉水路	未指定	記念物(遺跡)	近世	東伯郡北栄町六尾・別所・比山・岩坪、琴浦町	個人	砲身穿孔用の錐を回す大型水車(直径約10m)用の水路跡。武信潤太郎は当初由良川を利用しようと考えたが、水面が低く利用できなかったため八橋郡古布庄村矢下の加勢蛇川から約10kmの水路を1年半かけて開削した。水路の一部は今も数か所残っている。今地遺跡では、水路の一部が調査された。	大栄町1980『大栄町誌』 大栄町教育委員会1981『今地遺跡発掘調査報告』大栄町文化財調査報告書第18集 橋本正之1994「六尾反射炉と武信潤太郎」『江戸時代人づくり風土記31ふるさとの人と知恵鳥取』(社)農山漁村文化協会	①	
栄・由良	広域-5	推定古代山陰道・旧八橋往来	未指定	記念物	古代	東伯郡北栄町茶ヤ条・下種・岩坪・青木	北栄町他	古代山陰道は、本町付近では伯耆国庁(倉吉市国府)南側から西走、北西走すると、本町茶ヤ条付近に出る。さらに岩坪付近を通り北西走すると琴浦町齋尾廃寺跡付近を通過する道路付近が推定される。近世の旧八橋往来と重複するものと考えられる。	鳥取県教育委員会1990『歴史の道調査報告書倉吉往来(八橋往来 倉吉往来 鹿の往来)』鳥取県歴史の調査報告書第5集	⑥	
大誠(東園)・下北条	広域-6	両墓制	未指定	無形民俗文化財	近世	地域を定めず	個人	伯耆地域一帯で広く見られる、近世～昭和初期まで見られた墓制。埋め墓(捨て墓)と拝み墓の二つの墓をもつ葬法。両墓の場の違い、墓標の違い、捨て墓をする期間の違いがみられる。 北栄町では、東園、松神、弓原、弓原浜、曲集落に残っている。	大栄町1980『大栄町誌』 北条町2005『新修北条町史』		 両墓制(東園)

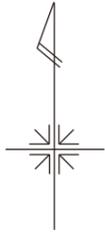


「この地図は、国土庁部長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号平17中規、第113号)」

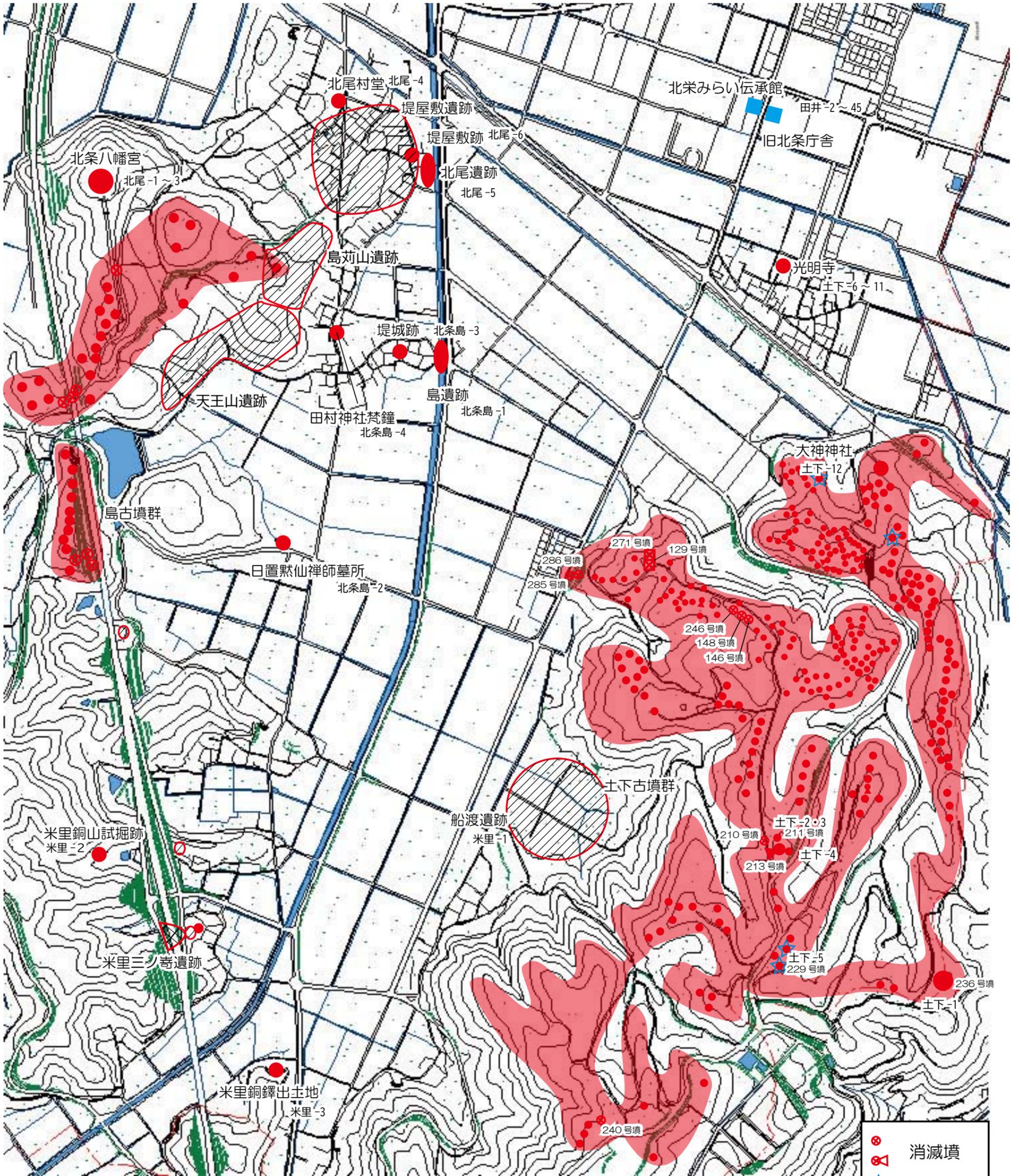
愛媛県西予市宇和町卯之町2-537 ☎ (0894)62-0592 (株)乙幡印刷社

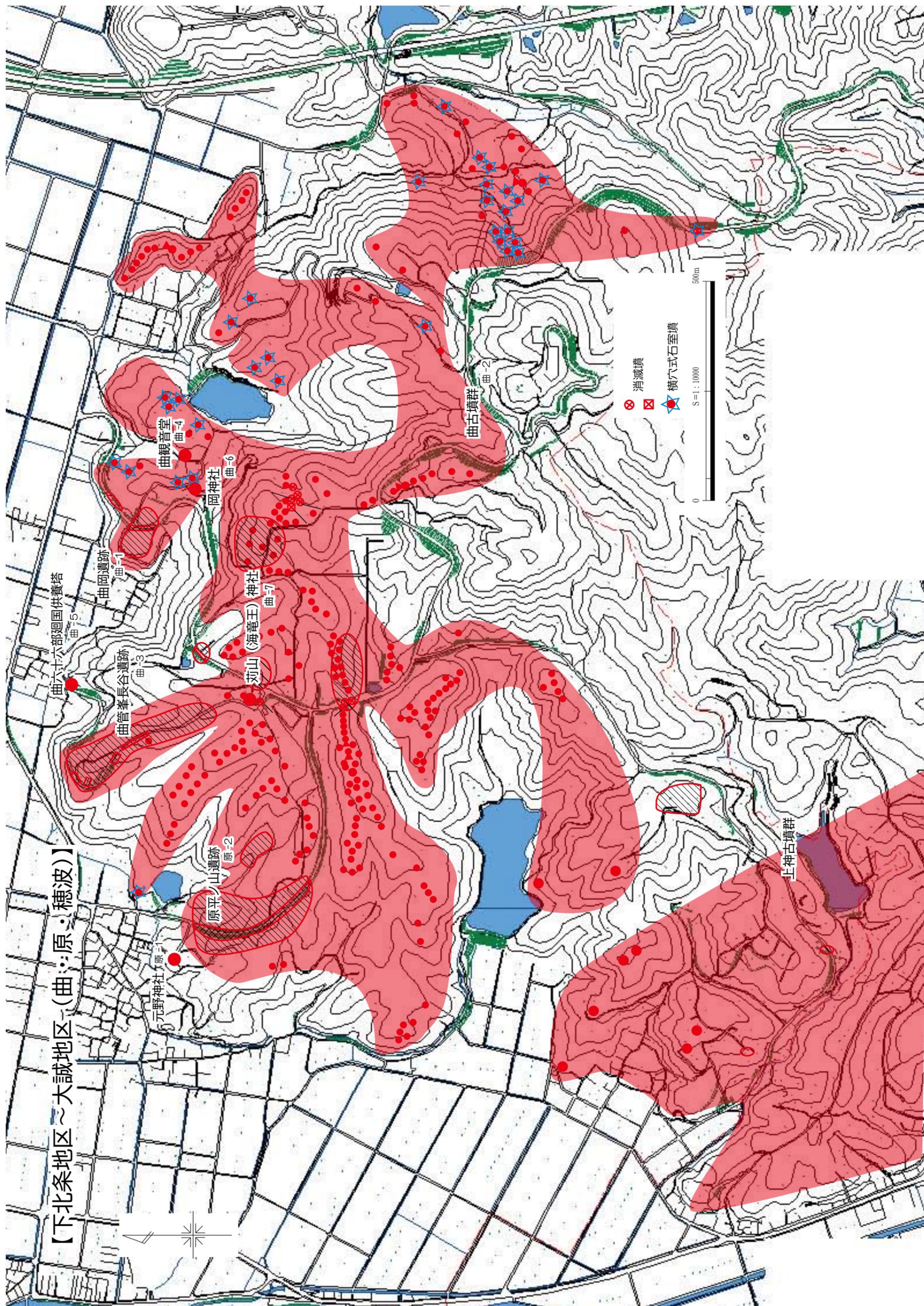


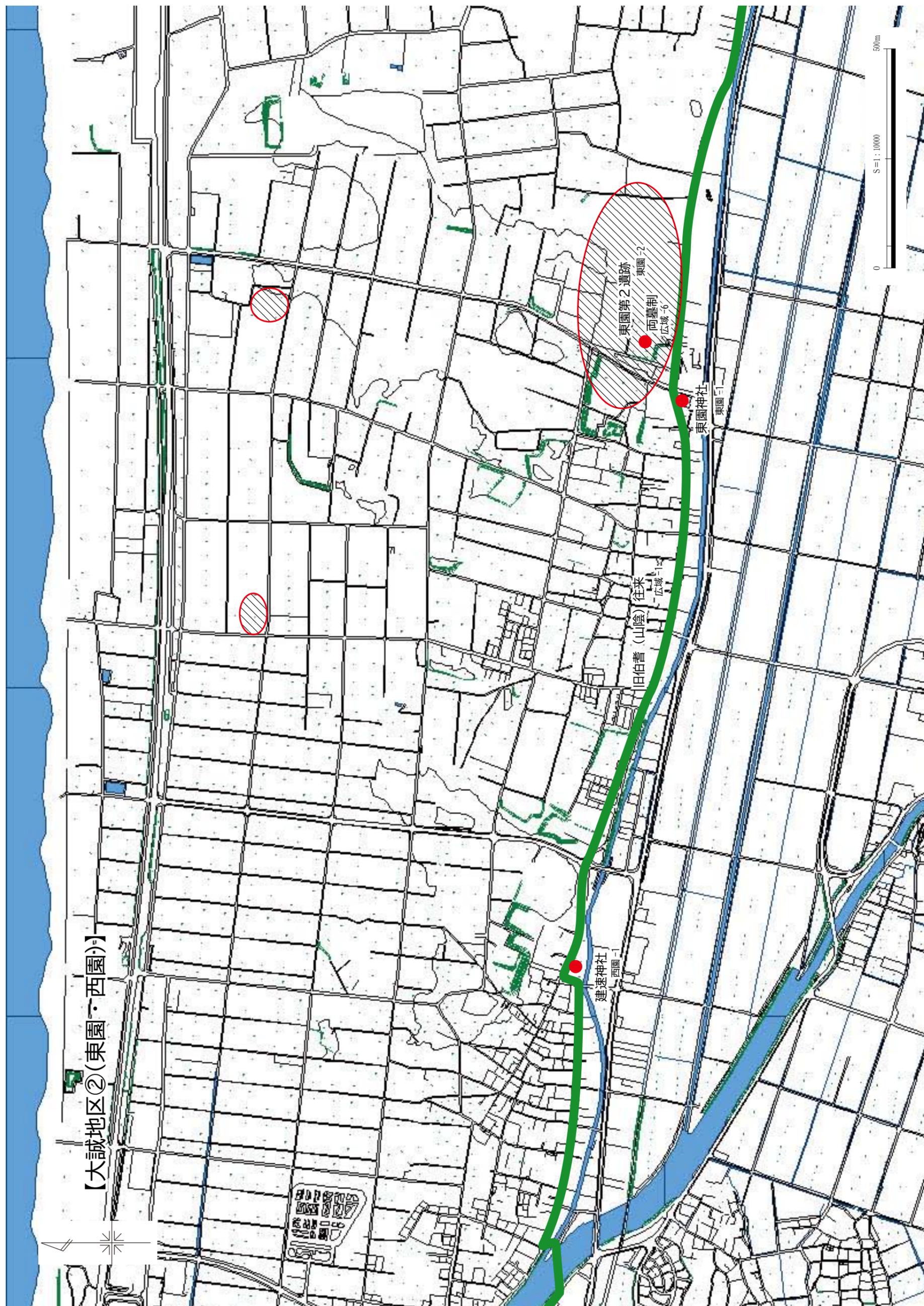


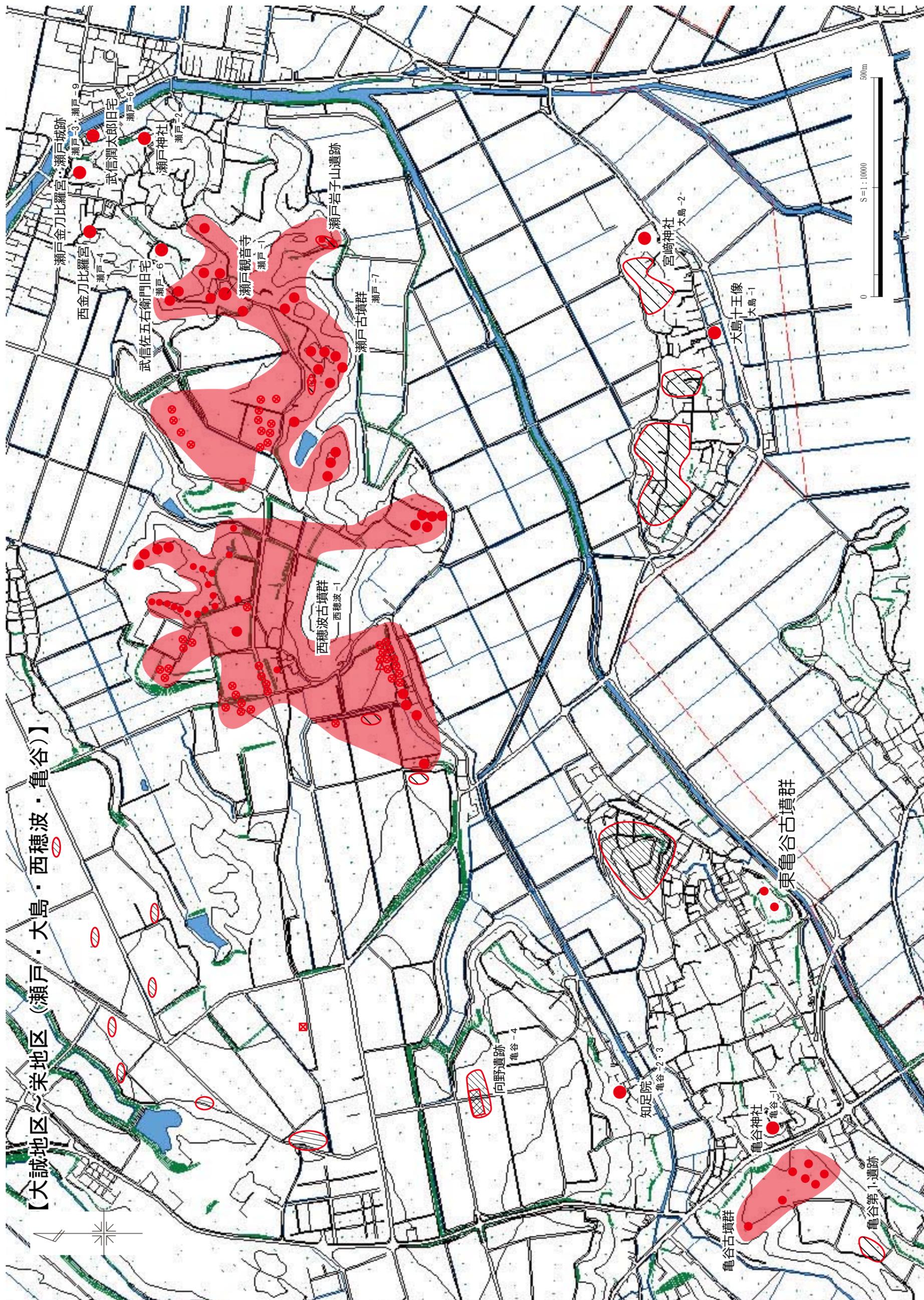


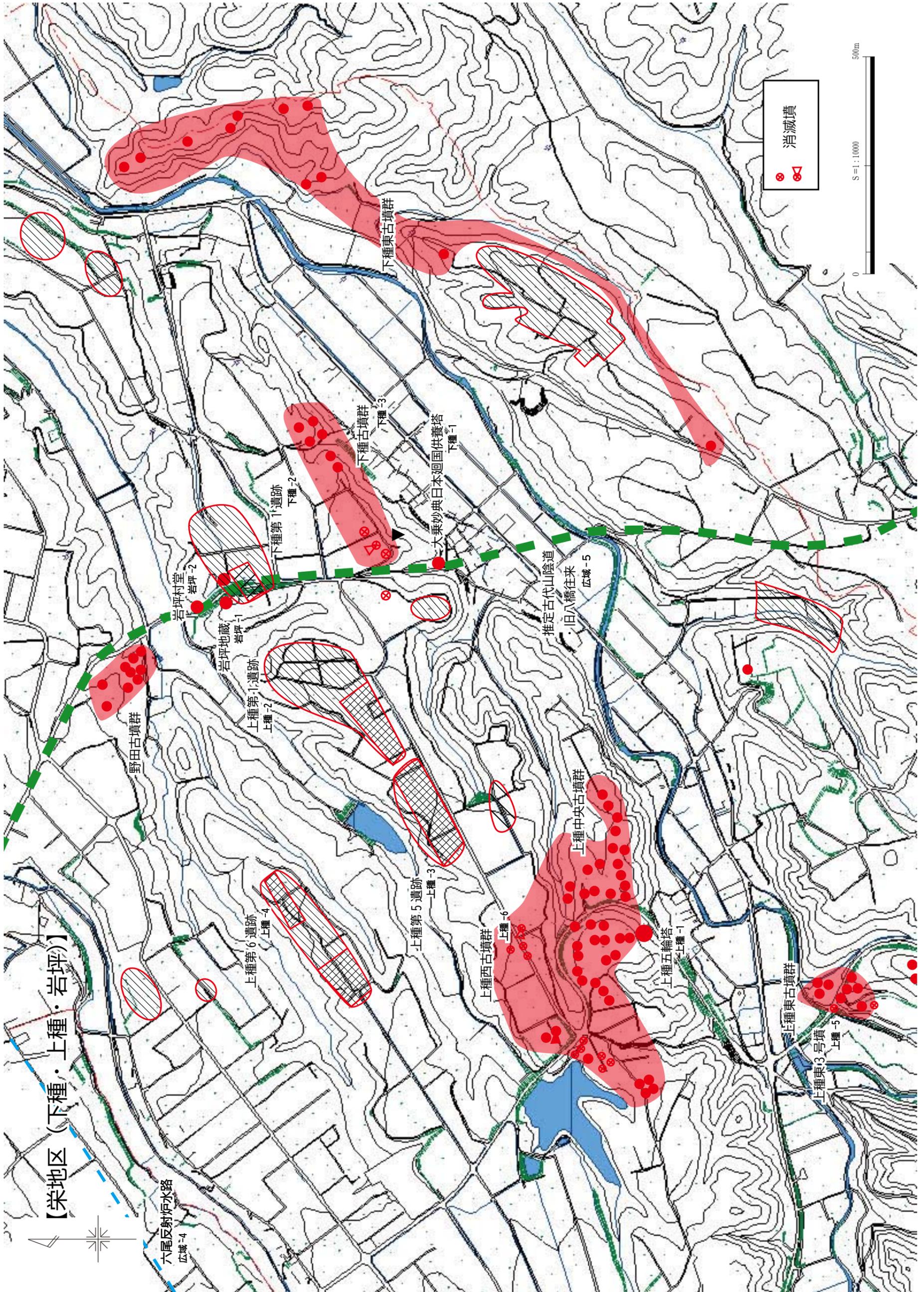
【下北条地区②(土下・米里・北条島・北尾)】

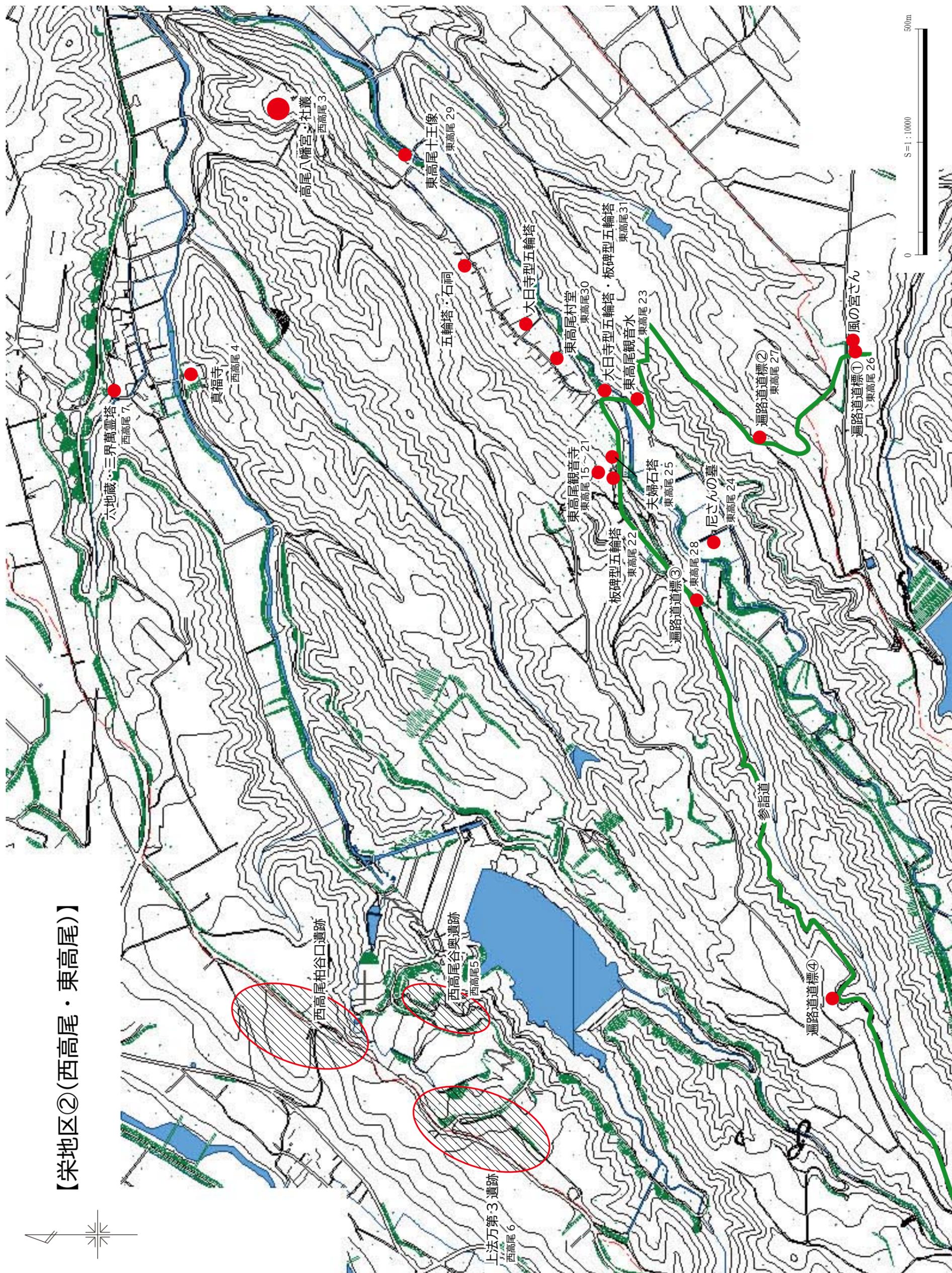


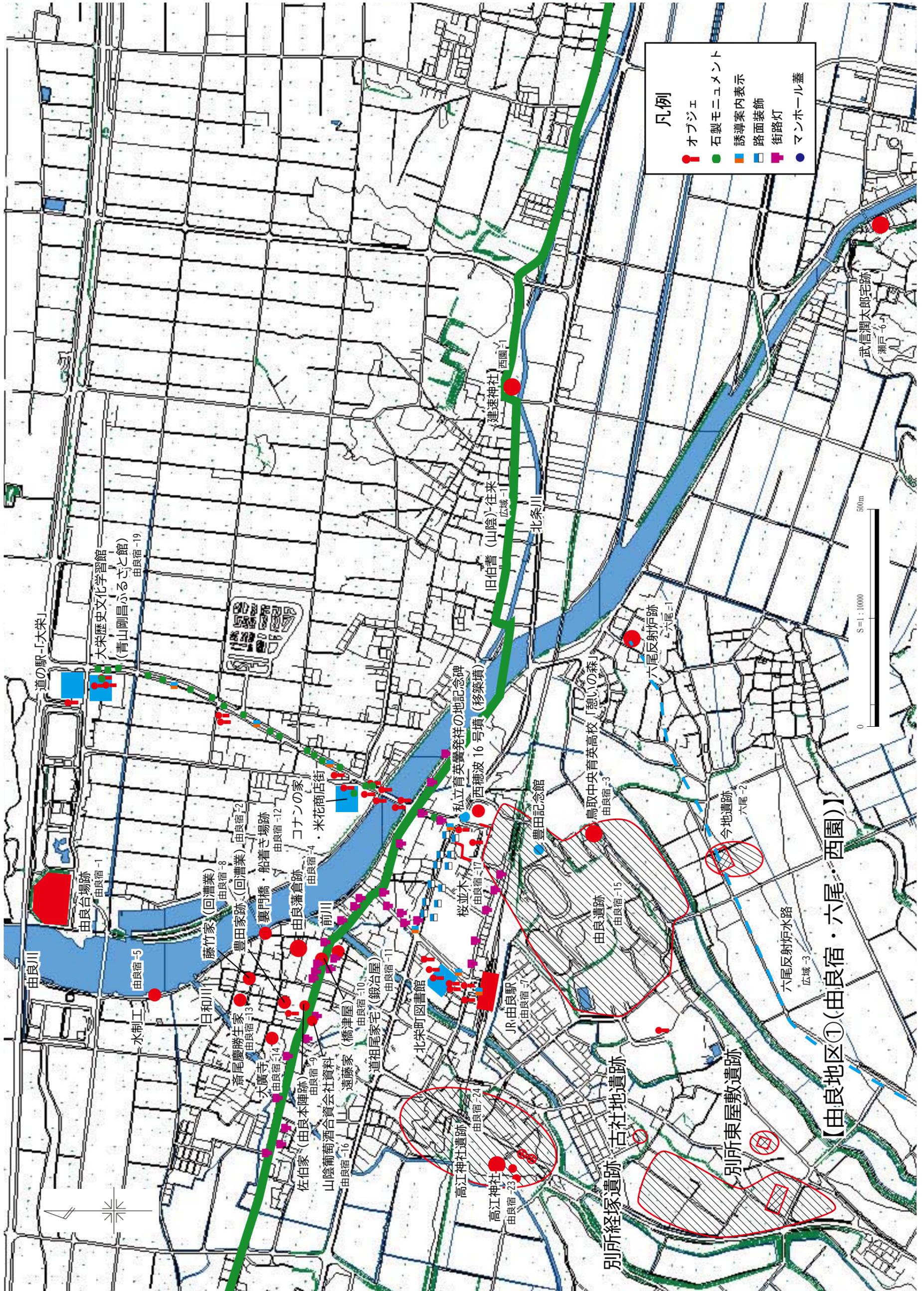


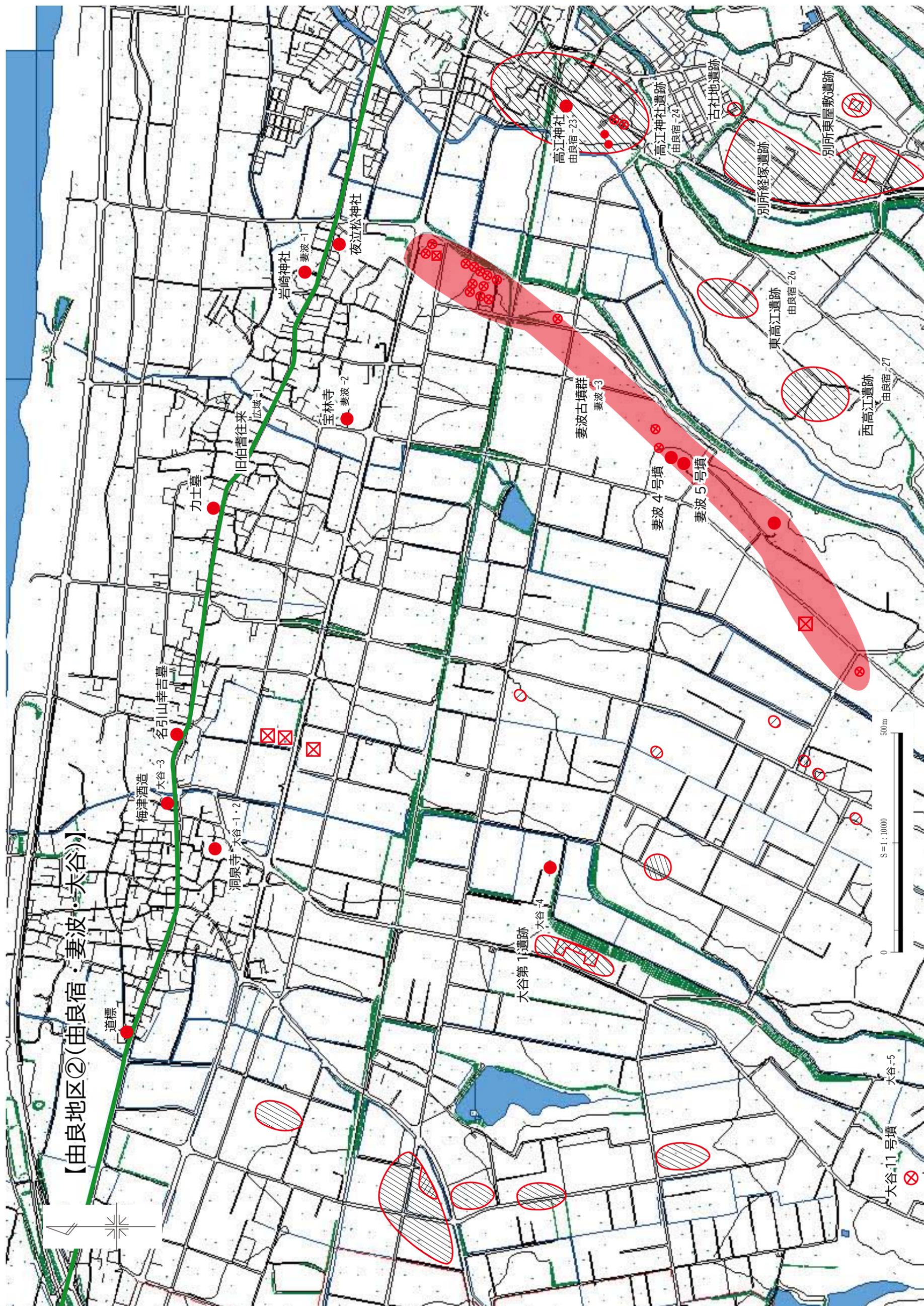


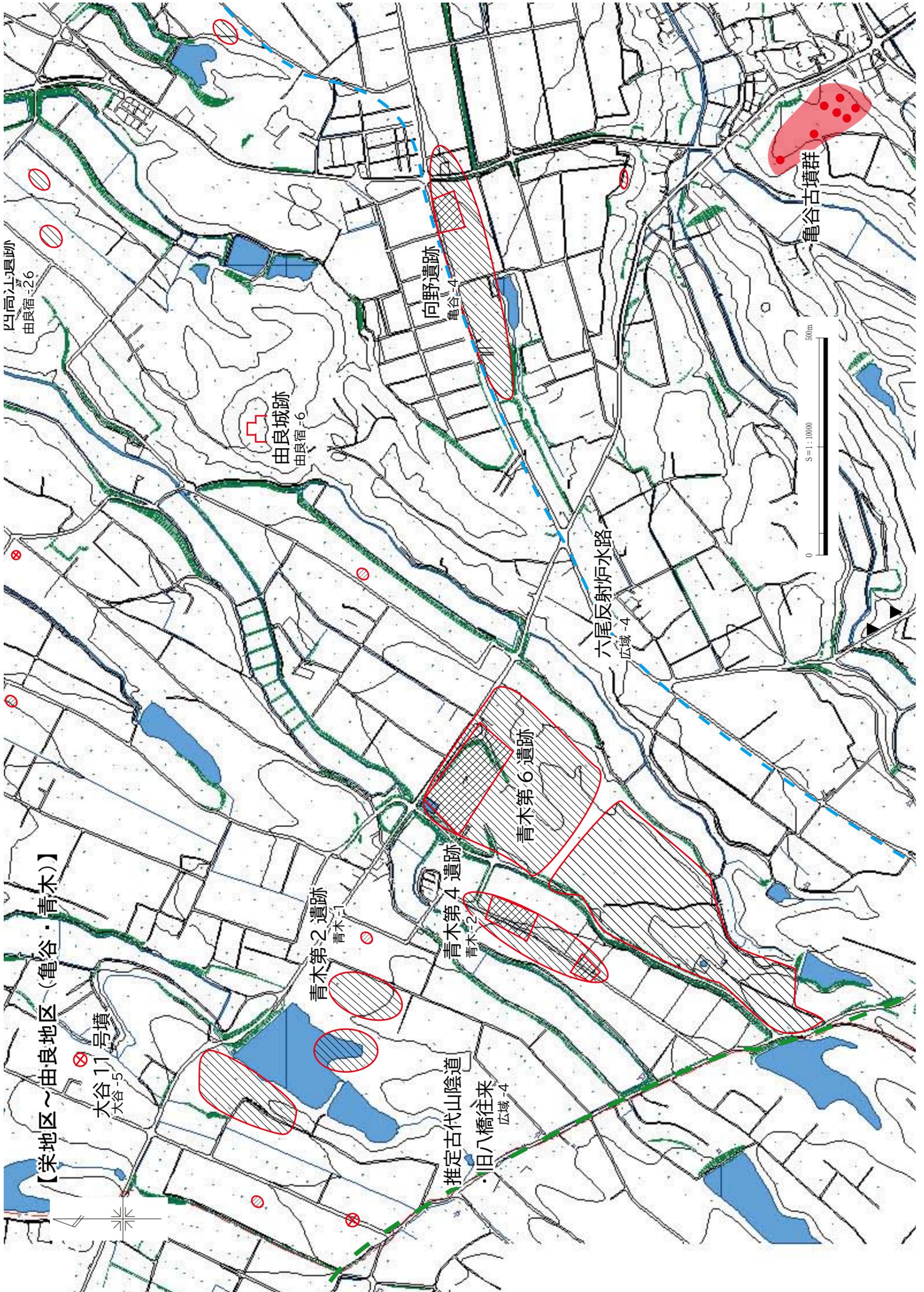












【総合調査】

書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	事業	備考(所収文化財)
鳥取県の民家		鳥取県教育委員会	1974	鳥取県緊急民家調査	
鳥取県の諸職		鳥取県教育委員会	1985	鳥取県諸職関係民俗文化財調査	酒造(北条ワイン醸造所:松神)、挽揚(岩垣挽揚:島)、玩具作り(土人形 加藤廉兵衛:江北)、箸作り(丸二製箸有限公司:弓原)、桶屋(仙六桶屋:由良宿)、下駄屋(新酒屋・下駄屋:由良宿)、建具屋(竹歳勇一:由良宿)
鳥取県生産遺跡分布調査		鳥取県教育委員会	1982		
鳥取県装飾古墳分布調査概報		鳥取県教育委員会	1981		土下 229 号墳、西穂波 9 号墳
鳥取県の近世寺社建築		鳥取県教育委員会	1987	鳥取県近世社寺建築総合調査報告書	北条八幡宮、松岸寺
鳥取県の民謡 - 鳥取県民謡緊急調査報告書 -		鳥取県教育委員会	1988	鳥取県民謡緊急調査報告	労作歌:北条綱引き唄(木遣り唄)、北条地しめ唄
歴史の道調査報告書 倉吉往来(八橋往来・倉吉往来・鹿野往来)		鳥取県教育委員会	1990	鳥取県歴史の道調査	
歴史の道調査報告書 山陰道(但馬往来・伯耆往来)		鳥取県教育委員会	1991	鳥取県歴史の道調査	
鳥取県の民俗芸能 - 鳥取県民俗芸能緊急調査報告書 -		鳥取県教育委員会	1993	鳥取県民俗芸能緊急調査	「由良のだんじり」。悉皆調査で「伯耆相伝舞楽」・「瀬戸の獅子舞」・「穂波の皿廻し」・「百万遍の返し数珠」
鳥取県の近代化遺産		奈良国立文化財研究所	1998	鳥取県近代化遺産総合調査	
鳥取県の祭り・行事 - 鳥取県祭り・行事調査報告 -		鳥取県立博物館	2002		基礎調査:中北条地区「汐川祭(汐川さんまつり)」・「精霊流し(ホトケさんおくり)」・「亥の子さん」、下北条地区「七日日相撲」・「八幡神社の相撲」、由良地区「妻波村農民神主による神田祭り」・「お日待ち大祓い祭り」・「大谷村洞泉寺の満願地蔵祭り」、大誠地区「まんどう」・「瀬戸神社秋季例大祭」・「薬師のかんじ」・「流れ灌頂」、栄地区「数珠回し」・「亥の子」・「サイノカミ」・「福揚げ」
鳥取県中世城館分布調査報告書(因幡編・伯耆編)		鳥取県教育委員会	2004	鳥取県中世城館分布調査	由良城跡、茶臼山城跡、堤城跡、堤屋敷跡
鳥取県の仏像調査報告書		鳥取県立博物館	2004		瀬戸観音寺木造千手観音立像、東高尾観音寺木造千手観音立像、木造十一面観音立像、木造吉祥天像、木造十一面観音立像(一)、木造十一面観音立像(二)、木造地蔵菩薩立像、木造不動明王立像、木造四天王立像(一)、木造四天王立像(二)、木造四天王立像(三)、木造四天王立像(四)、木造四天王立像(五)、木造兜跋毘沙門天立像
鳥取県の近代和風建築 - 鳥取県近代和風建築総合調査報告書 -		鳥取県教育委員会	2007	鳥取県近代和風建築総合調査	2・3次調査:齋尾正憲家住宅(国坂)、洞泉寺本堂(大谷)、本遠藤家住宅(亀谷)、梅津酒造(大谷)、高江神社本殿(由良宿)、金刀比羅宮拜殿(瀬戸)
新鳥取県史 民俗1 民俗編		新鳥取県史編纂室	2016	鳥取県祭り・行事調査事業	
新鳥取県史 民俗2 民具編		新鳥取県史編纂室	2016		
HOW TO 由良だんじり		鳥取県教育委員会・北栄町教育委員会	2015	平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業(文化芸術振興費補助金)	由良だんじり

【町史・ガイドマップ】

書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	備考(所収文化財)
大栄町誌		大栄町	1980.3	
大栄町誌 続編		大栄町	1998.3	
北條町誌		北条町	1974.6	
新修 北条町史		北条町	2005.3	
北栄町歴史文化探訪ガイドマップ		北栄町教育委員会	2018	

資料6 北栄町文化財調査一覧

【埋蔵文化財発掘調査報告書】

書籍名	シリーズ名	著者名	発行者名	発行年	事業	備考(所収文化財)
上種東古墳群第3号墳発掘調査報告		竹歳 勉、土生田純之	大栄町教育委員会	1976.2	一般県道杉下倉吉線改築工事	上種東3号墳
大栄地域遺跡群分布調査報告書		竹信友則、影山和雅、遠藤登、横山弘道	大栄町教育委員会	1977.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	大谷1号墳、大谷2号墓、築山遺跡、亀谷第1遺跡、大谷第1遺跡、大谷第6遺跡
大栄地域遺跡群分布調査報告書Ⅱ		馬淵義則、原田雅彦	大栄町教育委員会	1978.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業(大栄地区)	大谷3号墳、大谷4号墳、大谷5号墳、大谷第1遺跡、大谷第6遺跡
由良遺跡発掘調査報告		竹歳 勉、原田雅彦	大栄町教育委員会	1978.3	県立由良育英高等学校敷地造成工事	由良遺跡
大栄地域遺跡群分布調査報告書Ⅲ		馬淵義則、原田雅彦	大栄町教育委員会	1979.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業(大栄地区)	干目野遺跡、大谷第1遺跡、妻波4号墳、妻波5号墳、妻波6号墳、妻波12号墳
西干目古墳発掘調査報告		馬淵義則、原田雅彦	大栄町教育委員会	1979.9	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	西干目古墳
大栄地区遺跡群分布調査報告書Ⅳ		馬淵義則、原田雅彦、松田雅彦	大栄町教育委員会	1980.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	上種第1遺跡、青木第2遺跡、青木第4遺跡、妻波1号・2号・3号・7号・8号・9号・10号墳
妻波古墳群発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第8冊	原田雅彦、橋本郁生、樋口和夫	大栄町教育委員会	1980.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業(大栄地区)	妻波1号・2号・3号・9号・13号・14号・15号・16号・17号・18号・19号・20号・21号・22号・23号墳
大栄町埋蔵文化財一覧表 大栄地区遺跡群分布調査報告書Ⅴ		馬淵義則、原田雅彦、松田雅彦、遠藤登	大栄町教育委員会	1981.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	別所経塚遺跡、別所経塚1号墳、別所東屋敷遺跡、下種第1遺跡、下種7号墳、下種8号墳、東高江遺跡、西高江遺跡、樽田遺跡、市道遺跡、今地遺跡
大栄地区遺跡群分布調査報告Ⅵ		馬淵義則、原田雅彦、松田雅彦	大栄町教育委員会	1982.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	向野遺跡、後ろ谷遺跡、上種第5遺跡、上種第6遺跡、大谷10号墳、大谷第12遺跡、
大栄地域遺跡群分布調査報告書Ⅶ		馬淵義則	大栄町教育委員会	1983.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	古社地遺跡、別所経塚遺跡、別所東屋敷遺跡、経塚1号墳、由良遺跡、今地遺跡、高江神社遺跡、西高江遺跡、東高江遺跡、妻波古墳群、大谷1・7号墳、築山遺跡、大谷第1遺跡、大谷第3遺跡、大谷8号墳、青木第4遺跡、向野遺跡、後ろ谷遺跡、西穂波21号墳、瀬戸古墳群(10号・11号・12号・19号・20号・30号・31号・32号・33号・9号・7号・8号・29号・34号墳)、西穂波古墳群(6号・7号・9号・10号・16号・22号・27号・29号・35号・36号・37号・38号・39号・46号・47号・48号・49号・50号・51号・52号・53号・54号・55号・56号・57号・58号・59号・60号・61号・62号・63号墳)、下種第1遺跡、下種7・8・9号墳、上種第1遺跡、上種第5遺跡、上種第6遺跡、上種西古墳群(13号・14号・15号墳)、上種東3号墳
向野遺跡・後ろ谷遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第12集	馬淵義則	大栄町教育委員会	1984.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	向野遺跡、後ろ谷遺跡
上種西古墳群発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第13集	馬淵義則、根鈴智津子	大栄町教育委員会	1984.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	上種西13号墳、上種西14号墳、上種西15号墳
上種第5遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第14集	馬淵義則、根鈴智津子	大栄町教育委員会	1985.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	上種第5遺跡
上種第6遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第15集	馬淵義則、根鈴智津子	大栄町教育委員会	1985.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	上種第6遺跡
青木第4遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第16集	原田雅彦、根鈴智津子	大栄町教育委員会	1980.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	青木第4遺跡
別所経塚・東屋敷遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第17集	馬淵義則	大栄町教育委員会	1981.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	別所経塚遺跡、別所東屋敷遺跡
今地遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第18集	馬淵義則	大栄町教育委員会	1981.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	今地遺跡
鳥取県東伯郡大栄町埋蔵文化財一覧表 妻波古墓			大栄町教育委員会	1983.3		
妻波古墓	大栄町文化財調査報告書第21集	植野浩三、市本芳三	大栄町教育委員会	1985.3	個人農地開発	妻波古墓
高江神社遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第22集	馬淵義則	大栄町教育委員会	1982.3	一般県道上大立大栄線改築工事(別所バイパス)	高江神社遺跡
上種第1遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第23集	馬淵義則、原田雅彦	大栄町教育委員会	1979.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	上種第1遺跡
東高江・西高江遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第24集	馬淵義則、清水真一	大栄町教育委員会	1981.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	東高江遺跡、西高江遺跡

書籍名	シリーズ名	著者名	発行者名	発行年	事業	備考(所収文化財)
下種遺跡群発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第25集	馬淵義則、松田雅彦	大栄町教育委員会	1981.3	鳥取県営畑地帯総合土地改良事業	下種第1遺跡、下種7・8・9号墳
由良遺跡発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第26集	馬淵義則	大栄町教育委員会	1980.3	大栄町舎新築工事	由良遺跡
大谷11号墳発掘調査報告	大栄町文化財調査報告書第29集	田中正子	大栄町教育委員会	1990.3	畜舎移転工事	大谷11号墳
大栄町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第30集	遠藤登、大西博	大栄町教育委員会	1993.3	青木地区工場誘致事業	青木第6遺跡
大栄町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第31集	遠藤登、大西博	大栄町教育委員会	1994.3	青木地区工場誘致事業	青木第6遺跡
大栄町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第32集	遠藤登、永田洋子、河本いづみ	大栄町教育委員会	1996.3		
西高尾遺跡群分布調査報告書	大栄町文化財調査報告書第33集	馬淵義則	大栄町教育委員会	1997.3	県営畑地帯土地改良事業・西高尾ダム周辺整備事業に伴う埋蔵文化財試掘調査	西高尾柏谷口遺跡、西高尾谷奥遺跡、上法万第3遺跡
瀬戸岩子山遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第34集	永田洋子、河本いづみ	大栄町教育委員会	1998	県営大倉地区土地改良総合整備事業	瀬戸岩子山遺跡、瀬戸35号墳、瀬戸36号墳
大栄町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第35集	池田 武、河本いづみ、吉田由香里	大栄町教育委員会	1999	ふるさと林道緊急整備事業(大谷線)並びに東伯農業水利事業小田股・西高尾導水路工事	原平ノ前遺跡、上法万第3遺跡
瀬戸鐘鑄谷遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第36集	池田 武	大栄町教育委員会	1996.6	NTT携帯無線基地局新設	瀬戸37号墳
西高尾遺跡群発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第37集	池田 武、河本いづみ、吉田由香里	大栄町教育委員会	2000	西高尾ダム周辺整備事業	西高尾谷奥遺跡、上法万第3遺跡
原平ノ前遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第38集	池田 武、河本いづみ、吉田由香里	大栄町教育委員会	2000.3	県営ふるさと林道(大谷線)緊急整備事業	原平ノ山遺跡
大栄町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第39集	池田 武	大栄町教育委員会	2001.3	県営ふるさと農道緊急整備事業、西高尾ダム周辺整備事業	西高尾柏谷口遺跡、上法万第3遺跡
西高尾遺跡群発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第40集	池田 武	大栄町教育委員会	2001.3	ふるさと農道緊急整備事業	西高尾柏谷口遺跡
西高尾遺跡群発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第41集	池田 武	大栄町教育委員会	2001.3	西高尾ダム公園進入路建設事業	上法万第3遺跡
平成13年度町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第42集	池田 武	大栄町教育委員会	2002.3	ふるさと林道緊急整備事業(八幡線)、鳥取県立鳥取中央育英高校グラウンド整備事業	西高尾八幡宮、由良遺跡
平成14年度町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第43集	池田 武	大栄町教育委員会	2003.3	鳥取県立鳥取中央育英高校選択教室棟新築事業、県営穂波池地区ため池等整備事業、県営北条砂丘大栄地区畑地帯総合整備事業、町営水道配水池建設	由良遺跡、穂波所在遺跡、東園第1・第3遺跡、由良城跡
由良遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財発掘調査報告書第44集	池田 武	大栄町教育委員会	2004.3	県立鳥取中央育英高校選択教室棟建設	由良遺跡
平成15年度町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第45集	池田 武	大栄町教育委員会	2004.3	災害防除事業(県道東伯倉吉線)、町営水道配水池建設	亀谷所在遺跡、岡谷遺跡
平成16年度町内遺跡発掘調査報告書	大栄町埋蔵文化財調査報告書第46集	池田 武	大栄町教育委員会	2005.3	ボーダフォン株式会社携帯電話通信設備新設事業、鳥取県立鳥取中央育英高校第2体育館建設事業、高齢者住宅整備(遊歩道建設)	亀谷所在遺跡、由良遺跡、西穂波古墳群
曲古墳群発掘調査報告書		樋口和夫、田中弘道	北条町教育委員会	1981.3	個人土地所有者樹園地造成工事	曲148号墳・149号墳・151号墳・221号墳・1号箱式石棺墓、2号箱式石棺墓、第1号土壌墓

資料6 北条町文化財調査一覧

書籍名	シリーズ名	著者名	発行者名	発行年	事業	備考（所収文化財）
島遺跡発掘調査報告書第1集	北条町埋蔵文化財報告書2	亀井熙人、田中弘道、久保穰二郎、樋口和夫	北条町教育委員会	1983.3	不時発見	島遺跡
土下古墳群発掘調査報告書第1集	北条町埋蔵文化財報告書3	樋口和夫	北条町教育委員会	1983.3	北条町上下水道第4次拡張事業に伴う配水池築造工事	土下129号墳、土下271号墳、
北尾遺跡発掘調査報告書第1集	北条町埋蔵文化財報告書4	樋口和夫	北条町教育委員会	1987.12	北条川災害復旧工事	北尾遺跡
北条町内遺跡発掘調査報告書I	北条町埋蔵文化財報告書5	樋口和夫	北条町教育委員会	1988.3	北条地区農村総合整備モデル事業（国坂1号線集落道整備工事）、町営テニスコート等建設工事	殿屋敷遺跡
殿屋敷遺跡	北条町埋蔵文化財報告書6	樋口和夫、松田雅彦	北条町教育委員会	1988.3	北条地区農村総合整備モデル事業（国坂1号集落道整備）	殿屋敷遺跡
殿屋敷遺跡	北条町埋蔵文化財報告書7	樋口和夫	北条町教育委員会	1988.3	昭和62年度社会体育施設整備事業	殿屋敷遺跡
土下古墳群発掘調査報告書第2集	北条町埋蔵文化財報告書8	樋口和夫、友定美保子	北条町教育委員会	1990.3	個人土地所有者樹園地造成工事	土下146号墳、土下148号墳、土下272号墳、
北尾遺跡発掘調査報告書第2集	北条町埋蔵文化財報告書9	樋口和夫	北条町教育委員会	1990.3	主要地方道倉吉北条線拡幅工事	北尾遺跡
北条町内遺跡発掘調査報告書	北条町埋蔵文化財報告書10	宇田川彰二、友定美保子	北条町教育委員会	1992.3	県営北条西2期地区農免道路整備事業	曲古墳群
土下285号・土下286号墳発掘調査報告書	北条町埋蔵文化財報告書11	宇田川彰二、友定美保子	北条町教育委員会	1992.3	町道米里大野改良工事	土下285号墳、土下286号墳
北条町内遺跡発掘調査報告書	北条町埋蔵文化財報告書12	宇田川彰二、友定美保子	北条町教育委員会	1993.3	県営北条西2期地区農免道路整備事業	曲字大休場地区
北尾遺跡発掘調査報告書	北条町埋蔵文化財報告書13	宇田川彰二、友定美保子	北条町教育委員会	1993.3	団体営島地区農道整備事業	北尾遺跡
曲岩下遺跡発掘調査報告書	北条町埋蔵文化財報告書14	友定美保子、宇田川彰二	北条町教育委員会	1993.12	県営農免道路整備事業北条西2期地区整備	曲岩下遺跡
土下古墳群発掘調査報告書第4集	北条町埋蔵文化財報告書15	宇田川彰二、友定美保子	北条町教育委員会	1994.3	個人土地所有者造成工事	土下210号墳、土下212号墳
町内遺跡発掘調査報告書第4集	北条町埋蔵文化財報告書16	樋口和夫	北条町教育委員会	1995.3	県営北条西地区農免道路整備事業、県営北条西2期地区農免道路整備事業、県営島地区一般農道整備事業	曲字割木地内、曲字岡地区、曲字小山ヶ谷地区、曲字宮ノ前地区、島地区、
曲第1遺跡発掘調査報告書第1集	北条町埋蔵文化財報告書17	樋口和夫	北条町教育委員会	1995.3	県営農免道路整備事業北条西2期地区整備	曲岡遺跡
曲古墳群発掘調査報告書第2集	北条町埋蔵文化財報告書18	樋口和夫	北条町教育委員会	1995.3	県営農免道路整備事業北条西2期地区整備	曲226号墳
町内遺跡発掘調査報告書第5集	北条町埋蔵文化財報告書19	樋口和夫、中原由香里	北条町教育委員会	1996.3	県営西曲地区ふるさと農道整備事業、県営北条西2期地区農免道路整備事業、県営島地区一般農道整備事業	曲管峯長谷遺跡、荇山遺跡、北尾23号墳
曲遺跡群発掘調査報告書1	北条町埋蔵文化財報告書20	樋口和夫、影山和雅	北条町教育委員会	1996.3	県営農免道路整備事業北条西2期地区整備	曲小山ヶ谷遺跡、曲宮ノ前遺跡、曲55号墳・曲234号墳・曲235号墳
町内遺跡発掘調査報告書第6集	北条町埋蔵文化財報告書21	清水直樹、中原由香里	北条町教育委員会	1997.3	県営島地区一般農道整備事業、北条無線基地局建設	島荇山遺跡、土下240号墳
曲遺跡群発掘調査報告書2	北条町埋蔵文化財報告書22	清水直樹	北条町教育委員会	1997.3	県営西曲地区ふるさと農道工事	曲管峯長谷遺跡、曲233号墳
北尾古墳群発掘調査報告書第1集	北条町埋蔵文化財報告書23	清水直樹、中原由香里	北条町教育委員会	1997.3	県営島地区一般農道整備事業	北尾23号墳
町内遺跡発掘調査報告書第7集	北条町埋蔵文化財報告書24	清水直樹	北条町教育委員会	1998.3	残土埋め立て工事、ふるさと林道緊急整備工事、一般国道313号（北条倉吉道路）改良工事	土下274号墳、曲天向遺跡、米里三ノ崎遺跡
島遺跡発掘調査報告書第2集	北条町埋蔵文化財報告書25	清水直樹	北条町教育委員会	1998.3	一般国道313号道路改良工事	島遺跡

書籍名	シリーズ名	著者名	発行者名	発行年	事業	備考(所収文化財)
土下古墳群発掘調査報告書第5集	北条町埋蔵文化財報告書26	樋口和夫	北条町教育委員会	1998.1	北条無線基地局建設工事	土下240号墳
島苺山遺跡発掘調査報告書1	北条町埋蔵文化財報告書27	清水直樹	北条町教育委員会	1998.1	県営島地区一般農道(支線1号)工事	島苺山遺跡
町内遺跡発掘調査報告書第8集	北条町埋蔵文化財報告書28	清水直樹	北条町教育委員会	1999.3	一般国道313号北条倉吉道路改良工事	島古墳群、北尾釜谷遺跡
町内遺跡発掘調査報告書第9集	北条町埋蔵文化財報告書29	清水直樹	北条町教育委員会	2000.3	県営中北条地区担い手育成基盤整備事業、自動車・携帯電話基地局建設工事、県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	殿屋敷遺跡、曲天向遺跡
町内遺跡発掘調査報告書第10集	北条町埋蔵文化財報告書30	清水直樹	北条町教育委員会	2001.3	NTTドコモ北尾基地局建設工事、ふるさと農道緊急整備事業	北尾古墳群、曲岡遺跡
町内遺跡発掘調査報告書第11集	北条町埋蔵文化財報告書31	清水直樹	北条町教育委員会	2002.3	一般国道313号(北条倉吉道路)改良工事、県営下北条地区圃場整備事業(担い手育成型)	中浜遺跡、北尾西稲葉・ハツ所在遺跡
町内遺跡発掘調査報告書第12集	北条町埋蔵文化財報告書32	清水直樹、福庭克展	北条町教育委員会	2003.3	土砂採取事業(米里大谷)、県営穂波地区ため池等整備事業(曲字稲干場)、一般国道313号(北条倉吉道路)改良工事	米里大谷地区、曲字稲干場、中浜遺跡
町内遺跡発掘調査報告書第13集	北条町埋蔵文化財報告書33	福庭克展、穴山夕希生	北条町教育委員会	2005.3	産業廃棄物中間処理施設建設(建設廃材破碎施設)工事	中浜遺跡
北条町曲管峰遺跡発掘調査報告書		松本 哲	J-フォン株式会社	2003.9	J-フォン無線基地局建設	曲管峰遺跡 ダイセン文化財研究所編
平成17年度町内遺跡発掘調査報告書	北栄町文化財調査報告書第1集	池田 武	北栄町教育委員会	2006.3	2級河川由良川改修に伴う県道・JR山陰本線付替	六尾所在遺跡
由良遺跡発掘調査報告書	北栄町文化財調査報告書第2集	池田 武	北栄町教育委員会	2006.3	県立鳥取中央育英高校第2体育館建設工事	由良遺跡
平成18年度町内遺跡発掘調査報告書	北栄町文化財調査報告書第3集	池田 武	北栄町教育委員会	2007.3	NTTドコモ携帯電話基地局設置(国坂・上種)	由良遺跡
平成19年度町内遺跡発掘調査報告書	北栄町文化財調査報告書第4集	池田 武	北栄町教育委員会	2008.3	携帯基地局設置	由良遺跡
平成21・22年度町内遺跡発掘調査報告書	北栄町文化財調査報告書第5集	池田 武	北栄町教育委員会	2011.3	携帯電話基地局建設、ため池(桜池)等整備事業、携帯電話基地局建設(被害峰遺跡)、携帯電話基地局建設(高江神社遺跡)、北条川護岸整備事業	大谷地区、岡谷遺跡、青木第2遺跡、東峰遺跡、高江神社遺跡、島遺跡
平成24・25年度町内遺跡発掘調査報告書	北栄町文化財調査報告書第6集	池田 武	北栄町教育委員会	2014.3	墓地造成(島苺山)、鳥取県立鳥取中央育英高校エレベーター新設事業	島苺山遺跡、由良遺跡
平成26年度町内遺跡発掘調査報告書	北栄町文化財調査報告書第7集	池田 武	北栄町教育委員会	2015.3	西岡谷池堰堤改修、墓地造成	岡谷遺跡、尾崎遺跡
平成30年度町内遺跡発掘調査報告書	北栄町文化財調査報告書第8集	前田美友紀	北栄町教育委員会	2019.3	小型風力発電所建設、鳥取県立鳥取中央育英高校エアコン設備設置工事業、産業廃棄物処理施設増設工事	江北浜地区、由良遺跡、鉄山谷たたら
島古墳群 米里三ノ寄遺跡 北尾釜谷遺跡(北尾古墳群)	鳥取県教育文化財団調査報告書64	八峠興、岡野雅則	(財)鳥取県教育文化財団	2000	一般国道313号道路改良工事	島5・7～13号墳、米里三ノ寄遺跡、北尾釜谷遺跡、北尾24号墳
中浜遺跡	鳥取県教育文化財団調査報告書92	君嶋俊行、田村昭夫、鈴木恵介	(財)鳥取県教育文化財団	2004	一般国道313号道路改良工事	中浜遺跡

資料6 北栄町文化財調査一覧

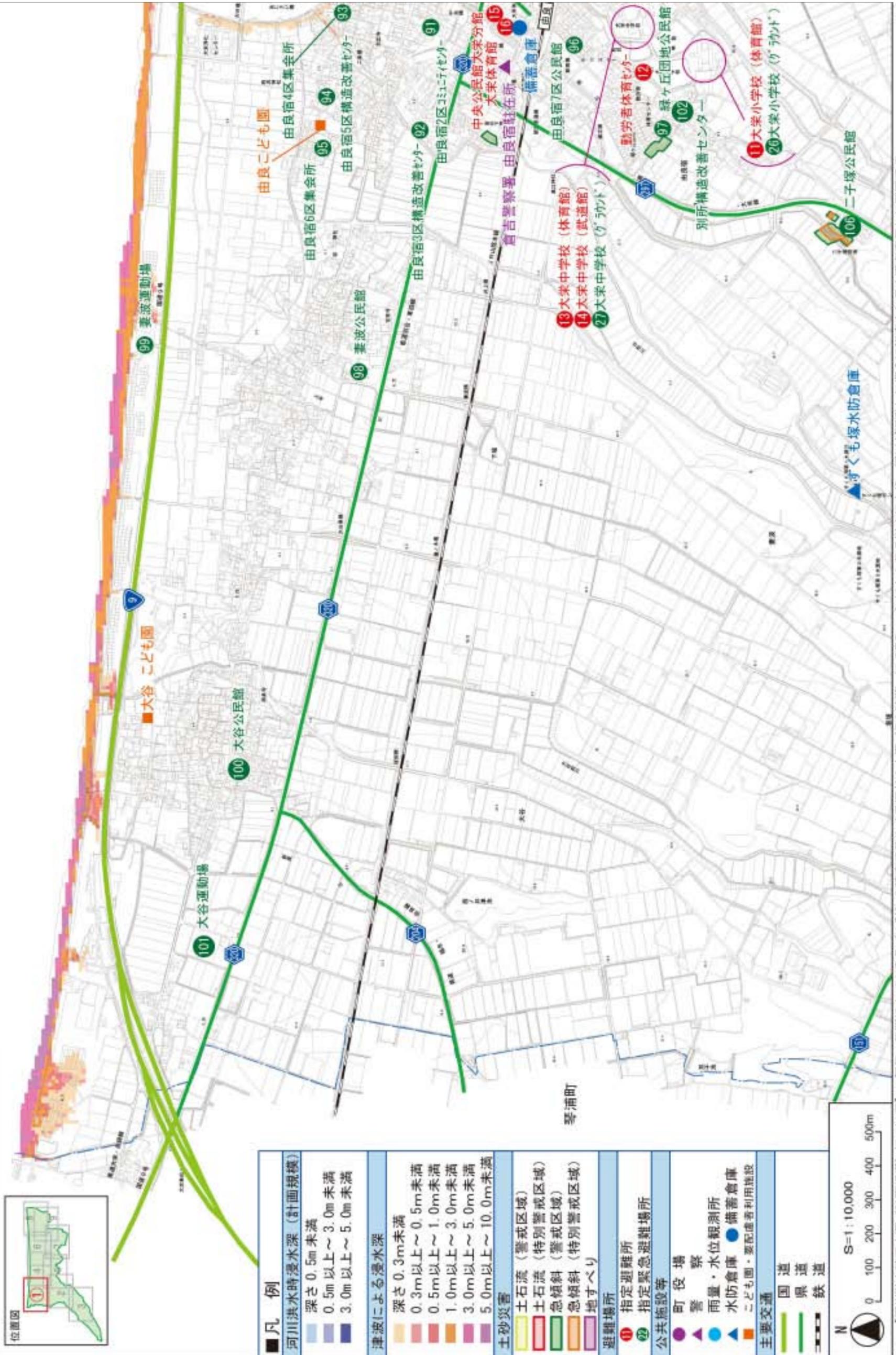
【北条歴史文庫】

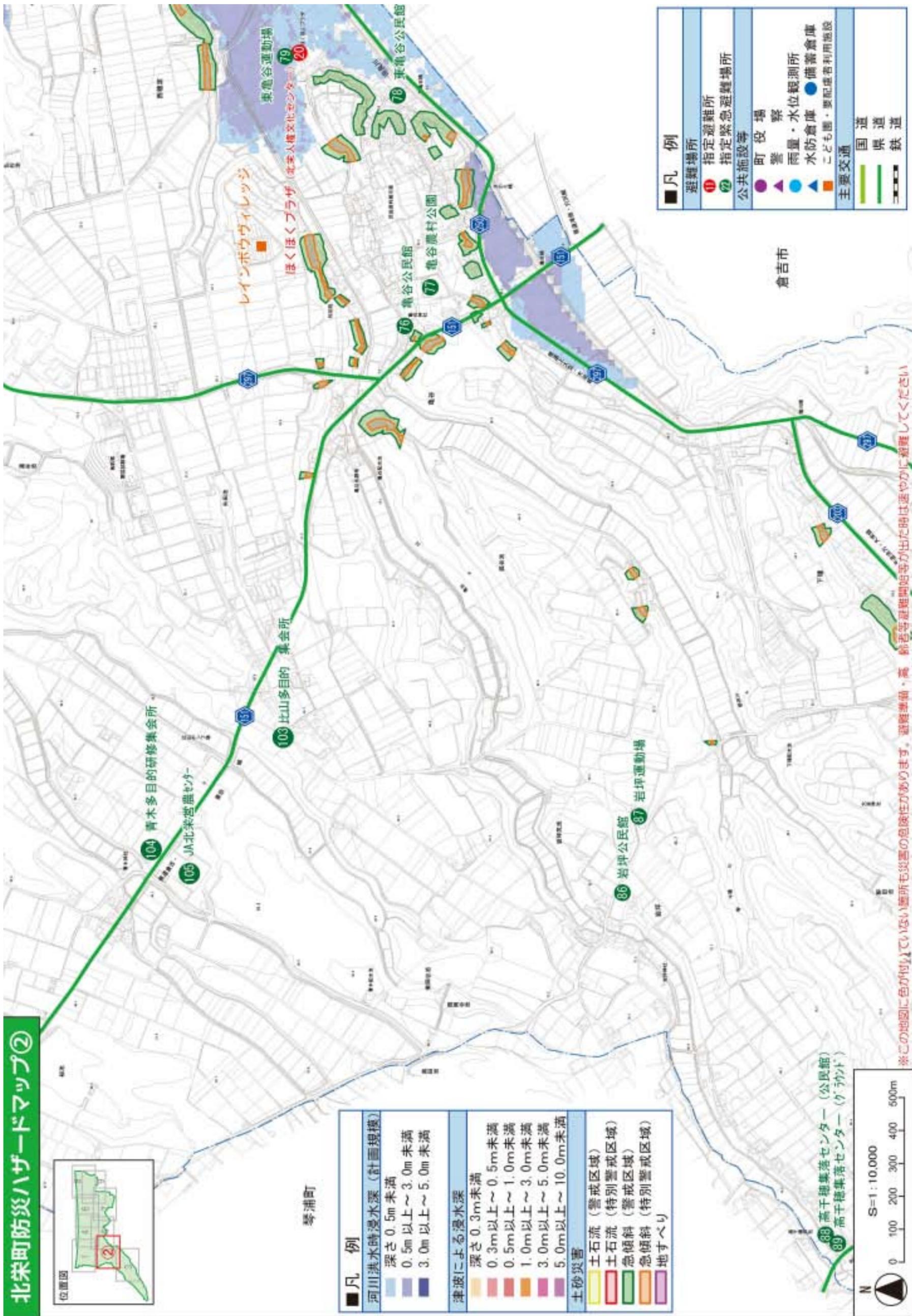
書籍名	シリーズ名	発行者名	発行年	備考
ふるさとめぐり	R 第1集	歴民友の会発行	1994.3	
天神川と北条平野・北条砂丘【初版】	R 第2集	歴民友の会発行	1995.3	
天神川と北条平野・北条砂丘【復刻版】	R 第2集	歴民友の会発行【復刻版】	2004.12	
砂丘開拓のあゆみ【初版】	R 第3集	歴民友の会発行	1996.3	
砂丘開拓のあゆみ【復刻版】	R 第3集	歴民友の会発行【復刻版】	2004.12	
古地図は語る	R 第4集	歴民友の会発行	1997.3	
ふるさとの地名を考える	R 第5集	歴民友の会発行	1998.3	
江戸時代「鳥取藩事件帖」を読む【初版】	R 第6集	歴民友の会発行	1999.3	
北条町の学校のあゆみ前編	R 第7集	歴民友の会発行	2000.3	
因伯の大相撲力士たち	R 第8集	歴民友の会発行	2001.3	
北条町の昔話と歴史伝承	R 第9集	歴民友の会発行	2001.12	
北条町が誇る人物史シリーズ(1)「宗教家」編	R 第10集	歴民友の会発行	2003.3	
『新修 北条町史』増補写真集	R 第11集	歴民友の会発行	2005.7	
ふるさと再発見ー北条町の文化財ー		北条町教育委員会発行	2002.3	
続・「鳥取藩事件簿帖」を読む【復刻版】	H 第1集	北条町教育委員会発行（北栄歴史文庫）	2011.1	
伯耆北条地方の訛言・方言・略語考（福本和夫）	H 第2集	北条町教育委員会発行（北栄歴史文庫）	2012.1	

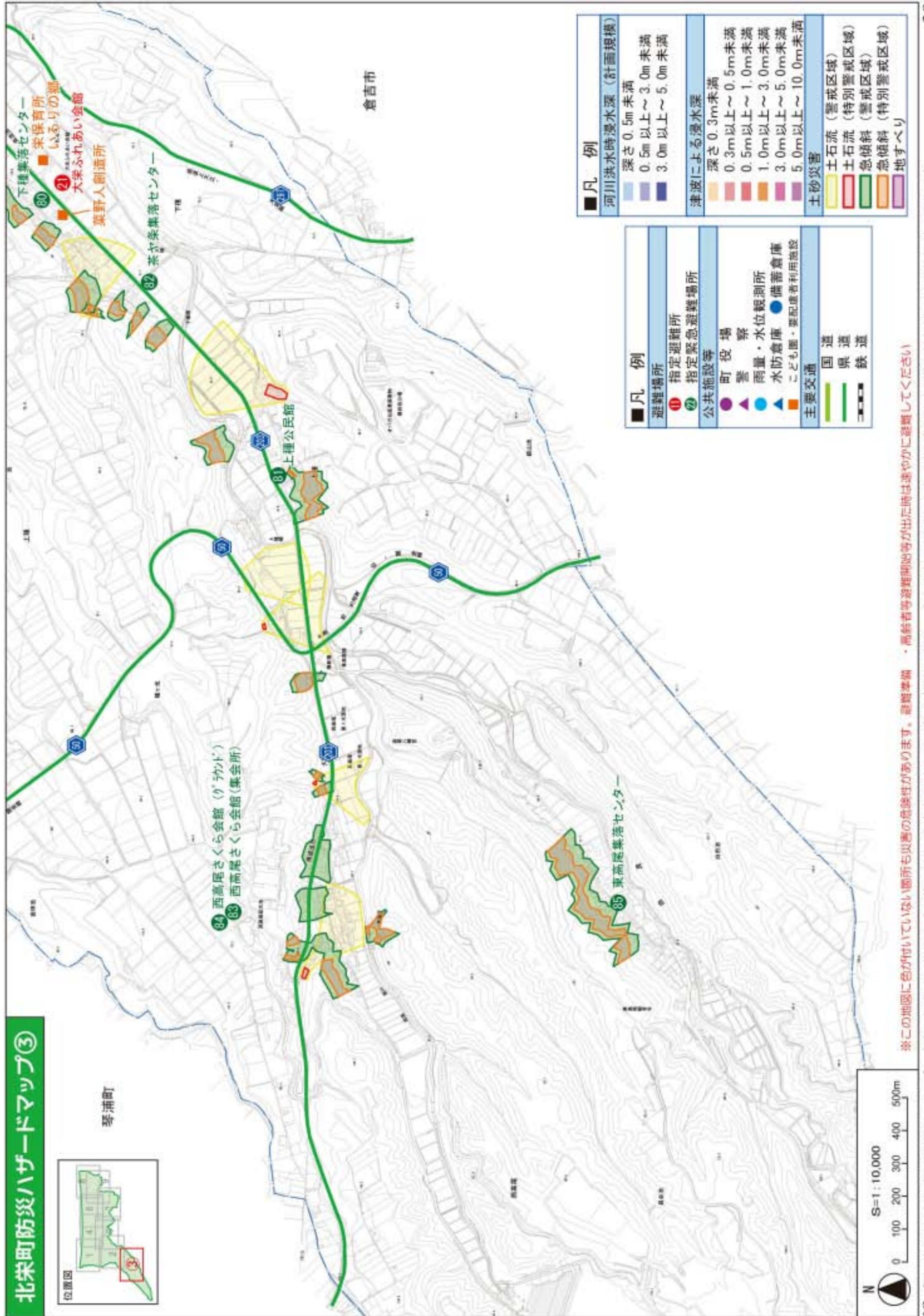
番号	名称	区分	年代	所在地	保管場所	防災施設・設備
1	木造十一面観音立像	重要文化財 彫刻	平安中	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
2	木造千手観音立像	重要文化財 彫刻	平安中	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
3	鳥取藩台場跡由良台場跡	国史跡 史跡	江戸末	由良宿	北栄町	無
4	齋尾家住宅(8件)	国登録有形文化財 建造物	明治~昭和初期	国坂	個人	消火栓・消火器
5	木造十一面千手観音立像	県指定保護文化財 彫刻	平安中	瀬戸	観音寺(瀬戸)	消火栓・火災報知器
6	木造十一面観音立像(1)	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
7	木造十一面観音立像(2)	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
8	木造不動明王立像	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
9	木造吉祥天立像	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
10	木造兜跋毘沙門天五像	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
11	木造地藏菩薩立像	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
12	木造四天王立像(1)	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
13	木造四天王立像(2)	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
14	木造四天王立像(3)	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
15	木造四天王立像(4)	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
16	木造四天王立像(5)	県指定保護文化財 彫刻	平安	東高尾	観音寺(東高尾)	消火栓・消火器・火災報知器
17	六尾反射炉跡	町指定文化財 史跡	江戸末	六尾	民有地	無
18	西高尾経筒	町指定文化財 美術品	平安?	西高尾	高尾八幡宮 (鳥取県立博物館に寄託)	消火栓・消火器・火災報知器
19	里見忠義寄進棟札	町指定文化財 歴史資料	江戸初	北尾	北条八幡宮	消火器
20	前田寛治作絵画	町指定文化財 絵画	昭和初	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
21	北条八幡宮梵鐘	町指定文化財 歴史資料・美術品	江戸中	北尾	北条八幡宮	消火器
22	上種五輪塔	町指定文化財 彫刻	鎌倉?	上種	民有地	消火栓
23	文政字名絵図面帳	町指定文化財 歴史資料	江戸	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
24	天保地続字限絵図	町指定文化財 歴史資料	江戸	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
25	天保地続全図	町指定文化財 歴史資料	江戸	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
26	明治地続字限絵図	町指定文化財 歴史資料	明治	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
27	明治地租改正絵図	町指定文化財 歴史資料	明治	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
28	明治耕地外絵図	町指定文化財 歴史資料	明治	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
29	島根県時代耕地全図	町指定文化財 歴史資料	明治	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
30	島根県時代山林原野全図	町指定文化財 歴史資料	明治	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
31	因州藩印紋入化粧回し	町指定文化財 歴史資料	江戸	国坂	個人	無
32	榊田新蔵文書	町指定文化財 歴史資料	江戸末	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
33	土下210号墳出土遺物	町指定文化財 歴史資料	古墳	田井	歴史民俗資料館	消火器・火災報知器
34	国坂神社社叢	町指定文化財 自然	----	国坂	国坂神社	消火栓
35	豊田邸跡	町指定文化財 史跡	近世	由良宿	北栄町	消火栓
36	高尾八幡宮社叢	町指定文化財 自然	----	上種	高尾八幡宮	無
37	鳥取県立鳥取中央育英高等学校「憩いの森」	町指定文化財 自然	----	由良宿	鳥取中央育英高校	無

北栄町防災ハザードマップ①

※この地図に色が付いていない箇所も災害の危険性があります。避難準備・高齢者等避難開始等が出た時は速やかに避難してください





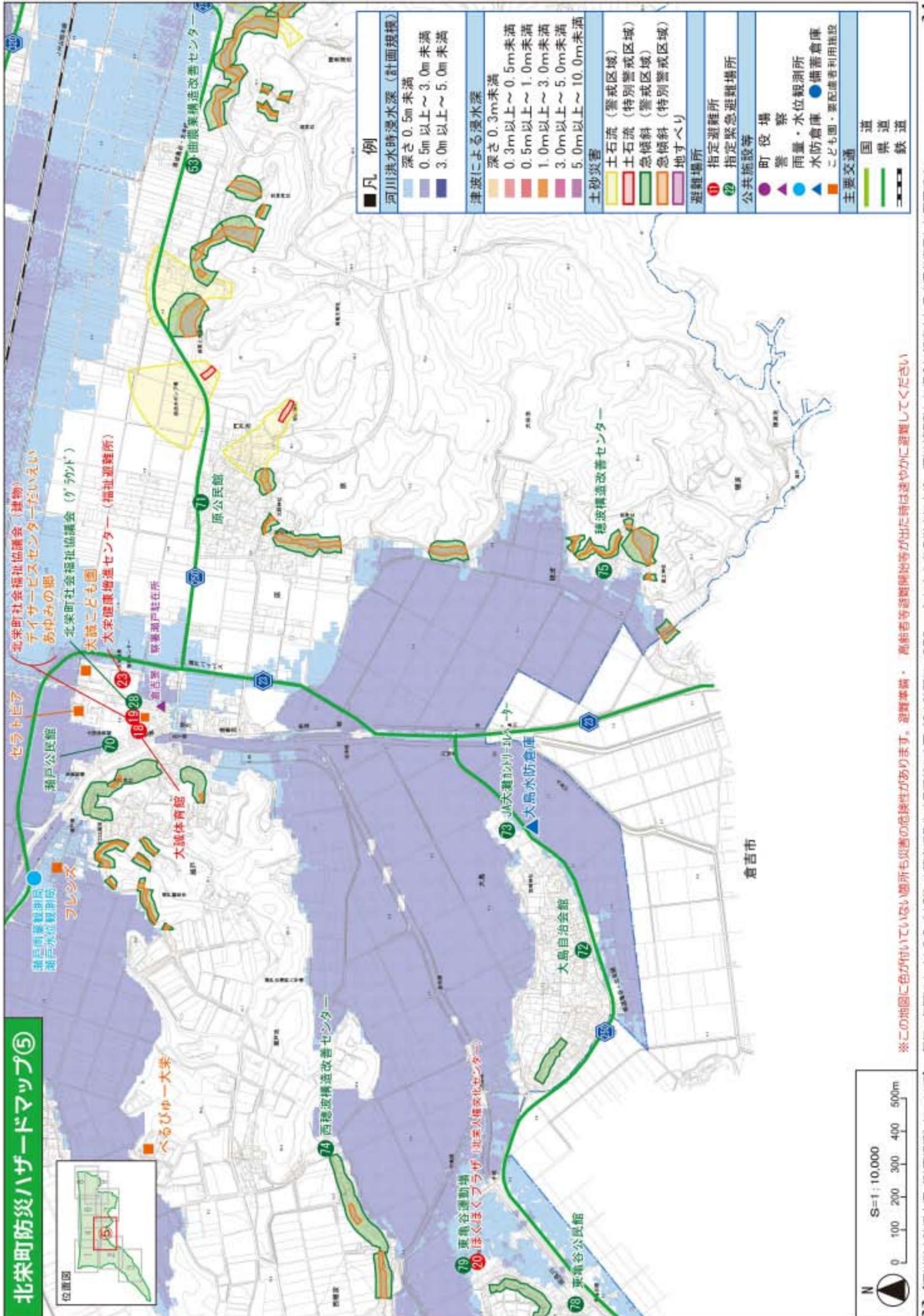


北栄町防災ハザードマップ④

※この地図に色が付いていない箇所も災害の危険性があります。避難準備・高齢者等避難開始等が出た時は速やかに避難してください



21【河川洪水時浸水深（計画規模）について】…毎年、年間に1/100（1%）の確率で発生するほどの大雨（24時間に352mm）にともなう洪水により、河川が氾濫した場合に想定される水深を表示した図面です。



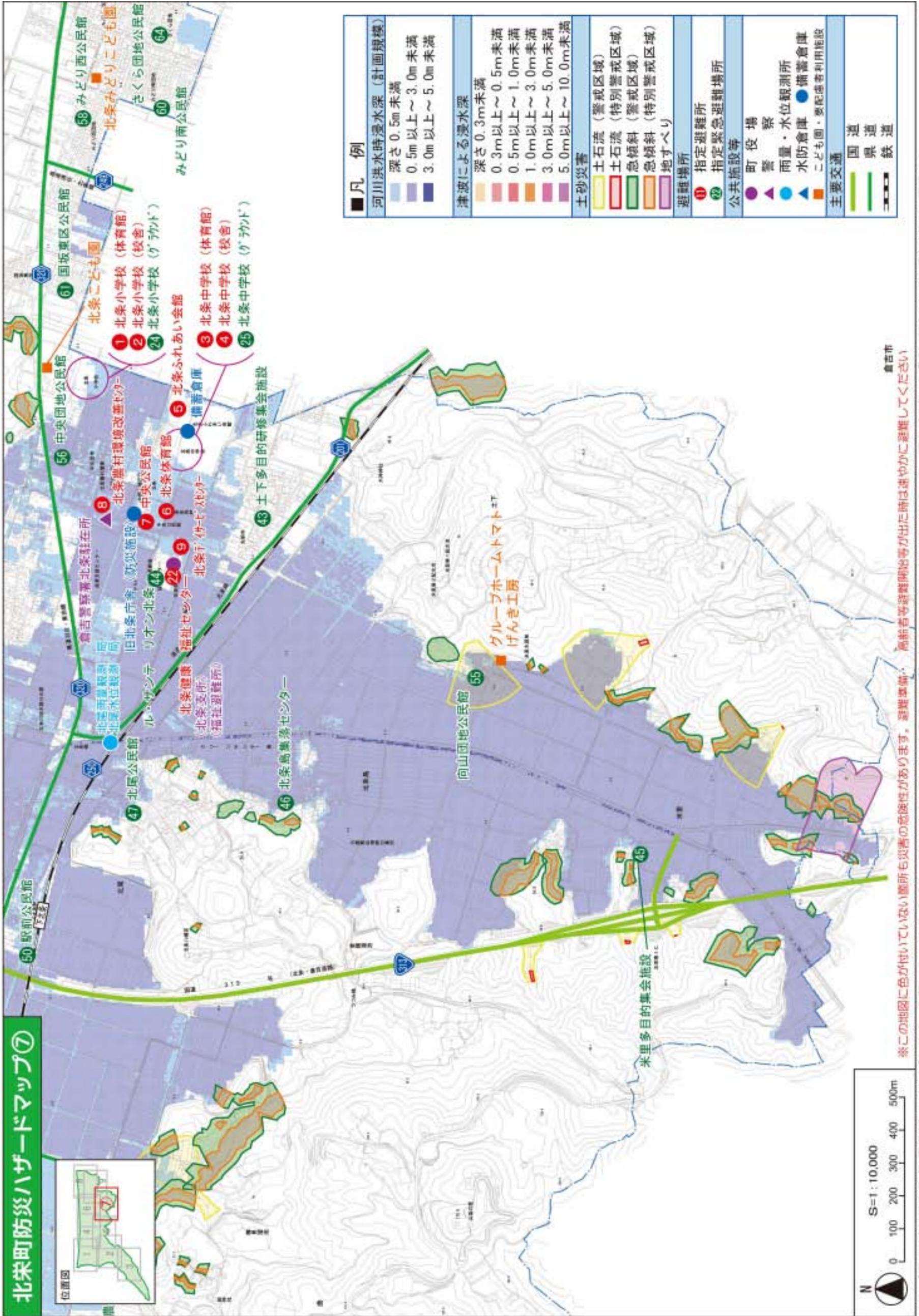
23 【河川洪水時浸水深 (計画規模) について】 …毎年、年間に1/100 (1%) の確率で発生するほどの大雨 (24 時間に 352mm) にともなう洪水により、河川が氾濫した場合に想定される水深を表示した図面です。

北栄町防災ハザードマップ⑥

※この地図に色が付いていない箇所も災害の危険性があります。 避難準備・高齢者等避難開始等が出た時は速やかに避難してください

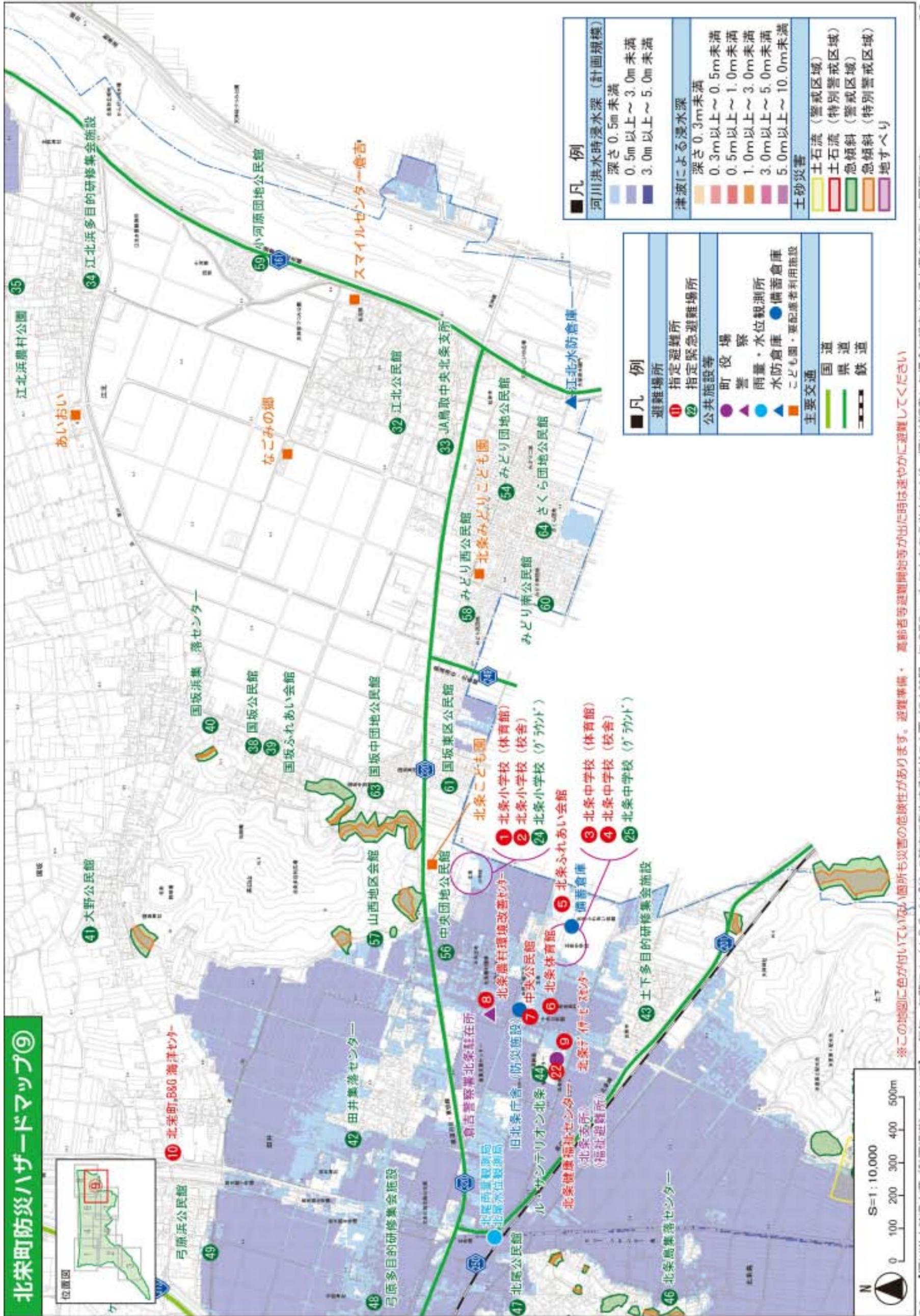


25 【河川洪水時浸水深 (計画規模) について】…毎年、年間に1/100 (1%) の確率で発生するほどの大雨 (24 時間に 352mm) にともなう洪水により、河川が氾濫した場合に想定される水深を表示した図面です。





29 【河川洪水時浸水深 (計画規模) について】…毎年、年間に1/100 (1%) の確率で発生するほどの大雨 (24 時間に 352mm) にともなう洪水により、河川が氾濫した場合に想定される水深を表示した図面です。



北栄町防災ハザードマップ⑩

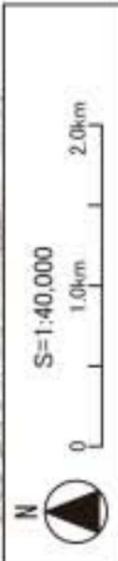
河川洪水時浸水想定区域図 (想定最大規模)



- 近年の想定を超える豪雨災害を受けて、想定し得る最大の降雨量を元にした浸水想定区域図です。
 - 設定降雨量：24時間総雨量 566mm。
 - 河川が氾濫した場合に想定される浸水深を表示した図面です。
- ※この地図に色が付いていない箇所も災害の危険性があります。 避難準備・高齢者等避難開始等が出た時は速やかに避難してください



■ 凡例
河川洪水時浸水深 (想定最大)
深さ 0.5m 未満
0.5m 以上～3.0m 未満
3.0m 以上～5.0m 未満
5.0m 以上～10.0m 未満
避難場所
指定避難所
指定緊急避難場所
公共施設等
町役場
警察
雨量・水位観測所
水防倉庫
備蓄倉庫
子ども園・要配慮者利用施設
主要交通
国道
県道
鉄道



資料8 鳥取県中部地震の文化財被害状況と対応

文化財名	種類	調査状況	被害の状況・指摘事項	措置
東高尾観音寺木造十一面観音立像	国重要文化財 彫刻	総代による確認	固定台に擦れて左脇腹が傷付いた	2017年11月修繕終了
東高尾観音寺収蔵庫		総代による確認	・収蔵庫 建物傾きあり。定期的に傾き具合を測り、その結果で対策を考える。 内部壁面の隙間はシリコンを詰める。 扉の開閉不具合は扉を削ればよい。 瓦ずれあり。	経過観察
東高尾観音寺	未指定	ヘリテージマネージャーによる被害調査	・本堂 瓦ずれあり。業者点検をおすすめ。	経過観察 2020年度屋根一部修繕
瀬戸観音寺収蔵庫	未指定	ヘリテージマネージャーによる被害調査	建物傾きあり。 瓦浮いている。雨漏りに注意。	経過観察
高尾八幡宮本殿	未指定 近世社寺建築	ヘリテージマネージャーによる被害調査	・社叢 影響なし ・本殿、拝殿、稻荷神社、門、灯籠 建物傾きあり。酷い程度ではない。定期的に傾き具合を測り、その結果で対策を考える。 拝殿の柱ずれあり。	経過観察
上種五輪塔	町指定文化財	文化財保護指導員による確認	五輪塔傍の石塔が崩れて一部が斜面下に落ちた。	個人修繕済
齋尾家住宅	国登録有形文化財	ヘリテージマネージャーによる被害調査	南塀・南門・北門の傾き、接合部損傷 長屋門の屋根うねり・たわみ、瓦ずれ、壁剥落、亀裂等 物置3の瓦ずれ、壁の亀裂・剥落等 物置2の瓦ずれ、壁の亀裂・剥落等 土蔵1の瓦ずれ、下屋全損、漆喰塗剥落 土蔵2の瓦ずれ、壁の亀裂・漆喰剥落等 浴室・脇文の瓦ずれ、壁の亀裂・剥落 主屋の瓦ずれ、樋からの雨水漏れ、壁の亀裂・割れ、柱の傾き等	2019年度南塀修繕終了
豊田邸跡	町指定 史跡	文化財保護指導員による確認	灯籠、庭石が各1倒壊	2017年3月修繕終了
国坂神社社殿	未指定 近世社寺建築	ヘリテージマネージャーによる被害調査	本殿柱の倒れ、横板壁に隙間、床柄の倒れ 拝殿の壁の剥落、摂社基壇に割れ。門柱の倒れ。石灯籠転倒・ずれ。玉垣の沈下。狛犬基壇の損傷	2019年度修繕終了
北条八幡宮	未指定 近世社寺建築	ヘリテージマネージャーによる被害調査	本殿の柱の倒れ、横板壁に隙間・たわみ、床板のずれ 隨身門の瓦ずれ・壁の剥落・擁壁損傷、塀の倒壊、石灯籠の倒壊、狛犬基壇に損傷等	2018年度修繕終了
松岸寺	未指定 近世社寺建築	ヘリテージマネージャーによる被害調査	本堂に歪み	経過観察
瀬戸金刀比羅宮拝殿	未指定 近代和風建築	ヘリテージマネージャーによる被害調査	傾き。壁にひび、剥落	経過観察
北条ワイン醸造所	未指定 近代和風建築	ヘリテージマネージャーによる被害調査	傾き	経過観察
梅津酒造	未指定 近代和風建築	ヘリテージマネージャーによる被害調査	大きな被害ないが、元々の痛みあり	経過観察
日置黙仙墓所	未指定 史跡	文化財保護指導員による確認	灯籠・墓石、玉垣等多数倒壊	個人修繕済
大神神社	未指定 近世社寺建築	文化財保護指導員による確認	鳥居倒壊	経過観察

【影響がなかった指定文化財】

文化財名	種類
由良台場跡	国指定史跡
瀬戸観音寺十一面千手観音立像	県指定保護文化財
六尾反射炉跡	町指定史跡
西高尾経筒（県立博物館に寄託）	町指定文化財
高尾八幡宮社叢	町指定天然記念物
里見忠義寄進棟札	町指定文化財
北条八幡宮梵鐘	町指定文化財
前田寛治作絵画他北栄みらい伝承館 保管文書類及び土下210号墳出土埴輪	町指定文化財
因州藩印紋入化粧回し	町指定文化財
国坂神社社叢	町指定天然記念物
鳥取県立鳥取中央育英高等学校「憩いの森」	町指定天然記念物

○北栄町文化財保護条例

平成17年10月1日

条例第89号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 町指定有形文化財（第5条—第18条）
- 第3章 町指定無形文化財（第19条—第25条）
- 第4章 町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財（第26条—第30条）
- 第5章 町指定史跡名勝天然記念物（第31条—第35条）
- 第6章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財及び鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（文化財保護委員会）

第3条 法第190条の規定に基づき、北栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に北栄町文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）を置く。

2 保護委員会の委員（以下「保護委員」という。）の定数は5人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 保護委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 保護委員は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

（委員の報酬等）

第4条 保護委員の報酬及び費用弁償の額は、別に定める。

第2章 町指定有形文化財

（指定）

第5条 教育委員会は、所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得て有形文化財のうち町にとって重要なものを北栄町指定有形文化財（以下「町指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者等に通知する。

3 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該町指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第6条 町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 町指定有形文化財について国又は県の文化財の指定があったときは、町指定有形文化財の指定は解除されたものとみなす。

3 前2項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

4 町指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は、指定書を20日以内に教育委員会に返付しなければならない。

（管理方法の指示）

第7条 教育委員会は、町指定有形文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第8条 町指定有形文化財の管理、修理、復旧及び現状変更は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、その所有者が行うものとする。

2 町指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該町指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任し、又は解任したときは、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所有者の変更等）

第9条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて20日以内にその旨を教育委員会に届け出なければなら

資料9 北栄町文化財保護条例

ない。

2 町指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(損失又はき損等)

第10条 町指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、その事実を知った日から10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 町指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、一時的な所在の場所の変更を除き、所有者(管理責任者のある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第12条 町指定有形文化財の管理又は修理若しくは復旧につき経費の一部に充てるため、町は、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により、補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理、修理又は復旧に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する町指定有形文化財の管理、修理又は復旧について指導監督することができる。

(管理、修理又は復旧に関する勧告)

第13条 町指定有形文化財の管理が適当でないため、当該町指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 町指定有形文化財がき損し、又は衰亡しようとしている場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、その所有者に対し、その修理又は復旧について必要な勧告若しくは措置、又は修理若しくは復旧命令をすることができる。

3 勧告に基づいてする措置又は管理、修理若しくは復旧(以下「修理等」という。)に要する費用については、町は、所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(現状の変更の制限)

第14条 町指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第15条 町指定有形文化財の修理等をしようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、町指定有形文化財の所有者に対し、一定期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、当該町指定有形文化財を出品することを命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定に基づいて出品するために要する費用は、予算の範囲内で全部又は一部を町の負担とする。

(調査)

第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、町指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定文化財の現状、管理又は保存若しくは修理等の状況につき、報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第18条 町指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の命令又は勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

第3章 町指定無形文化財

(指定)

第19条 教育委員会は、所有者の同意を得て無形文化財のうち町にとって重要なものを北栄町指定無形文化財(以下、「町指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするに当たっては、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定による指定に当たっては、その旨を告示するとともに当該町指定無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知しなければならない。

(解除)

第20条 町指定無形文化財が町指定無形文化財として価値を失ったときその他特殊な事由が生じたときは、その指定を解除することができ

る。

2 町指定無形文化財について国又は県の文化財の指定があったときは、町指定無形文化財の指定は解除されたものとみなす。

3 前2項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者に通知しなければならない。

(保持者の氏名の変更等)

第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他の事由が生じたときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保存)

第22条 教育委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要と認めるときは、町指定無形文化財について、記録の作成、伝承者の養成その他その保存ため適当な措置を行い、又は保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者に対し町指定無形文化財の公開を勧告し、又は命令することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(無形文化財の記録の作成等)

第25条 教育委員会は、町指定無形文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、公開し、又は適当な者に対し当該町指定無形文化財の公開若しくはその記録の作成、保存、若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

第4章 町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを北栄町有形民俗文化財及び無形民俗文化財(以下「町指定有形民俗文化財等」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解除)

第27条 町指定有形民俗文化財等としての価値を失ったとき、その他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

(町指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第28条 町指定有形民俗文化財の現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 町指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更に関し必要な指示をすることができる。

(町指定無形民俗文化財の記録の作成等)

第29条 教育委員会は、無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自ら記録を作成し、保存し若しくは公開し、又は適当な者に対し、当該民俗文化財の公開若しくはその記録の作成保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

第30条 教育委員会は、町指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

第5章 町指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、所有者等の同意を得て、記念物のうち町にとって重要なものを北栄町指定史跡、北栄町指定名勝又は北栄町指定天然記念物(以下「町指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解除)

第32条 町指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったとき、その他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の指定の解除には、第6条第3項及び第4項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第33条 町指定史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 町指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

資料9 北栄町文化財保護条例

(準用規定)

第 35 条 第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 13 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、町指定史跡名勝天然記念物について、準用する。

第 6 章 補則

(委任)

第 36 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町文化財保護条例（昭和 48 年北条町条例第 24 号）又は大栄町文化財保護条例（昭和 46 年大栄町条例第 11 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○北栄町文化財保護条例施行規則

平成 28 年 2 月 23 日
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北栄町文化財保護条例（平成 17 年北栄町条例第 89 号。以下「条例」という。）第 36 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定書)

第 2 条 条例第 5 条第 3 項の規定により交付する町指定文化財の指定書は、様式第 1 号のとおりとする。

(指定書の再交付)

第 3 条 指定書を滅失し、き損し、亡失し、又は盗み取られたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定により指定書の再交付を受けようとする者は、様式第 2 号による申請書に、その事実を証明するに足りる書類又はき損した指定書を添えて、北栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(管理責任者の選任等の届出)

第 4 条 条例第 8 条第 3 項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、様式第 3 号により行わなければならない。

(所有者の変更の届出)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定による所有者の変更の届出は、様式第 4 号に指定書及び所有権の移転を証明する書類を添えて行わなければならない。

(所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出)

第 6 条 条例第 9 条第 2 項の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第 5 号により行わなければならない。この場合において、当該届出が所有者に係るものであるときは、指定書を添えなければならない。

(滅失、き損等の届出)

第 7 条 条例第 10 条の規定による滅失、き損等の届出は、様式第 6 号に写真又は見取り図その他その状態を示す書類等を添えなければならない。

(所在の場所の変更の届出)

第 8 条 条例第 11 条の規定による所在の場所の変更の届出は、様式第 7 号によりその変更しようとする日の 20 日前までに行わなければならない。

(現状変更等の許可の申請等)

第 9 条 条例第 14 条第 1 項及び第 34 条の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請は、様式第 8 号による申請書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

(1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の設計仕様書及び設計図

(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

(3) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

(4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

(5) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

2 条例第 14 条第 1 項及び第 34 条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等が終了したときは、様式第 9 号によりその結果を示す写真又は見取図及び許可書の写しを添えて、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(修理の届出等)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項の規定による修理等の届出は、様式第 10 号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて、当該修理をしようとする日の 30 日前までに行わなければならない。

(1) 修理の設計仕様書及び設計図

(2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

2 条例第 15 条第 1 項の規定により修理の届出を行った者は、当該届出に係る修理が終了したときは、様式第 11 号によりその結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(保持者の氏名の変更等の届出)

第 11 条 条例第 21 条の規定による保持者の氏名の変更等の届出は、様式第 12 号により行わなければならない。

(現状変更等の届出等)

第 12 条 条例第 28 条第 1 項の規定による現状変更等の届出は、様式第 13 号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて、当該変更をしようとする日の 30 日前までに行わなければならない。

(1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書

(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

資料 10 北栄町文化財保護条例施行規則

(3) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足る資料があるときは、その資料

(4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(5) 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

2 条例第 28 条第 1 項の規定により現状変更等の届出を行った者は、当該届出に係る現状変更が終了したときは、様式第 9 号によりその結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第 13 条 条例第 33 条の規定による土地の所在、地番、地目又は地籍に異動があったときの届出は、様式第 14 号によりその異動のあった日から 30 日以内に行わなければならない。この場合において、地番、地目又は地籍の異動が分筆によるときは、当該土地に係る登記簿の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を添えなければならない。

(台帳の備付け)

第 14 条 教育委員会に町指定文化財台帳を備え、必要な事項を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

様式第 9 号 (第 9 条及び第 12 条関係)

様式第 10 号 (第 10 条関係)

様式第 11 号 (第 10 条関係)

様式第 12 号 (第 11 条関係)

様式第 13 号 (第 12 条関係)

様式第 14 号 (第 13 条関係)

様式第 1 号(第 2 条関係)

(表)

割 印	
第 号	
北栄町指定文化財指定書	
名 称	員 数
構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴	
上を北栄町文化財保護条例により北栄町指定文化財に指定する。	
年 月 日	
北栄町教育委員会 印	

(裏)

所 有 者	所有者の住所	所在の場所	交付又は再交付の年月日

所 有 者	所有者の住所	所在の場所	変 更 の 年 月 日

備考

1 次の場合には、条例の規定により教育委員会に届出又は申請しなければならないことになっています。

- (1) 所有者を変更したとき。
- (2) 管理責任者を選任又は解任したとき。
- (3) 所有者又は管理責任者の住所又は氏名(法人にあつては、その所在地、名称又は商号)を変更したとき。
- (4) 指定文化財の全部又は一部が滅失し、き損し、亡失し、又は盗み取られたとき。
- (5) 指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- (6) 指定文化財の現状を変更し、又は修理しようとするとき。
- (7) 指定無形文化財の保持者が、住所若しくは氏名を変更し、又は死亡したとき。
- (8) 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 次の場合には、条例の規定により教育委員会にこの指定書を返付しなければならないことになっています。

指定文化財の指定を解除されたとき。

様式第 2 号(第 3 条関係)

文化財指定書再交付申請書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例施行規則第3条の規定により指定書の再交付を申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
滅失(き損、亡失、盗難)の 年 月 日 及 び 場 所	
滅失(き損、亡失、盗難)の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第 3 号(第 4 条関係)

文化財管理責任者選任(解任)届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
文化財の所在の場所		
管理責任者の住所 及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
選任(解任)の年月日		
選任(解任)の事由		
その他参考となるべき事項		

様式第 4 号(第 5 条関係)

文化財所有者等変更届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
文化財の所在の場所		
旧所有者の住所 及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
新所有者の住所 及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
変更の年月日		
変更の事由		
その他参考となるべき事項		

様式第 5 号(第 6 条関係)

文化財所有者(管理責任者)氏名(名称)又は住所変更届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
変更前の所有者(管理責任者)の住所又は氏名若しくは名称	
変更後の所有者(管理責任者)の住所又は氏名若しくは名称	
変更の年月日	
その他参考となるべき事項	

様式第 6 号(第 7 条関係)

文化財滅失(き損、亡失、盗難)届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
文化財の所在の場所		
所有者の住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
滅失(き損、亡失、盗難)の事実の生じた日時及び場所		
滅失(き損、亡失、盗難)の事実の生じた当時における管理の状況		
滅失(き損、亡失、盗難)の原因並びにき損のときは、その箇所及び程度		
滅失(き損、亡失、盗難)の事実を知った年月日		
滅失(き損、亡失、盗難)の事実を知った後に執られた措置		
その他参考となるべき事項		

様式第 7 号(第 8 条関係)

文化財の所在の場所変更届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
所有者の住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
現在の所在の場所		
変更後の所在の場所		
変更しようとする(した)年月日		
変更しようとする(した)事由		
現在の所在の場所に復することが明らかなときは、その旨及び時期		
その他参考となるべき事項		

様式第 8 号(第 9 条関係)

文化財現状変更等許可申請書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第14条第 1 項・第34条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあっては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
文化財の所在の場所		
所有者等の住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
現状変更等を必要とする事由		
現状変更等の内容及び実施の方法		
現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期	変更後の所在の場所	
	現状変更等の終了後復すべき所在の場所	
	上記の時期	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	着手時期	
	終了の予定時期	
現状変更等に係る工事その他の行為をする事務所の所在地、代表者の氏名、工事の名称及び施行者の氏名	事務所の所在地	
	代表者の氏名	
	工事の名称	
	施行者の氏名	
その他参考となるべき事項		

様式第 9 号(第 9 条及び第 12 条関係)

文化財現状変更等終了報告書

北栄町教育委員会 様

年 月 日付けで許可された(届け出た)文化財の現状変更等を終了したので、北栄町文化財保護条例施行規則第 9 条第 2 項(第 12 条第 2 項)の規定により報告します。

年 月 日

申請者 住所
又は
届出者 氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
施行前の所在の場所		
施行中の所在の場所		
施行終了後の所在の場所		
施行開始及び終了年月日	開始年月日	
	終了年月日	
施行終了後の状況		
その他参考となるべき事項		

様式第10号(第10条関係)

文化財修理等届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
文化財の所在の場所		
管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
修理等を必要とする事由		
修理等の内容及び方法		
修理等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理等の終了後復すべき所在の場所及びその時期	変更後の所在の場所	
	修理等の終了後復すべき所在の場所	
	上記の時期	
修理等の着手及び終了の予定時期	着手時期	
	終了の予定時期	
修理等に係る工事その他の行為をする事務所の所在地、代表者の氏名、工事の名称及び施行者の氏名	事務所の所在地	
	代表者の氏名	
	工事の名称	
	施行者の氏名	
その他参考となるべき事項		

様式第11号(第10条関係)

文化財修理等終了報告書

北栄町教育委員会 様

年 月 日付で届け出た文化財の修理等を終了したので、北栄町文化財保護条例施行規則第10条第2項の規定により報告します。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
施行前の所在の場所		
施行中の所在の場所		
施行終了後の所在の場所		
施行開始及び終了年月日	開始年月日	
	終了年月日	
施行終了後の状況		
その他参考となるべき事項		

様式第12号(第11条関係)

文化財保持者の氏名等の変更届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
保持者の住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
変 更 の 内 容		
変 更 の 事 由		
変 更 の 年 月 日		
その他参考となるべき事項		

様式第13号(第12条関係)

文化財現状変更等届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあっては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
文化財の所在の場所		
所有者等の住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
現状変更等を必要とする事由		
現状変更等の内容及び実施の方法		
現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期	変更後の所在の場所	
	現状変更等の終了後復すべき所在の場所	
	上記の時期	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	着手時期	
	終了の予定時期	
現状変更等に係る工事その他の行為をする事務所の所在地、代表者の氏名、工事の名称及び施行者の氏名	事務所の所在地	
	代表者の氏名	
	工事の名称	
	施行者の氏名	
その他参考となるべき事項		

様式第14号(第13条関係)

土地の所在(番地、地目、地積)異動届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、名称・商号及び代表者の氏名)

印

文化財の種別、名称及び員数		
指定年月日及び指定書の番号		
文化財の所在地		
所有者等の住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称	住 所	
	氏名又は名称	
異動前の土地の所在 (地番、地目、地積)		
異動後の土地の所在 (地番、地目、地積)		
異動の年月日		
異動の事由		
その他参考となるべき事項		

○北栄町歴史民俗資料館資料収集方針

平成 30 年 7 月制定

(前文)

私たちは、多くの先人の努力と英知によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、この豊かな自然環境や永年培われてきた歴史や伝統、文化など誇るべき財産を守り、心からこのまちを愛し『人と自然が共生し あたたかい心のふれあうまち』をめざし、次世代に引き継がなければなりません。

そのためには、北栄町を形づくってきた先人の記録・資料である文化的財産を適正に整理、保存することで所蔵資料の価値を高めるとともに、歴史・文化を系統立てて明らかにすることで町民のふるさとに対する理解・愛着を深めることが必要です。

現在所蔵している資料の分野は非常に幅広く、明確な方針もないまま数多くの資料を受け入れていた経過もあるため、分野によっては資料の重複や系統的な整理、保管、展示が困難な現状がありました。このたび資料の収集について改めて見直し、既に所蔵している資料の再整理を進めるとともに、郷土文化の理解と未来への伝承のためにより重要であり、学術研究・教育に活用すべき重要な資料を継承するために、この方針を制定します。

(目的)

この方針は、北栄町歴史民俗資料館資料の収集にあたって、必要な事項を定めることを目的とする。

(収集の基本方針)

町民が郷土に親しみ、愛着、誇りを持つ心を育み、ひいては地域の文化・芸術の人材育成にもつなげるため、北栄町の地域的、伝統的特性を表す人々のくらしと文化に関わる歴史・民俗・美術・自然に関する資料を収集対象とする。

なお、埋蔵文化財については、本方針の対象外とする。

(資料の収集基準)

- 1 北栄町にとって歴史上重要な資料
(古文書類、絵図面、人物誌等)
- 2 北栄町にとって重要な民俗資料
(砂丘開拓、農業、生活等)
- 3 北栄町にとって重要な美術資料
(前田寛治、生田和孝、加藤廉兵衛等)
- 4 北栄町にとって重要な自然に関する資料

ただし、原則として郷土文化を研究するためコレクション化すべき資料を除き、既に収集している資料と同種及び同等未満の資料は収集しない。

(資料の除籍)

北栄町として必要または活用する資料を保存することを前提としたうえで、他の機関との連携も考慮し、次の場合は資料を除籍する。

- 1 広域的な特徴を表す資料等で他の機関へ譲渡することにより学術的な価値がさらに高まり、広域的な研究の推進につながる場合や教育普及活動等に活用される場合
- 2 整理・保存の取り組みにより、展示・調査研究が困難な劣化及び同種同等以上の資料が確認できた場合

(資料の収集及び除籍における留意事項)

資料の収集及び除籍については図書館及び他の機関と常に協力・連携する。

砂丘とクロボクに育まれた人とまち
—北栄町文化財保存活用地域計画—
資料編

作 成 令和3年7月
編 集 北栄町教育委員会 生涯学習課
〒689-2292
鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
TEL (0858) 37-5871
FAX (0858) 37-3242
E-mail manabi@e-hokuei.net
HP <http://www.e-hokuei.net/>